

フランコフォニーとフランスー言語・文化的多様性と共和国

鳥羽 美鈴*

[目 次]

仏文要約 <i>Sommaire en français</i>	84
はじめに	85
第一章 フランコフォニーとは何か	87
1 フランコフォニーの字義	87
2 フランス語圏の特徴	89
3 フランコフォニー国際組織	94
4 共同体の性格	103
5 コモンウェルスとフランコフォニー	105
第二章 フランスの対外政策としてのフランス語とフランコフォニー	109
1 フランス語の地位	109
2 対外戦略としてのフランコフォニー	114
3 フランスが言及する多様性	119
第三章 フランスの地域語・移民と共和国理念	125
1 地域語	126
2 移民	133
3 フランス共和国理念	138
結論（フランコフォニーの展望）	145
参考文献	149
年表	154
資料	157

* 一橋大学大学院言語社会研究科博士後期課程

La francophonie et la France, diversité linguistico-culturelle et République

TOBA Misuzu *

Sommaire. J'ai fait des recherches sur la relation entre la formation de la francophonie et la République française. J'y souligne notamment que la diversité que la francophonie propose comme idéal diffère de celui appliqué en France même.

Recémment, la France soutient la diversité culturelle et le multilatéralisme politique en s'opposant à la mondialisation et à l'unilatéralisme à l'américaine. Mais elle évite de reconnaître officiellement la diversité à l'intérieur de la République. Par exemple, elle n'admet pas l'usage officiel des langues régionales parlées dans certaines régions, et en outre le Parlement vient justement de légiférer sur l'interdiction du voile que certaines élèves musulmanes portent pour cacher leurs cheveux.

La diversité que la France promet présuppose la République une et indivisible. D'autre part, la France s'adresse à l'extérieur, particulièrement aux pays francophones et européens, pour défendre le français minoritaire et aussi pour amener l'enseignement positif. L'idéal de la francophonie toutefois n'est pas seulement de préserver la suprématie du français, mais aussi de respecter la diversité linguistique des Etats membres de la francophonie.

* Collège universitaire d'Études linguistiques et sociales, cours post-universitaire de l'Université Hitotsubashi (Tokyo, Japon)

はじめに

フランス語は日本語などと異なり、英語と拮抗した関係が保てる言語として国際社会で認知されている。そしてその一因としては、フランスでは国内における自言語の保護政策と他国への拡大主義という、3世紀以上にわたる植民地主義が培った言語政策が存在したことが指摘されている〔佐藤(2000,第20巻8号), 佐藤(2002,第4巻2号)〕。

フランス語は18世紀にはロシアを含めたヨーロッパの貴族たちによって、互いのコミュニケーションのために優先的に用いられ、そのような風潮は知識人の間にも広がっていった。1782年にベルリン・アカデミーが『何がフランス語を普遍的たらしめたのか』(Qu'est-ce qui a rendu la langue française universelle?)という主題で懸賞論文を募集したことに顕著のように、フランス語は論理的で、理性、明晰において他のどの言語よりも優れた言語であるということは、当時のヨーロッパにおいて共通の認識であった。

しかしその影響力は、19世紀末頃から次第に弱まり、以前のような輝きを失い始める。外交語としての地位が根底から揺るぐのは20世紀になってからであるが、1919年のヴェルサイユ条約がそれまでの外交慣例を破って英語とフランス語の二つの言語で作成されたのが象徴的である。

このような流れに対して、フランスはあくまでも自国の言語が外交語であり続けることに固執した。その一例として、フランス語が現在ある形で国連の公用語として採用されるまでにフランスが行った外交努力などが挙げられる。1945年にサンフランシスコで開かれた連合国会議で国際連合の創設が討議された際に当初、公用語として選ばれたのは英語、ロシア語、そしてスペイン語であり、フランス語はそこに含まれていなかったのである。2001年の暮れには、フランスは自国語の地位保全のために国連職員の採用や昇進には公用語のうち二言語の知識を必要とすべきことを提案している。

実に、英語が世界の共通語、いわば世界語として流通し始めた20世紀以降にフランスがフランス語使用の拡大に向けた動きは目を引くものといえるが、その一つが本稿でその詳細をみることになるフランコフォニー(francophonie)である。

日本語では「フランス語圏」と翻訳されることが多いが、本稿では、「フランス語の普及活動と、フランス語を通じて広がり、国を問わず根をおろしている価値観全体を指すもの」としてフランス語圏の代わりに「フランコフォニー」という用語を使用していく。また大文字の Francophonie は一つの組織団体、すなわち「フランコフォニー・サミット加盟国(2003年現在、オブザーバー国を含めて56ヶ国)とその政府によって構成される国際組織」〔在日フランス大使館ホームページ参照〕を指すものとし、「フランコフォニー国際組織」として取り上げる。

なお、「フランス語圏」あるいは「フランス語圏諸国」として言及する際にも、ことはそれほど簡単ではない。それというのも、フランコフォニーやフランコフォンという言葉は、「フランス語を話す」という明確な基準に基づくようであるが、実はフランス語圏の国はいくつあるか、また世界のフランス語話者は何人であるか、といった質問に正確に答えることはできないとされるからである〔Léger(1987) P.40〕。そこで、「フランス語圏」あるいは「フランス語圏諸国」という言葉の定義もここで示しておくことが必要になる。本稿では、*État de la francophonie dans le monde* (1998)や Dominique Remy (2003) *Quid* の掲載方法に準拠して、やや煩雑になるが、フランコフォニー国際組織の会議の場たるフランコフォニー・サミット加盟国及びオブザーバー国(56ヶ国)、そしてサミットへの特別招待国のうちフランス語を普段も使用している諸国に、フランス海外地域、そしてアルジェリアとイスラエルを加えたものを指す。¹

¹ アルジェリアについては、フランス語人口が多いこととフランスや他のマグリブ諸国との関係から、またイスラエルについても、フランス語人口が多いことと数年前からフランコフォニー国際組織への加盟を申請していることから概してフランス語圏とみなされる〔ジュベール(1999) P.68〕。また、*État de la francophonie dans le monde* (1998)では、オブザ

一方、「英語帝国主義²」に批判的であるフランス政府は、フランコフォニーをこれを打破するものとして位置付けようとしている。また、欧州連合内部で「多言語主義」を唱えるフランスが、フランコフォニーを語る中でも同様に「多様性」を称揚するが、多言語主義に反する動きも多々見られる。例えば、1989年5月のダカールにおけるフランコフォニー・サミット以降、確かにフランスの首脳レベルにおいてパートナー国の諸言語や開発問題が強調されはしたが、フランス語圏アフリカの諸言語に対する消極的な姿勢などに見受けられるように、フランコフォニー言語政策は、「パートナー」の言語を無視し、ヨーロッパなど他の地域で振興している多言語主義の原則をないがしろにしている、と指摘されているのである〔カルヴェ(2000) P.126-131〕。

また対外的政策として文化的多様性や多言語主義を掲げながら、国内政策はこれと矛盾するものが多い。1992年6月に「共和国の言語はフランス語である」(第2条)とした憲法改正や、1994年8月4日付のフランス語の使用に関する法律第94-665号(以下、法律起草者の名称から「トゥーボン法」と記す)など、言語の多様性を押し進めるどころか、逆にフランス語使用の拡大に向けた国内的動きが見られるからである。建前としては国内に一言語しか存在していないものとされ、従ってどの言語が公用語であるかなどと改めて法律で決める必要がなかった国家が〔田中(2000,第20巻8号)〕公用語なのか国語なのかは明らかにせず多くの可能性を残したまま〔カルヴェ(2000) P.71〕にしておきながらも、上記の憲法改正によって他の諸言語をあたかも排除するような形でフランス語という一言語を国家と直接に結びつくものとして規定したことになる。またトゥーボン法は国内におけるフランス語使用の義務を定めたもので、様々な議論を引き起こしたが、英語の侵略からフランス語を守るための法律であるとの指摘がなされているものでもある〔三浦(2002)P.33〕。

ここで問題となるのは、以上の動きは、言語の多様性と併せて語られるフランコフォニーや、あるいは欧州統合という動きに迎合するかのようにフランスが国内の地域語保護に向かう、すなわち国内外の多言語主義を創造しようとする動きと逆行しているのではないか、という点である。「ヨーロッパに向けて多言語主義を毅然と擁護する姿勢と、自国の国境内部でのフランスの地域言語に関してこの原則をあまり熱心に擁護していない姿勢には、ある種の矛盾も見られる」〔カルヴェ、上掲 P.131〕として、あるいはフランス国内での「単一言語主義」と国外での「多言語主義」〔三浦(2001)P.225〕であるとして、その矛盾が指摘されるのであるが、改めてフランスの国内外の多様性に向けたその姿勢を検討する必要があるだろう。

そこで本稿では第一章と第二章で、まずフランコフォニーというフランス語使用の拡大に向けた対外戦略とされるものを詳細に渡って検証する。そして第三章でフランス政府の国内に向けた姿勢を検証し、その根底にあると想定される共和国理念も含めて考察したい。

実は、フランコフォニーという概念自体、フランス語にかかわる研究はこれまでフランス共和国に偏っていたため、他の言語圏に比べても歴史が浅く、またその研究も始まったばかりである。英語圏やスペイン語圏、アラビア語圏などは、単に文学や言語教育といった人文科学にとどまらず、これらの言語圏を土俵とした政治や経済、社会や法律についての研究、すなわち社会科学も多大な実績があるが、フランコフォニーに関してはそのような研究がないと言われているのである。そして具体的な方法論もまだ確立していない。

一バー諸国のうち、リトアニア、チェコ、スロヴァキア、スロヴェニアは、フランス語学習者やフランス語圏からの移民の存在は別として、非フランス語圏諸国として扱われている。

² ロバート・フィリップソンの本から「言語帝国主義」という言葉が広まったが、それは「英語と他の言語とのあいだの構造的・文化的不平等の構築とたえまない再構築によって、英語の支配が打ち立てられ保持されること」と定義される〔Phillipson(1992)P.47, 糟谷,三浦編(2000)参照〕。英語の全世界への普及という現況からも、それは「英語帝国主義」と置き換えられる。

フランコフォニーに関する和書の先行文献に至っては、その全体像を記す試みがなされたものは筆者が知る限り皆無に等しい。洋書では、*État de la francophonie dans le monde* や *L'Année francophone internationale* という機関誌が存在する。前者はフランコフォニー諸機関のうちフランス政府の直轄機関で最高レベルのものとしてフランソワ・ミッテラン大統領が1984年に創設した直属のフランコフォニー高等委員会(Haut Conseil de la Francophonie)が二年毎に発行しているものである。また、本稿でも取り上げるが、グザヴィエ・ドゥニオ(2001)『フランコフォニー』、ミシェル・テトゥ(1988)『フランコフォニー』、そしてジャン＝マルク・レジェール(1987)『フランコフォニー』をはじめとして、その名もまさに「フランコフォニー」と題してその概論を著したものが見られる。

しかし、そこでフランス政府の地域語や移民への対応が同時に取り上げられることはないという問題点に気付かされる。ここには、フランスは単一不可分であるとする伝統的な共和国理念のもとに、地域語や移民といった特殊性あるいは多様性が依然として前面には打ち出されていないのではないかとの疑念が生じる。これでは、フランコフォニーは、フランス国内外へのフランス語拡大という植民当時の反芻、すなわち新植民主義であるとの誇りを正面から切り返すことはできないであろう。さらに上掲のフランコフォニー機関誌や、フランコフォニー運動を支持する立場にある者たちの手による上記の著作にはその世界観に自ずと偏りが生じているのが見受けられる。

そこで本稿では、まだ大衆にあまり知られることのないフランコフォニーとは如何なるものであるのか、これを先導する者たちの見解を集積し、ここに整理して掲げながら、それと併せて問題点を引き出し、検証していきたい。さらに、フランコフォニーという対外政策をフランス政府の地域語や移民への対応という対内政策と併せて論じることで、フランコフォニーの展望を探りたい。

第一章 フランコフォニーとは何か

1 フランコフォニーの字義

1.1 辞典にみる「フランコフォニー」と「フランコフォン」

まず、「フランコフォニー(*la francophonie*)」というものを、フランスを代表するラルース社やロベール社出版のフランス語辞書を中心に取り扱って字義的に追うこととする。

例えばラルース百科大辞典 [*Grand dictionnaire encyclopédique Larousse*(1983)] や、新ラルース百科辞典 [*Nouveau Larousse encyclopédique-dictionnaire*(1998)] において、「フランコフォニー(*francophonie*)」の項には「フランコフォン(*francophone*)の国々、そしてフランコフォンの集合体」とあり、フランス語ロベール大辞典 [*Le grand Robert de la langue française*(2001)] では、これに「フランコフォンの特質」という意味が加わる。

続いて、時代を遡り、ラルース百科大辞典 [*Grand Larousse encyclopédique*(1962)] をみると、そこには「フランス語を話すもの」として「フランコフォン」という語が掲げられながら、続く項に「フランコフォニー」という語が見当たらないことに気付く。ラルース大辞典に、「フランコフォン」という語が載ったのは1930年からであるが [Tétu(1988)P.44]、「フランコフォニー」に至っては、1960年代においてもなお掲載されていないのである。その理由は、「フランコフォン」という語が「フランス語を話す」という現実の証言にすぎなかったことから説明される [Deniau(2001)P.11]。但し、1968年には初めての「フランコフォニー辞典」が出版され、同年に *Quid* にも「フランコフォニー」に関して長い記事が書かれる。

さて、こうした表記の仕方からも予想される通り、日本語では通常、「フランス語圏」と訳される名詞

の「フランコフォニー」とは、すなわち、それより早く現れた形容詞の「フランコフォン」という単語の派生語である。

そこで、「フランコフォン」の語義を見ると、ラルース百科大辞典では、「フランス語を話す人々、集団、国々。またフランス語が公用語である国々」とある。ロベール・フランス語遍歴辞典〔*Dictionnaire historique de la langue française*(1992)〕ではさらに詳しく、「1880年にオネジム・ルクリュ³によって初めて使用され、1930年前に廃れたが、1960年頃になってとりわけ使用が拡大し、習慣的に、あるいは普通にフランス語を話す者を意味する」と説明される。そして「フランコフォン」と「フランコフォニー」という二つの語を掲げている他の辞典と同様に、この「フランコフォン」という語の後に本稿で問題となっている「フランコフォニー」という語が続いて、「フランス語を母語とする、あるいは(公用語であることが多いが)第二言語とする世界の人々の集団」とであると説明される。これは「フランコフォン」の語義を上掲の他の辞典の「フランコフォニー」の項に代入することで得られる説明にびたりと重なる。

すなわち、「辞書と百科事典は〈フランコフォニー〉という語にまず、形容詞〈フランコフォン〉から直接派生したものとして、〈フランコフォン〉であること。そして、フランス語を話す人々から成る集合体。という二つの定義を与えて統合した」〔Deniau(2001)P.12〕のであり、後に単語の拡散に伴ってその意味は拡がりを見せたと言約できよう。

ところで、90年代の事典において、「論争になっている概念」という記述が目につくが、これを念頭に置きながら説明を辿ると、「また、母語としてのフランス語、共通語、そして時に外国語として習得されるフランス語の地位」〔ロベール・フランス語遍歴辞典(1992)〕であるとして、さらに一つ抽象的な語義が追加される。さらに、アシェット社の『フランス語辞書』カラー版〔*Hachette le dictionnaire du française*(1991)〕では、「フランス語を話す人々の政治・文化的集合体(Ensemble politico-culturel)」であるとして、政治という新たな要素が現れる。

1.2 包括概念としての使用

ここで実用例のほうを見ると、フランコフォンという語は文学の上にも冠されて現れる。その一例としてケベックでは、『ケベックのフランス文学』という表現は拒絶され、『ケベック文学』という表現が好まれているが、このようにフランス国外の地域や国家においてフランス語で書かれた書物が1986年の第1回フランコフォニー・サミット以来、「フランコフォン」という形容詞の輸出に伴い、「フランコフォン文学」という総称でもって呼ばれるようになっていたのである〔Tétu(1988)P.35, 及びジュベール(1999)P.26〕。

あるいは、(ベルギーのフランス語方言)ワロニア語とブリュッセル(ベルギーの首都)のフランス語が混合されて、これらベルギーのフランス語がまとめてフランコフォニーと呼ばれるようになっている、という例にも示される通り、フランコフォニーは「包括的概念に対応するので、便利な語であるようだ」〔Tétu(1988)P.44〕と指摘される。つまり、世界に拡がるフランス語の変種を均衡を保った状態でとりまとめる役割を果たしているともいえよう。

しかし他方で、フランコフォニー主要機関といえるものの大部分、文化技術協力機構(ACCT: l'Agence de Coopération Culturelle et Technique)⁴などがその例に挙げられるが、その組織名にフランコフォニーやフランコフォンという名を入れないように注意深く気を配っていたとされる〔Léger(1987)P.30〕。

もしそうであるとすれば、それはフランコフォニーやフランコフォンという語そのものが、政治性あるいは一種のイデオロギーを帯びるようになってしまったからではないのか。

³ Onésime Reclus (1837-1916)。フランスの地理学者。

⁴ ACCTは後に改名されてフランコフォニー政府間機構(AIF: l'Agence intergouvernementale de la Francophonie)となる。

「フランコフォニー」という語は、これまでにその定義を巡って論争の対象となるほどの意味の拡大を見た。それにしても、当初は言語的、そして文化的意味を持つにすぎなかったこの語は、いつ頃から、政治的な、あるいはその他の意味を当の共同体に持たせるようになってきたのか。そして、その背景には、何かしらの社会的動きがあったに違いないが、それはどのようなものであったのか。まず、言語圏としてのその性格をブラック・アフリカを現況例として概観した後に、その考察を進めたい。

2 フランス語圏の特徴

2.1 他の言語圏との相違

そもそもフランス語がフランス以外、すなわち言語がその言語名となっている国以外で用いられているケースは他にもある。フランス語圏と同様に、同一言語が通用する諸国、諸地域を包括する表現として、ドイツ語圏(la Germanophonie)、スペイン語圏(l'Hispanophonie)、ポルトガル語圏(la Lusophonie)⁵というものが存在するのである。英語圏、中国語圏やアラビア語圏なども同様であるが、これらはどちらかといえば、英米圏(アングロサクソン世界)、中華世界、アラビア世界と呼ばれることが多い。

それでは、フランス語圏は他の言語圏と比較して何が特徴となるのか、まず整理すべきであろう。実は、フランス語圏の総人口は約6億人であるが、これらの国々での実質的なフランス語話者の数は1億人程度にとどまる。つまりその2割程度しか実際はフランス語を第一言語として用いていないということになる《本稿 P.157-160 資料 1 参照》。フランス語が公用語(法律によってその国の公式の文書などに書かれるべきとされる言語)、もしくは事実上の公用語(法的規定はないが、行政や放送などで用いられている言語)である国は、世界五大陸 34 ヶ国にのぼり、国の数では英語圏に次ぐものの、他の言語圏よりも圧倒的に多い《本稿 P.161 資料 2 参照》。しかしながら、言語人口からみれば、フランス語は実に英語や中国語はもとより、スペイン語やアラビア語、ポルトガル語、マレー語よりも少ない《本稿 P.162 資料 3 参照》。なぜなら、フランコフォニーを構成する国の多くは、フランス語だけではなく、他の言語との共存状態にあるからである。そして現在、フランス海外地域や主権国家でない地域を除くと、フランス語を第一言語とする話者を抱える各国において、フランス語話者の比率は少なく、それぞれの国において少数派といえる《本稿 P.163-168 資料 4 参照》。

フランス人にとってフランス語は公用語であり、かつ生まれてから初めて身につける母語(langue maternelle)である。それはカナダのケベック人やベルギーのワロニア地方、スイスのロマンディ地方の人々にとっても同様であるが、カナダ人やスイス人にとってフランス語はかならずしも母語ではない。⁶

このように、フランス語の使用状況が国や地域で大きく異なっているという点が他の言語圏では見られない特徴である。例えば、スペイン語圏ではスペインのカタルーニャ地方や南米の先住民族の諸言語などスペイン語以外の言語も使用されているケースもあるが、スペイン語が通じないわけではなく、スペイン語は公共の場で表示され、教育され、あるいは放送されている。しかし、フランコフォニーのメンバー国であるベトナムやエジプトでフランス語を見聞することはほとんどない。さらに、フランス語が地域によっては全く使われない国もある。

このように、フランス語の使用状況が国や地域で大きく異なっているという特徴を有するフランコフォニーの現況に関しては、*État de la francophonie dans le monde*(1998) P.548-553 に詳しい。ここではフランス

⁵ ポルトガル語圏(ポルトガル及びブラジル、モザンビーク、マカオ、東チモール等を併せた総称)を Portugalophonie と称さず、Lusophonie と称するのは、かつてのポルトガルがルシタニア(la Lusitanie)と称されたことに由来する。

⁶ 東京外国語大学 2003 年「フランコフォニー研究」<http://www1.odn.ne.jp/cah02840/Francophonie/>

語が国によって、母語、日常語、第二言語、あるいは外国語や少数言語として使用される様が描かれる。さらに、世界のフランス語圏は以下の三つに分類されている。

- ・フランス語圏として(フランス語使用、学習、言語地位、フランコフォニー機関への参加など多様な面から見て)既に進歩していた状況からさらに進歩が見られた地域
- ・フランス語圏としての要素が弱かった状況から進歩が見られた地域
- ・フランス語圏として退化がみられた地域

2.2 ブラック・アフリカを例にみるフランス語圏の現況

しかし、本稿では、それらをここに同様な形で網羅することはせずに、フランス語圏諸国の現況をその拡大を目指した視点から見ていたために覆い隠されてしまう点として、フランス語と他の言語とが共存している現状に焦点を当てて見ていきたい。地域としては、多言語状態が際立って認められる上に、フランス語圏としての国の数そして話者が共に最も多い地域であるブラック・アフリカ(サハラ以南の国々)を中心に上げる。この地域はまた、「国際語としてのフランス語の将来は、ブラック・アフリカを経る」[Léger(1987)P.46]として、今後のフランス語圏拡大の鍵ともされている。それというのも、多くの地域でフランス語話者は少数派であることを先に見たが、西洋のフランス語圏諸国で出産率が低下しているのに反して、マグレブ⁷、そしてブラック・アフリカにおいては人口と就学率の増加とが今後も見込まれているからである[Léger(1987)P.43, カルヴェ(2000)P.122,123, *État de la francophonie dans le monde*(1998)P.348, 349]。

2.2.1 ブラック・アフリカにおけるアラビア語の優位性

しかし、とりわけアフリカのサハラ以南の国々では、支配言語として習得される、フランス語、英語、ポルトガル語、スペイン語だけでなく、アフリカ諸語が存在すること、さらに、宗教と結びついた言語としてアラビア語も聞かれることを忘れてはなるまい。

第一にアラビア語を取り上げるが、そこでは日常生活においてもアラビア語の語彙の入ったことば、すなわちアラビア語からの借用語を用いているのである。この背景には、コーラン学校におけるアラビア語教育がある。

イスラム圏である北アフリカ、西アフリカ及び東アフリカの海岸地帯では何処でも、アラビア語などの読み書きと、イスラムの教義、及びイスラム法の基礎知識を教える多数の「コーラン学校」が設置されている。子供たちは政府が設置する世俗の学校もあるが、両方の学校に通うか、コーラン学校だけに通うことが多い。コーラン学校では、最初コーランをアラビア語で暗唱する。この課程は、通常五、六年であるが、二年ほどで早期終了する生徒もいる。この課程の後、コーランのアラビア語を現地の言語で翻訳することを学ぶ。この翻訳コースを終了できた学生は、次は、文法、法律、地理などに関するアラビア語の本を読むことになる。この課程で学生はアラビア語を習得することになる。

但し、優秀な子供たちだけが中等、高等の学問所を経て各地のイスラム大学にまで進学できるのであり、現状としてはアラビア語をマスターした学者を頂点に、アラビア文字の発音のみを解する人たちを底辺に

⁷ 広義にはサハラ以北の地域を指すが、フランスでマグレブと言えば、アルジェリア、チュニジア、モロッコの三国のことである。アラビア語で「日没の地」を意味するが、聖地メッカからみて日の沈む西方に当たるからである[平野(2002)P.258]。

持つ、アラビア語学習経験者のピラミッドが形成されている。⁸

2.2.2 エリートのみ限定されたフランス語教育

さて、第二に、フランス語圏アフリカにおけるフランス語であるが、実はこれと同じ状況がフランス語に関しても、フランス語話者あるいは学習者の増加として示されるデータの背後で見受けられる。すなわち、アフリカにおいて、フランス語が第一、第二言語であるのは、都市部に住む少数の上流階級家庭の子息がほとんどであることに注意すべきである。これに対し地方では日常語はアフリカの現地諸語であり、フランス語は外国語とみなされており、彼らはフランス語の理解能力が不十分であるために学校の授業についていけず、ドロップアウトしてしまうケースが多いとされる〔Alidou(2003) P.103-116〕。

植民の歴史ゆえに、フランス語は広く普及してきたかのようであるが、1960年代にあっても、実際にはフランス語の習得はアフリカ諸国においてそれほど広がっていなかった。そして今日においても依然としてその習得レベルの低さが指摘されている〔同上〕。

フランス語の普及の低さは教員についても同様であり、「1990年からブルキナファソ、マリ、ニジェールの三国のうちのバイリンガル学校とフランス語使用が主流となっている学校を半数ずつ、併せて60校を訪問したところ、教員もフランス語を使いこなせずに生徒とコード・ミックスあるいはコード・スイッチされた言語を教育媒介語として使用していた。とりわけ貧しい地域や農村地帯ではそれが顕著であった」〔同上〕と報告されている。

この事実は一般校の教員が公務員であるのに対して、マリやニジェールの一部の学校を除く大部分のバイリンガル学校の教員は政府の教育省から給付を受ける公務員、つまり試験により選抜され、能力を客観的に示す資格を有する教員ではなく、住民がその給料を負担するコミュニティの一員であることに起因する。バイリンガル学校の教員は公務員ほどの支給を得られないために短期間の実習しか受けられず、教育の媒介言語となるフランス語を十分に習得できないのである。

2.2.3 アフリカ諸語による教育の困難さ

第三に、アフリカ諸語の問題であるが、上記のフランス語能力の向上に関する議論と並んで、アフリカ言語を学校教育の媒介言語として使用することに関する議論が1960年代からあり、言語学者によるコーパス計画の努力がなされていた。また、フランス語圏諸国のうちの少数ではあるが、バイリンガル学校を1970年初期から創設し始めた。

バイリンガル学校では最初の三年間は、生徒の母語であるアフリカの言語で教育される。この時、フランス語は外国語科目であり、四年目にフランス語が媒介語となる。その目的は二つある。第一が、識字能力を通した自国のアフリカ言語と文化の保護と促進、そして第二が、国語と植民の歴史に応じた支配言語（フランス語、英語、ポルトガル語、スペイン語）の習得、である。

しかし、何よりも、政府や私的団体から十分な資金を得ることができないために、単なる教育実験にとどまっている。こうして、バイリンガル学校は、そこで使用されるアフリカ語が少なくとも二つか三つの正字法を持ち、統一に欠けるために生徒のリテラシー能力養成に負の影響を及ぼすなどの課題を残したまま、脇に押しやられる格好でその多くは貧困地域や農村地域に位置することとなる。

それ以後も、アフリカ言語を学校教育の媒介言語に使用することに関する議論は、実質的な投資を伴う

⁸ 江ロー久「第三章 アフリカの言語」、小馬徹「第六章 アフリカの教育」/ 日野編(1992)『アフリカの21世紀 第2巻-アフリカの文化と社会』勁草書房。P.60-86, P.159-187

政策という形ではなく単なる言説に留まり続ける。唯一、ギニアの前大統領セク・トゥーレ(Séku Touré)⁹がこの政策を実施したが、彼の死(1984)で終焉を迎えた。

1990年にユネスコ(タイのジウムティアン Jomtien)が行った世界の教育状況の評価では、大方の予想通り、アフリカの評価は低かった。それ以後も政治的高次レベルの集まりで、学校教育におけるアフリカ言語の使用拡大についての話し合いが行われたが、現在、実験的なバイリンガル学校の創設や再建の努力を行っているのはブルキナファソ、マリ、ニジェールの3国のみである。そして他のアフリカ諸国では、フランス語使用が主流となっている。

それでは、「アフリカ諸語のみによる教育は可能ではないのか?」。筆者のハサナ・アリドゥー(Alidou)のインタビューに対して、ブラック・アフリカの前教育省総長は自国語の熱烈な支援者であるが、「フランスの供給と援助に頼っている限り、自国語を教育する学校は大規模には展開できないだろう。」さらに、「世界銀行に働きかけても、フランスが世界銀行でブラック・アフリカの主要な援助国であるので、(自国語教育の)実現は不可能だった」と語る。

多くのアフリカ諸国で公用語あるいは国語がフランス語と定められ、通用語としては複数のアフリカ言語が掲げられているのであるが、ここに、フランコフォニー機関誌からは決して見えてくることのなかった、各諸国におけるフランス語と他言語との共存状態が明らかにされたであろう。

2.3 コートジボワールの事例

その実体をさらにコートジボワールを一例として見ていきたい。コートジボワール国内には60もの言語が存在するといわれ、さらに例えばアボワソ(Aboisso)とボングアヌ(Bongouanou)で話されるアグニ語(agni)、あるいはダロア(Daloa)とガグノア(Gagnoa)で話されるベテ語(bété)が同様に話されるわけではなく、すなわち同じ言語であるはずのものが地域によって別の様式で話されているとされる〔Fraternité Matin, 2003.4.10〕¹⁰。

フランス語という支配語と、通用語つまり土着のものと決め付けられたコートジボワール諸語との間には長らく紛争があり、学校では母語使用は禁止されていた。母語の地位向上に向けた運動が自由になされるまでには、独立17年後の言語機関の創立を待たねばならなかった。しかし、上記のアフリカ諸国の例に漏れず、ここでも自国語の教育は進んでおらず、それを示す以下のような報告が見られる。

「コートジボワールの文化・フランコフォニー大臣コネ・ドラマヌ(Koné Dramane)が出席した文化相会議(la conférence du ministre de la culture)のテーマは<フランコフォニーにおける国語>であったが、<フランス語と(コートジボワールの)母語を同居させるのに成功したコートジボワールの住民はどれくらいいるのか?>また<フランス語よりも国語を話す子どもはどれくらいいるか?私たちの国語はフランス語と調和し得るのか?>といった問いが提出された」〔Fraternité Matin, 2002.3.22〕。

あるいは、「国語を教授媒介語とすることに関して世論には<既にフランス語を話す子どもになぜコートジボワールの言語で教育を課すのか?>あるいは、<教師が村の言語を話さないならどうするのか?>といった声がある」というのである。ここで該当記事を執筆するココディー大学(Université de Cocody)所属のザカリは、「コートジボワールの言語を強制するのではなく、子どもが利用しやすい語で教育を受ける権利を認めることであり、それは、グウロ方言(gouro)であり、時にはフランス語であり得る」〔Fraternité Matin, 2003.4.10〕という打開策を提示する。

⁹ ギニアの政治家(1922-1984)。旧フランス領アフリカきっての急進的独立運動の闘士。同国の初代大統領。

¹⁰ フラテルニテ・マタン紙(Fraternité Matin)は、コートジボワールで最も古くからのフランス語日刊紙である。

ここには自国語を教育することに伴う困難だけでなく、これまでとは逆に自国語を教育する必要性への大衆の疑念といったものも見出せる。それではフランス語とは、そしてフランコフォニー国際組織に加盟するアフリカ諸国のうちの一国として、フランコフォニーとは、コートジボワールにとってどのようなものと位置付けられるのか。

コートジボワールのフランス語圏地域議長(directeur local de la francophonie)タネラ・ボニ夫人(Tanella Boni)は、「他の国々や人々が国語(les langues nationales)の発展を語る時に、なぜフランコフォニーを称揚するか?」という問いに対して、「フランコフォニーと国語は両立しないものでもない。フランコフォニーはしばしばパートナーと言われる言語の拡散・発展を支えた」と語る。また、「エリート層がフランス語を高らかに謳う動きをみせたら国語の将来はどうか?」という問いには、「学術分野とは別に、コートジボワールの若者たちはフランス語に独自の新語を加えるなどして、この言語を豊かにしている」と主張する。そして、フランス語が豊かになることイコール国語の貧弱化となるかどうかは言い切れないとして、ただ、アフリカの他の国々でも国語にフランス語が入ってきている現象がある事実を挙げている〔Fraternité Matin, 2002.3.16〕。

しかし、ここで、若者たちの積極的なフランス語の使用と、国語へのフランス語の侵入が現実として示されるとき、果たして、「フランコフォニーがパートナーと言われる言語の拡散・発展を支えた」という主張はどれほどの正当性を持ちうるのであろうか。

実際、対立意見も見受けられる。「フランスはアフリカやコートジボワールに友好関係を持つが、植民時代とは異なるパートナーの面からアフリカでの外交政策の再方向付けを行わないと、(グローバル社会にありながら孤立を支持する)煽動家や過激派の主張に正当性を与えかねない」のであるが、「ドゴール将軍が少し前に宣言したように、フランスが他国を援助するのは利益のためであり、(略)この日刊紙がフランス語で書かれることも確実に、アングロ・アメリカという共同体やインターネットに特徴づけられた今日の世界において、フランス語の拡大とフランスの存在のアピールに貢献している」という冷やかな声も聞かれるのである〔Fraternité Matin, 2003.2.20〕。

2.4 旧植民地にとってのフランス語とは

ここで思い起こさなければならない事実とは、アフリカ諸国が、国内における複数のエスニック集団間の軋轢と極端な多言語状況を克服するために、(特に中等以上の)現代教育を旧宗主国の言語によって行ったことである。この選択の結果として、旧宗主国の言語によって人々の新たな統合に資し、広い範囲の知識へ接近することを可能にした反面で、教育をアフリカ文化から疎外させ、その分だけ強く旧宗主国の価値に親和させることにもなった¹¹という矛盾が現在より強く立ち現れているのである。

さらに考慮すべきことは、そこで現在フランス語が果たす役割とは、伝達手段としての、いわばひとつの「道具」以上のものであり得るのかという点である。ドゥニオが「フランス語は単なる伝達手段ではない」と語り、チュニジアの大臣が「英語は電話であるが、フランス語は基準となる文化的システムである」〔Deniau(2001)P.105〕とするが、旧フランス植民地にある者たちにとって、両者はそのような相違を果たして見せるのであろうか。アフリカ諸言語の復権が検討され始めている今、フランス語において図られた英語との差別化は今後ますます消去されていくのではなかろうか。

かつての状況としては、「フランス語とフランス文化の普及によって、影響力を維持、拡大しようというフランスの意図からすれば、旧植民地のアフリカ諸国、なかでもブラック・アフリカ諸国は恰好の対象

¹¹ 小馬徹「第六章 アフリカの教育」/日野編(1992)『アフリカの21世紀 第2巻:アフリカの文化と社会』勁草書房。P.159-187

になり得た。これらの諸国は、多かれ少なかれ、フランス文化の影響を受けてきたし、そこでは、フランス語が他の言語と競合することはほとんどなかったからである¹²とする議論は成立する。しかし、現在の言語・社会状況はそれとは様変わりしており、フランス語が他の言語と競合する状況にあることはこれまで見てきた通りである。

ところで、もしアフリカの人々にフランス語への傾倒が見られるとすれば、それは「精神的な」固執によるものではなく、フランス語が、依然として、「彼らにとってフランス語を身につけることは、高等教育への進学とステータスのある職を得るのに必要な手段となっている」という実利的な現実があるからではないのか。

それでは、「精神的な」固執なくして、独立後も、アラビア語やその他の母語を持ちながら、マグレブ諸国の文学作家などがフランス語で書くことがあるのはなぜか。

マグレブ諸国において、「植民の歴史を消し去りたい」という思いは抱きながらも、「アラビア語はおそらくコーランの語として尊敬されすぎている」がために旧宗主国の言語たる「フランス語によって距離を保って書くのであろう」と指摘される〔ジュベール(1999) P.32〕。また例えば、コートジボワールの作家アマドゥ・クウルマ(Ahmadou Kourouma, 1927-)が作家として成功した理由として、フランス語で自国民を描きながらも、アフリカ流の感じ方、考え方、世界観へと読者を導いたことが挙げられる〔同上 P.30〕。すなわち、ここでフランス語とは、フランスという偶像とは完全に切り離された一つの表現手段にすぎないことが確認できるのではないだろうか。

それでは、多くの旧フランス植民地が参加するサンゴールの謳う「精神的な共同体」としてのフランコフォニーとは、如何なるものとして描かれ得るのか。

3 フランコフォニー国際組織

3.1 フランコフォニーの誕生

ここでは、社会におけるフランコフォニーという語の使用と意味の変遷を国際組織設立の過程と共に見ていく。

先にも簡単に触れたが、「フランコフォニー」という新語は、1880年にルクリュの『フランス、アルジェリアと諸植民地』に初めて登場した。エスニック、人種、経済の発展状況という通常の基準を顧みずに、ベルリン条約(1878)当時としては独創的で大胆な基準、すなわち家庭で、あるいは社会関係の中で話す言語を基準として地上の人々を区分けすることを考えついた彼は、ここでフランス語を話す人々の集団を「フランコフォニー」と名付けたのである〔Deniau(2001)P.9-12〕。

フランコフォニーとはつまり「フランス語話者からなる地理的空間」という一言語圏を指すことになる。しかし、この基準もまた、シュルレアリストが描いたような「創意と偏見に満ちた世界地図」〔西川(2001)P.37,38〕を描くとまではいかずとも、フランコフォニー・サミット加盟国の世界分布図〔本稿 P.169 資料5 参照〕に見られるように、フランス本国を中心に広く左右にその存在を主張するもので、やはりイデオロギー的な世界区分の基準であることに変わりはないと言えよう。ルクリュは「人口統計上の話者数というのは、言語の重要性を計る上での基準の一つに過ぎず、他に世界への拡散という基準がある」として、「なぜなら、大きな一つの話者集団に話されている言語も、国境外で知られていないなら、文化を豊かにする対話を築くことができないから」と主張する。こうした姿勢にも示されるが、「ルクリュは、植

¹² 平林正司「第十章 英・仏とアフリカ」/小田編(1991)『アフリカの21世紀 第3巻:アフリカの政治と国際関係』勁草書房。P.298

民の文化・言語観を通してフランスの権威の強化に貢献した」〔Hagège(1996)P.138〕と指摘されているのである。

すなわち言語という基準による世界の区分は新奇であるが、そこには話者数の上では少数派であるフランス語の優位を世界への拡散という側面から正当化することで、さらなるフランス語使用の拡大を図り、同時にこのフランス語と強い絆で結びついたフランスという国の世界における権力拡大を図る意図があったといえる。

3.2 再生と発展

ルクレユと共に、フランコフォニーという語とその地理的・言語的概念は一旦消えるが、1945 年以後には、フランコフォニーが再び論じられるようになる。ではなぜ 1945 年であるのか。その詳細は後で再び見ることになるが、まず第一に、ヴェルサイユ条約(1918)がフランス語と英語によって起草されたことに象徴されるように、外交や金融世界で成長した英語によって、フランス語の分野が損なわれてきたことが誰の目にも明らかになったことがその一因といえる。第二に、第二次大戦後、フランスの海外領土がしばしば熾烈な独立戦争の形を伴いながら脱植民地化したことが挙げられる。1954 年にインドシナ、1960 年ブラック・アフリカ、そして 1962 年にアルジェリアが独立している。こうして 130 年を超えるフランス植民地帝国は崩壊を迎えるのであるが、三浦(2001)が指摘するように、この時期(1962)とぴったり重なって、当時のセネガル大統領のレオポルド＝セダール・サンゴール(Léopold Sédar Senghor)や当時のチュニジア大統領のハビブ・ブルギバ(Habib Bourguiba)の提唱でイギリスのコモンウェルスモデルにしたフランコフォニー運動が起こっていることに注意が必要となる。

次に疑問となって生じるのは、なぜフランス語と直接的に結びつくフランスからではなく、フランス国外からフランコフォニー運動が起こったのか、ということだ。

サンゴールは自らをブラック・アフリカのエリートの一人とした上で、「フランス国外へのフランス語の拡大の主要な理由、そしてフランコフォニーの誕生の理由は文化的使命(ordre culturel)である」〔Esprit(1962.11)P.838 下線筆者附す〕と語る。そして、具体的にフランス語のアフリカ諸言語に対する優位性が五つ挙げられる〔同上 P.839,840〕。

- ① エリート間では、母語よりうまくフランス語を話すという事実
(①' 国際的に支持されている言語であるという事実)
- ② フランス語の語彙の豊かさ
- ③ 従属文を有するフランス語の構文の正確さ、表現の豊かさ、明晰さ
- ④ フランス語の体系性
- ⑤ フランス語の常に道徳を表明するヒューマニズム

すなわち、文化面における以上の点がフランス語を要請したという説明につながるわけだが、「アフリカがフランス語教育を導入し、支持し、もし強化する」〔同上 P.838〕とすれば、この「文化的使命」以外に、さらに「経済、文化的発展を導こうとした政治的理由」〔同上 P.841 下線筆者附す〕があるとする。この時、「植民体制下の残骸の中に見出されたフランス語というこの素晴らしい道具の利用」〔同上 P.844〕が併せて語られるのであるが、彼自身がここで言及していない更に直接的な思惑としては、以下の三点が指摘されている〔Tétu(1988)P.66〕。

- ・脱植民後の弱すぎるアフリカ諸国の連合へのこだわり。
- ・宗主国との特権化されたつながりを保ちたい。

- ・人間、黒人、白人という全ての人間を統合して新しい友愛関係にしたいという思想家や詩人たちの考えの具現化を試みる。

チュニジアのブルギバはサンゴール同様に、「植民は、単に否定的な現象だったわけではなく、植民で得たものを新国家の利となる方向に活用しなくてはならない」と語る。1965年にはダカールの学生に、「フランス語は、普遍文化、近代性への道である」として、フランス政府のイデオロギーをそのまま汲んだかのような発言がなされている。さらに「私たちフランコフォンにとって、フランス風コモンウェルスだけが、我々の国家に必要な進歩の大きな手段を与えるだろう」[Tétu(1988) P.69 下線筆者附す]と主張する。ここで「フランス風コモンウェルス」とされるものはフランコフォニーと読み替えられるが、積極的なフランコフォニー支持の姿勢が見受けられるといえる。すなわちフランスにとって好都合にも、アフリカ諸国は、彼ら相互間と、フランスとの間に植民に依存した過去とは異なる関係を、とりわけ、フランス文化とフランス語を通じて築きたいと思っていたのである [Hagège(1996)P.139]。

但し、旧植民地においてフランス語にその共同体の基盤を見出した者たちは、特権階級と結びつけられる言語を学習し習得することのできる環境に身をおいた一握りの人民にすぎないことも忘れてはなるまい。

ベルギーとイギリスが間接統治政策をとったのに対して、フランスは言語・文化ともに植民地の人たちを自国のそれに同化させようと努めたのであるが、植民地の人すべてに本土と同じく均等な教育機会を与えはしなかった。できるだけ多くの人に浅く広くフランスの言語と文化を教えるが、もともとは親フランス的な少数のエリートを育てるのが目的だったからである。それは、セネガルのように人口の4分の3以上の人がウォロフ語を解するというような国でさえも、フランスがウォロフ語のアルファベット、新聞などの普及に努めなかったことから説明される。¹³

さらに、サンゴール自身が「私はフランス語で思考するのであり、母語よりフランス語によってのほうがうまく自己表現できる」[Esprit(1962.11)P.838]と語っているように、フランス語を自在に操れる状況にあった彼が自らを黒人の「情動」と白人の「理性」を兼ね備えた「文化的混血」である¹⁴、としていた点も思い起こされて良いだろう。そこには、フランスの中央政府のイデオロギーが侵入している可能性を否定できないからである。ここでは、その点を見えにくくさせた上で、フランコフォニー支持者が何度も言及するフランス語圏諸国の「自発性」であるとの混乱へと導かれるのを避けるためにも、フランコフォニー運動を先導したのがフランス国外のとりわけ旧植民地であることは強調されすぎではないのである。

3.3 フランコフォニー国際組織設立まで

これを踏まえた上で、フランスと主に旧植民地のエリート層との利が合致した形でたどりついたフランコフォニー国際組織設立までの詳細をフランコフォニー国際組織のホームページ上 [http://www.francophonie.org/francophonie/histoire/] にその歴史として成立過程が取り上げられる組織を中心に見ていく。

まず、1950年にフランス語圏の最も古い組織として設けられたのが「フランス語新聞と記者の国際連

¹³ 江口一久「第三章 アフリカの言語」/日野編(1992)『アフリカの21世紀 第2巻:アフリカの文化と社会』勁草書房。P.60-86

¹⁴ 砂野幸稔著「エメ・セゼール小論」/エメ・セゼール(1997)『帰郷ノート:植民地主義論』平凡社。P.227

合」(UIJPLF: l'Union internationale des journalistes et de la presse de langue française)である。¹⁵そもそもは、ケベックのドスタラー・オーラリー(Dostaler O'Leary)記者の主導により、フランスの全国ジャーナリスト組合がリモージュで行った集会で承認したものである。1960年には、アフリカのハマニ・ディオリ Hamani Diori(ニジェール)、ブルギバ(チュニジア)、サンゴール(セネガル)らがフランスと文化的・言語的の共通点に基づいて関係を保つことを希望して新たな独立国をまとめることを提案し、「フランス語圏諸国の国民教育閣僚会議」(CONFEMEN: la Conférence des ministres de l'éducation nationale des pays francophones)を設立している。

1961年、モントリオールにフランス語普及のための共同体、「部分的あるいは全体的フランス語の大学連合」(AUPELF: l'Association des universités partiellement ou entièrement de langue française)が創設されて、カナダにおけるフランコフォニーへの意識の出現を示すものとして重要視される。またフランコフォニー組織の直接的な形成ではないが、1962年11月には、『現代語としてのフランス語』というタイトルで雑誌エスプリ(Esprit)にフランコフォニーという語とその概念が再出現した。そしてこの中で、フランス語の文法と詩の教授資格者でもあるサンゴール大統領がこれに国際的な支持をもたせた[Deniau(2001)P.47-50]。フランコフォニーの中核を成すフランス語はそこで、「あなたが話すフランス語という言葉、それはフランス国外で輝く太陽である」[Esprit(1962.11)P.844]とまで称揚されている。1967年、サンゴールの提案とルクセンブルクの国会議長ヴィクトール・ボドゥソン(Victor Bodson)の招待に基づき、フランス国民議会(l'Assemblée nationale)代表のジャック・シャバン＝デルマス(Jacques Chaban-Delmas)とドゥニオの指揮下にある国際事務局が主催で「フランス語使用議員国際会議」(AIPLF: l'Association internationale des parlementaires de langue française)¹⁶がルクセンブルクに設立された。そして1969年、「フランス語圏諸国の若者とスポーツの閣僚会議」(CONFESJES: la Conférence des ministres de la Jeunesse et des Sports des pays francophones)が設立される。ここでも主導したのは、アフリカ勢のディオリ、ブルギバ、サンゴールらであり、彼らの働きかけによってパリに創設された。

1970年には21ヶ国・地域が参加するフランス語圏諸国の国際協力機関である、「文化技術協力機構」(ACCT: l'Agence de Coopération Culturelle et Technique)が設立されるのである。これは実質的にフランコフォニー諸機関の事務局であり、またフランコフォニー・サミットのさきがけとなるものであった。

さらに1979年に、その詳細は後に国際組織の一機関として言及するが、「フランコフォニー市長国際会議」(AIMF: l'Association internationale des maires et responsables des capitales et métropoles partiellement ou entièrement francophones)が設立される。

ミッテラン左翼政権の1986年には第1回フランコフォニー・サミットが開かれる。

さて、ここまで見てきた組織のうちのいくつかがフランコフォニー国際組織として結びつけられて、時には何度か名前を変えながら現在の組織の中で機能し続けている。

3.4 フランコフォニー国際組織の全体像とその機能

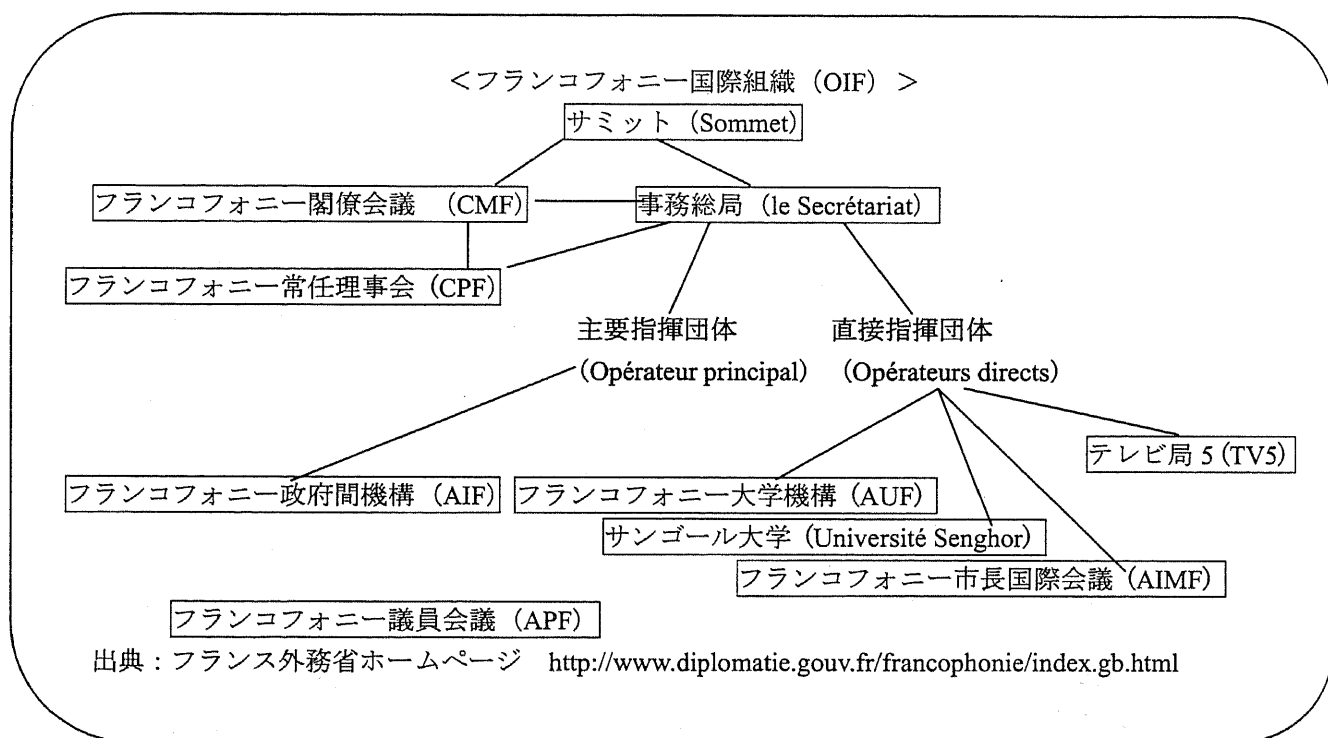
「フランコフォニー国際組織」(OIF: l'Organisation internationale de la Francophonie)は6回目のコトヌー(ベナンの都市)サミットで適用されたフランコフォニー憲章によって1995年に認定された組織である。この組織は、「フランス語を共有する諸国の元首及び政府首班会議」いわゆる「サミット」(Sommet: la Conférence des chefs d'État et de gouvernement des pays ayant le français en partage)と「フランコフォニー閣僚会議」(CMF: la Conférence ministérielle de la Francophonie)と、「フランコフォニー常任理事会」(CPF: le

¹⁵ 2001年にはU.P.F.と名前を変えている。

¹⁶ 後にAPFとなる。

Conseil permanent de la Francophonie)と「事務総局」(le Secrétariat)、そしてそれに直接付随する5つの機関から成る。

「フランコフォニー政府間機構」(AIF: l'Agence intergouvernementale de la Francophonie)、「フランコフォニー大学機構」(AUF: l'Agence universitaire de la Francophonie)、「テレビ局5」(TV5)、エジプトにある「アレクサンドリア・サンゴール大学」(l'Université Senghor d'Alexandrie)、「フランコフォニー市長国際会議」(AIMF: l'Association internationale des maires francophones)である。そして、これらと制度的なつながりはないが、サミットに常に代表者をもつ「フランコフォニー議員会議」(APF: l'Assemblée parlementaire de la Francophonie)がある〔下図参照〕。



以下に大文字の F で始まるフランコフォニー(Francophonie)と名打ったこのフランコフォニー国際組織の詳細と活動内容を、そしてその最高府たるサミットの議題を概観することで、とりわけ言語的な面、つまりフランス語の促進、拡大がどれほど強調され謳われているのか検証すると共にこの組織が全体としてどのような性格を帯びたものか見ていきたい。

*フランコフォニー国際組織(OIF)

フランス語圏諸国内の対立を制止し、法律の統合と民主主義を促進し、また人権の確立と促進を目標とする。協力の分野において、この組織の目的は、文化の多様性を促進することにある。教育、あらゆるレベルでの訓練、そして経済、発展に関する分野においても、その活動は活発である。

*フランス語を共有する諸国の元首及び政府首班サミット(Sommet)

フランコフォニー組織の最高府で、1986 年から参加国・地域は三つのオブザーバー国¹⁷を含め 42 ヶ国の

¹⁷ サミットへの参加形態は四種ある。[A]全権を有する加盟国(Statut de Membre de plein droit), [B]準加盟国(Statut de Membre Associé), [C]オブザーバー国(Statut d'Observateur), [D]特別招待国(Statut d'Invité spécial)である。準加盟国とオブ

もと開催されたが、翌年 1987 年以後は原則として 2 年ごとに開かれており、現在 56 ヶ国になる参加国が集ってフランコフォニーの主な指針を決定する。

＊フランコフォニー閣僚会議(CMF)

一年に最低一度は開かれて、サミットの準備と採用する決定内容の強化を図る。

＊フランコフォニー常任理事会(CPF)

平均して三ヶ月に一度開かれてサミットでの決定事項が確実に実行されるよう管理する。また異なるフランコフォニー執行機関により指揮された動向を評定し、政治的指示を与える。

＊事務総局(Le Secrétariat)

1997 年のハノイ・サミット後に創設された。フランコフォニーにおいて、制度的に際立った役割を担う。サミット、CMF、CPF という三つの機関の管理下に置かれた事務総長が指揮するのがこの事務総局である。主な任務は、国際舞台におけるフランコフォニー国際組織の促進、国際政策の実行、そして多国間の協力政策の調整の三つである。

＊フランコフォニー政府間機構(AIF)

1970 年に、「文化技術協力機構」(ACCT)という名で設立されるが、1996 年に「フランコフォニー機構」(l'Agence de la Francophonie)、1997 年に現在の「フランコフォニー政府間機構」(l'Agence intergouvernementale de la Francophonie)へと改名されている。50 の国家と連合(2003 年現在)から成る政府間組織である。メンバー間の文化・技術協力の推進を任務とする。また、フランコフォニーにおいて主な指揮を取り持っている分野は、教育(高度な教育は除く)、訓練、文化、科学と技術、農業、交流、法律、環境とエネルギーである。

さらに、サミットの主要指揮を行う以外に、フランコフォニーの他の司令部や組織、「フランコフォニー非政府国際組織」(OING: l'Organisations internationales non gouvernementales francophones)との協力を強化することも任務とする。

AIF 総長のロジェ・ドゥアイブ(Roger Dehaybe)はその任務を以下のように定義している。「我々の人材と金融資産を効果的に使いながら、多数の国家が参加する形で決定された優先事項と具体的計画に我々が集中して取り組むことで、フランコフォニーという大家族に寄与すること」。その一例としては、南アフリカへの視聴機器生産のためのフランコフォニー基金による援助は 5600 万フランで、25 の映画と TV 番組の制作に当てられることが決定されている [L'Année francophone internationale(2002) P.374]。

＊フランコフォニー大学機構(AUF)

1961 年にモンリオールに設立された「部分的あるいは全体的フランス語の大学連合」(AUPELF)はより高度の教育と研究を目指した活動を行っており、その使命は 391 の大学、研究機関と研究センターのメンバー間の交流を調整することにある。そして 1987 年に設立された「フランス語ネットワークの大学」

ザーバー国は、サミットとフランコフォニー閣僚会議(CMF)において基本的には議論に参加する資格を持たず、さらにオブザーバー国は、フランコフォニー常任理事会(CPF)とこれらの委員会の連合への会合に参加する権利を持たない。そして特別招待国はサミットにのみ参加し、各回の申請が必要とされる〔フランコフォニー国際組織ホームページ上に掲載/加盟の地位と方式 (Statuts et modalités d'adhésion) 参照〕。

(UREF: l'Université des réseaux de langue française)という組織があるが、これは具体的な科学技術の情報と、訓練・研究プログラムを作り出してきた。この AUPELF と UREF が 1998 年に「フランコフォニー大学機構」(AUF)となり、現在 17 の地域事務所を構える。具体的な活動としては、東南アジアで数少ないフランス語圏の国の一つであるヴェトナムの伝統的な日刊紙であるル・クリエ紙にその一例をみると、「AUF はホーチミン市の高等学校に 6000 万ドン¹⁸に値する本を過去に提供しているが、さらに 16 のヴェトナム大学にフランス語で書かれた本を提供する計画である」[Le Courrier,2003.5.5] と報告される。

*テレビ局 5 (TV5)

テレビ局 5 はヨーロッパのフランス語チャンネルである TF1、アンテナ 2(現在のフランス 2)、FR3(現在のフランス 3)、RTBF(ベルギー)、TSR(スイス)の 5 つが 1984 年 1 月 2 日に立ち上げた世界初のフランス語の国際衛星放送である。世界に一日 24 時間、視聴者の多様な要求に沿うよう地域的な番組作りを進めることを使命として放映されている。さらに、文化や世界観の多様性を知らしめ、共有させるよう配慮した情報や番組を放映することを目指している。その番組内容は、映画、スポーツ、フィクション、ドキュメンタリーと多岐にわたる。視聴者は 165 ヶ国以上の 1 億 3000 万世帯以上になる。1988 年に TV5 ケベック、1992 年に TV5 アフリカの創設、1998 年に TV5 アメリカ、そしてアラビア諸国向けに TV5 中東、という具合に、その放送網は広がってきた。2001 年 3 月当時で、テレビ局 5 の受信世帯数は、ヨーロッパで 6700 万、これは全ヨーロッパのチャンネルの第四位に当たる数で、アフリカ・中東では 1300 万で、この地域の国際チャンネルの中では第一位に当たる数であった。そして地域ごとの現況は下の資料に示される通りである〔テレビ局 5 ホームページ、フランス外務省ホームページ、及び *L'Année francophone internationale*(2002)P.379 参照〕。

<テレビ局 5 を受信する世帯数> 百万 (2002 年)

TV5 ヨーロッパ		70.3
TV5 カナダ・ケベック		6.2
TV5 アフリカ		2.2
TV5 ラテンアメリカ、カリブ諸国		8.0
TV5 中東		12.6
TV5 アメリカ		11.2
TV5 アジア		21.6
	総計	132

テレビ局 5 ホームページ <http://www.tv5.org> より筆者作成。

*アレクサンドリア・サンゴール大学(l'Université Senghor d'Alexandrie)

公式名称は「アフリカの発展のためのフランス語の国際大学」(UILFDA: l'Université internationale de langue française au service du développement africain)で、1989 年のダカール・サミットで創設され、1990 年に公式に開校された。アフリカ南方国の発展に役立つ科目の訓練を行う高度教育機関である。大学は既に資格を持った若い専門家を受け入れて、栄養学や厚生医療、行政と経営、環境、遺産運営という様々な活動分野

¹⁸ ドン(VND)はヴェトナムの通貨で 2003 年 5 月現在、1 円あたり約 128 ドン。従って 6000 万ドンは約 47 万円に相当する。

で責任を担えるよう育成する。

* フランコフォニー市長国際会議(AIMF)

1979年にジャック・シラク、パリ市長(当時)のもと設立される。その使命は、地域運営や、コンピュータ化されたプログラムの開発、スタッフ訓練といったフランス語圏諸国の都市のあらゆる活動に関して、市長や事務局の間に密な協力を築くことである。46の国にわたる109の町がメンバーである(2003年現在)。1993年のモーリシャスでのサミット以来、他のフランコフォニー直接指揮部であるAIF、AUF、TV5、サンゴール大学と同等の組織的位置に加わった。

* フランコフォニー議員会議(APF)

先述したが、サンゴール主導により1967年に創設された「フランス語使用議員国際会議」(AIPLF)が、1998年に改名されて現在の「フランコフォニー議員会議」(APF)となった。フランコフォニー憲章によって認定された唯一のフランコフォニー内部議員組織(interparliamentary)である。アフリカ、アメリカ、中東、アジアとオセアニアに63の議会や会議の部門がある。サミットに制度的なつながりはないが、常に代表者がサミットに送られる。またOIFの諮問機関として位置付けられ、フランコフォニー組織と人々の間に民主主義的なつながりを保証することを目的としている。

一例として、2001年7月8日-10日にケベックで開かれたAPFの27回目の会議では、フランコフォニー世界、とりわけ、ベナン、ハイチ、ギニアの政治問題と危機状況に関するものや、フランスの報道の自由と意見の多様化などについての報告書や意見書が提出されて、そのうちいくつかが採択されている[L'Année francophone internationale(2002)P.382,383]。

3.5 フランコフォニー・サミット

ところで、「フランコフォニー組織の最高府」と位置付けされるサミットの開催が1986年と他の機関の創設に比べて意外にも遅いことに気付く。実は、最初のサミット開催に至るまでには、長い道のりがあった。

そもそも、サミットの案は、カナダ首相(当時)のピエール＝エリオット・トルドー(Pierre Elliott Trudeau)¹⁹から出たものであり、彼の案をサンゴールが1975年8月に時の大統領ヴァレリー・ジスカールデスタン(Valéry Giscard d'Estaing)²⁰に投げかけて、1976年10月に条件付でサミット開催許可を得ている。トルドーは文化技術協力機構(l'Agence=ACCT)で1982年にも再度「サミットを設けない限り、有効なフランコフォニーの計画は一部欠けたままになる」[Tétu(1988)P.136,137]として、その必要性を強調している。

フランスが、サミット開催に当たってこだわったのは、アフリカでの影響力保持を狙っているとの批判を免れることであり、故に、当初の大統領の条件とは「フランコ・アフリカ会議と異なるものにすること」[同上 P.132]との内容であった。また、同様の理由でフランス政府はカナダがサミットに参加することにこだわりを見せた。しかし、カナダ国内ではケベックとオタワに意見の相違があったためにサミットへの参加は進まず、ようやく話が軌道に乗ってきたのは、自由党のトルドーに変わり、進歩保守党のブライ

¹⁹ 1919年生まれ。61年モントリオール大学教授となる。65年自由党下院議員となり、67年法相と検事総長を兼任。68年自由党党首に選ばれ、68-79、80-84年の二度にわたりカナダ首相を務めた。69年公用語の制定などフランス系カナダ人の待遇改善や70年「カナダ方式」による中国との国交樹立など対米依存からの脱却、82年自主憲法を制定させるなど新しい展開をみせる。84年引退。

²⁰ 大統領在任期間は1974-81年。

アン・マルルーニー(Brian Mulroney)²¹が政権を握るようになってからである。こうして 1986 年によく開催の運びとなったサミットの開催によって、諸国の元首及び政府首班というこれまでより高い次元での調停が可能になった。

さらに、その正式名称に関してであるが、「フランス語使用を共有する諸国の元首及び政府首班会議」(la Conférence des chefs d'État et de gouvernement des pays ayant en commun l'usage du français)から 93 年のモーリシャス・サミット以降「フランス語を共有する諸国の元首及び政府首班会議」(la Conférence des chefs d'État et de gouvernement des pays ayant le français en partage)と変更されている。これは、フランス語がもはやバリとフランスの独占物ではなく、使用国全体が「共同で管理する国際語」であることを宣言するものであると説明される。さらにその背景として、「国際社会でのフランス語の地位を維持するには、フランス一国では力不足、フランス語使用諸国の力を重視せざるをえないからであろう」という指摘もされる〔新倉他編(1997,1999) 増補 P.4〕。

しかし、フランス語使用の拡大、そしてフランス語の地位の維持は、はたしてその中心的な目的として前面に打ち出されたものであるのだろうか。

以下にこれまでのサミットの開催地と主要題目を掲げる〔Deniau(2001)P.60-66、及びフランコフォニー国際組織ホームページ参照〕。

- 1 回目 1986 年ヴェルサイユ(フランス)：世界の経済・政治の問題、協力と発展の問題。
- 2 回目 1987 年ケベック(カナダ)：フランスでの題目の延長。
- 3 回目 1989 年ダカール(セネガル)：フランス語の国際大学の設立を決定。
- 4 回目 1991 年パリ(フランス)：フランコフォニー組織の強化。
- 5 回目 1993 年グランドバール(モーリシャス、インド洋の共和国)：アフリカの民主主義、南北・南南協力の支持、GATT の文化特例の保護について。
- 6 回目 1995 年コトヌー(ベナン、西アフリカの共和国)：インターネットなど新しいメディア上でのフランス語の位置について。
- 7 回目 1997 年ハノイ(ベトナム)：フランコフォニー組織の政治的側面の組織化を決定。
- 8 回目 1999 年モンクトン(カナダ)：若者について。
- 9 回目 2002 年²²ベイルート(レバノン)：諸文化間の対話について。

ここに、確かに 6 回目サミットの題目などにフランス語の地位を維持・促進しようとする姿勢は見受けられるが、フランコフォニー国際組織において、フランス語そのものの拡大・促進が際立った目標とされているわけではないことが確認されるであろう。但し、一般にフランコフォニー関連組織は、フランス語の促進や拡散をその目的に含むことは珍しいと指摘される〔Léger(1987)P.35〕。言語学的に戦闘的になるという立場や、その目的によって、活動が狭められるという理由からである。つまり、それを大々的に謳ってはいないが、フランス語の拡散がフランコフォニー国際組織の一つの任務であることに変わりないといえそうである。しかしそれ以上にフランス語圏諸国間の「協力」や「団結」が強調されていることに気付く。先に見てきた各組織の任務においても同様に、これらの用語が現れた。すなわち多分野で、あるいは多国家間で協力が目指されている、現在機能するフランコフォニー国際組織とは、国際政治組織である。

²¹ 1939 年生まれ。83 年進歩保守党党首、下院議員を歴任し、84 年カナダ首相となる。93 年退任。

²² 2001 年 10 月に開催予定であったが、直前のワールドセンタービルのテロ事件により、2002 年に延期された。

4 共同体の性格

4.1 精神的フランコフォニー

それでは、ここでフランコフォニーの意味の変遷を整理しておく。

現在のフランス語圏の拡大として示される中に外国語としてフランス語を習得する者の増加が認められるが、ACCT の事務局長でもあったレジェールは、「フランコフォニー共同体は、外国語使用のように便利で表面的な言語知識に要約されるものではない」とする。その上で、「まずフランコフォニーは、精神の状態でなくてはならない」、あるいは「精神的なものと感じられなくてはならない」として「これなしに、フランコフォニー空間における経済、技術、視聴覚といった分野を語ることはできない」[Léger (1987)P.49 下線筆者附す]と言う。これは裏を返せば、フランコフォニーがその精神的な意味付けを失うとき、その中核となるフランス語もフランコフォニー支持者たちが批判対象とする今や世界語となった英語と同様、ただ単に便宜上から使用される言語に成り下がり得るものであるということであろう。そういった意味でも重要な核となるこの「精神的なフランコフォニー」はサンゴールにまで遡ることが可能である。彼は「フランコフォニーはフランス語を国語、公用語、あるいは事務語とする精神的な共同体である」[Deniau(2001)P.18 下線筆者附す]とみなしていたのであり、すなわち、1960年代から既にフランコフォニーは言語意識のみの問題ではなく精神世界にまで拡張されたものとなっていたと言えよう。それでは、次はどこで意味の拡張をみるのか。

4.2 政治・経済的フランコフォニー

1995年の第6回コトヌーにおけるサミットでは、フランコフォニー機構(l'Agence de la Francophonie)の憲章を改訂したフランコフォニー憲章が打ち出されたが、その前文にはこうある。「(前略)フランコフォニーに政治的な次元を与える時がやってきた。世界情勢がそれを要求し、技術の進歩がそれを要請するのである。(略)従ってこの憲章はフランコフォニーの理想、すなわち自由、人権、正義、連帯、民主主義、そして発展と進歩という理想を永続させるためには改訂されるべきである」[フランス政府外務省ホームページ掲載の La Charte de la Francophonie 一部を訳出。下線筆者附す]。

ところで、この前文と1966年(11月8日)の政府会議の記録とを比較されたい。そこでは、「私たちの文化に属していると思われる者たちが、フランコフォニーの只中で、法や政治の形式に捕われずに、彼らが望む形で、彼らに適する位置を見出せるように十分な柔軟さをもって物事をみる必要性」[Deniau(2001)P.58 下線筆者附す]が主張されているのである。すなわち憲章の前文にはフランコフォニーに政治性を持たせることへの弁明が伺える。

ルネ・ブルヴァンが「フランコフォニーは言語・文化の共同体として人々を接近させるという目的のみを持つなら、そこには美しい未来があるが、政治的手段となり、他国へ影響力を及ぼす道具、あるいは他国解体の手段となるならば、そのような未来はないであろう」[René Pleven(1962), Deniau(2001) 引用 P.101]と語っていたように1962年から既にそれが政治性を帯びることへの危惧が見られた。あるいは、1967年に「フランコフォニーは結局、政治的になるだろう、さもなければ消え去るであろう」[Jean de Broglie, Le Monde, 1967.11.5-6, Tétu(1988) 引用 P.60]と予想された。果たして、1986年のサミット開催に伴ってその全体像がようやく形成されたフランコフォニーは、この時期から政治性を主張し始める。

レジェールは「フランコフォニーはあいまいな概念である。(略)本来は言語、文化、団体的概念であったが、1986年のサミット開催で政治的実態となった。そこに1997年ハノイより、市民の協力と民主主義が加わった」[L'Année francophone internationale(2002)P.293]と位置付けている。またフランス文部省官報

〔1988年1月27日通達〕でも、1986年開催のサミットに触れており、「フランコフォニー・サミットは、パートナー国の集まりによって表明された政治的意思表示である。また同時にとりわけサンゴールに代表される主導権を引き継ぐ過程の中で、決定的な第一歩を刻むもの」（下線筆者附す）との言及がみられる。また、1991年（4回）、1995年（6回）のフランコフォニー・サミットでは、フランコフォニーの政治的次元の強化という問題に触れている。しかし、その名に明白に示されるように、フランコフォニー国際組織の前身たる文化技術協力機構が設立された1970年から政治性、また経済性を併せて獲得したとするべきであろう。この機構への加盟国におけるフランス語使用率の格差を取り上げて、諸国の加盟が「政治的選択」であり、「それらの国がこのような共同体に入っているのは言語の論理に従ってではなく、国際政治を考慮に入れてのこと」であるとしても指摘されている〔カルヴェ(2000)P.126〕。

4.3 言語的フランコフォニー

しかしながら、フランコフォニーは本来の言語的意味を失ったわけではない。パリ駐在ケベックの常任理事(délégué général du Québec à Paris)²³をかつて務め、現在フランコフォニー高等委員会(Haut Conseil de la Francophonie)の会員であるジャン＝ルイ・ロイ(Jean-Louis Roy)²⁴は、フランコフォニーは「それを支え正当化する言語の使用の保持と発展に関心を持つ同盟である」〔Roy(1989)P.9〕と定義している。ここで単数形の言語とは、言うまでもなくフランス語を指す。そして、それは「つい最近まで、不確かな概念であったが、サミット開催とそれに続いた活動を通じて外部からも実態を伴ったものとなった」〔Roy(1989)P.105,106〕とされるのである。

実際に、四種の形態に分けられるサミット加盟国であるがオブザーバー国においても、「オブザーバー国としての参加申請は、フランス語使用の発展を促進しようとする意志に基づかなければならない」とした規定が見られる。また、その上の形態に当たる準加盟国から全権を有する加盟国への移行は自動的なものではなくこれも正式な申請に基づくが、この地位の変更に当たっては、「準加盟国の時点の現状に比べて実質的な進歩と進展が示されなければならない」とある。その進歩と進展とは、「フランス語圏諸国との協議と協力」においてと同時に、「フランス語の使用」におけるものであり、ここに「準加盟国のさらなる取り組みが反映されなければならない」と規定されているのである〔フランコフォニー国際組織ホームページ参照〕。

またフランコフォニー国際組織の設立を歓迎したアフリカ諸国では「たいてい複数の通用語があるため、フランス語が民族間の融和のために貴重であり、またフランスの助けが発展には必要とされた」として、その「言語性と政治性は切り離せなかった」との指摘もなされる〔Tétu(1988)P.98〕。

つまり、フランコフォニーは今や単なる言語における潜在的な同盟なのではなく、経済、政治、文化などほぼあらゆる分野において相互協力が期待される共同体なのであるが、それら各分野は依然として言語とつながりを保っていると言えるだろう。フランス語圏諸国の大学においても、科学教育の本の多くが英語であるなど科学分野におけるフランス語の「敗北」が周知の事実となる中、パリでのサミットで「科学・技術の創造と発展」の分野に投資を集中させることが決定されているが、そこには「フランス語によるその拡散」も加わる。しかし逆に、「パリ・サミット翌日に、フランコフォニー諸国の元首及び政府首班が経済発展を重視する正当性を疑問に思う者が何人かいた」〔Tétu(1988)P.45〕とされ、言語問題と経済問題

²³ ケベックの *délégation générale* とは、ケベック国際関係省の海外駐在部門で、パリ、ロンドン、ニューヨーク、東京にあり、パリのケベック政府事務所代表に当たる。

²⁴ 1941年カナダ生まれ。「フランス語圏組織の将来についての国際委員」の理事長(Président du Comité international sur l'avenir des institutions francophones)でもある。

を同様に扱うフランコフォニーのあり方に疑問の声もあったことが分かる。

4.4 意味の拡大とその社会背景

では、フランコフォニーの精神的な意味はどうか。それは維持されているのであろうか。中でも抽象的といえるこの意味は、フランコフォニー支持者の間では依然として聞かれるが、これ以上に現実的な意味、すなわち、政治、経済的なものに加盟国の関心は向かっているのではないか、というのが筆者の見解である。

さて、ここで注目していきたい点は、フランコフォニーがそのキーワードであるフランス語という言葉から離れて多くの共同体を構成し始めている点である。フランコフォニーに関連する組織は実に、法・技術・経済などの分野、更に専門化された分野にわたり、その全体像を描くのは不可能とされるほど数多く存在し、また多岐に渡っている〔Deniau(2001)P.85〕。このような動きは、その植民の歴史ゆえに現在なお、世界で広くフランス語が話され、読まれているという特権をもつフランスは、その特権を失えばフランコフォニー全体が孤立状態になる〔同上 P.87〕 危険をはらむ中、その生き残りに光を投げかけるものとなるであろう。

さらに、フランコフォニーという語の意味の推移もまた、ここで説明される。すなわち、言語学的に「フランス語を話す共同体」という意味は次第に拡張されて、精神的、政治的、そして経済的意味をも担う必然性がここにあったといえるのである。フランス語を話すかどうかという一元的な枠組みではフランス語圏諸国間の連帯強化、そしてとりわけ拡大を見据えたとき、今はあまりにも弱すぎる基盤なのである。

5 コモンウェルスとフランコフォニー

フランコフォニーは既に見たように今や政治・経済性を帯びて、そのモデルとなったコモンウェルスと如何なる相違を見せるのか。両者の比較は、フランコフォニーというものの性格を一層明確に浮かび上がらせるうえで有効であると思われるので以下に検証していく。

5.1 両者の相違点

国際組織としてのフランコフォニーのモデルであると言われる、大英帝国で結びつけられるコモンウェルスは、メンバー国が互いに支え合い、国際的なゴールに向かっていっしょに進んでいくように設立した政府の組織であるが、両者には言語による集結という点に大きな相違がある。コモンウェルスは、英語という言語でメンバーを括るものではないことは、コモンウェルス原則の宣言(1971)から明らかである。

フランコフォニー支持者の間では、この点に加えて両者の相違が以下のように説明される。すなわち、「コモンウェルスが設立当初からピラミッド型の組織であったのに対して、フランコフォニーは大きななやかさと多様性を特徴とする」〔Deniau(2001)P.12〕。あるいは、「コモンウェルスは進歩の風化であり、かけらを継ぎなおしたものであるのに対して「フランコフォニーは自由な選択であり、衝動であり、出会い」〔Léger(1987)P.13〕である。

他方で、例えばチュニジア大統領のブルギバが「フランス風コモンウェルス」と表現して、ここに旧フランス植民国にとって、それはコモンウェルスとさほどの相違がないものとの意識が垣間見られる。また、「この言い回しはフランコフォニーの地政学的局面を的確に表現している。それは、旧フランス領植民地独立のあとに、政治団体として結集した組織で、旧大英帝国諸国が構成する政治組織に比肩しうるものの存在をアピールすることである」〔カルヴェ(2000)P.125〕として、やはりその相違というよりも、同種の組織の出現としてフランコフォニーが描かれる。

これに対して、支持者側のひとはフランコフォニーがこのように「フランス風コモンウェルス」と呼ばれることを批判する〔Léger(1987)P.13〕。すなわち、そこには、フランコフォニーとコモンウェルスというものを同一視すべきではないとする考えがある。さらに、コモンウェルスとの差異を図ろうとする姿勢を見せるもののうちには、フランコフォニーに傾倒した見解が見受けられるといえる。

その例に漏れず、テトゥ〔Tétu(1988)P. 244-246〕においても、全く問題がないわけではないが、両者の相違に関して多角的によく分析されていると思われるので、ここに対比する形で要約しながら見ていく。それに引き続いて、問題点である箇所を取り上げていきたい。

- ① コモンウェルスは英語圏と一致するわけではない。すなわちアメリカ、アイルランドがメンバーでないように、英語を話す国が全てコモンウェルスのメンバーというわけではない。/ 対するフランコフォニーでは、唯一の決定要因はフランス語という言語である。
- ② コモンウェルスは大英帝国という排他的集団より 19 世紀に生まれたが、イギリスからの全ての独立国がメンバーというわけでない。反対に、植民地や領土、保護領でなかった国は一つもメンバーに加わっていない。/ フランコフォニーは 19 世紀のフランス帝国に属していなかったメンバー国が多く、カナダ、ベルギー、アフリカではブルンジ、ルワンダなどが挙げられる。
- ③ コモンウェルスは、1926 年の帝国会議、1931 年のウェストミンスター法によって生まれた古いものである。/ フランコフォニーは文化技術協力機構(ACCT)を誕生させるニアメ(Niamey)での集まりは 1969,1970 年に遡るにすぎない。
- ④ コモンウェルスはフランコフォニーより規模が大きく、人口も多い。/ フランコフォニーの数は、コモンウェルスの 3 分の 1 に満たない。
- ⑤ コモンウェルスは、英王室を元首とする君主制を採用している。/ フランコフォニーは単一の君主を持たず、共和制の国もあれば君主制の国もある。
- ⑥ コモンウェルスで、英語は公用語として、連結と融和の強い要因ながら、単に英語を中心に作られたわけではない。その目的は、文化的というより経済的である。文化はそこにおいて＜周辺的＞でさえある。/ フランコフォニーは、何より同じ言語使用に基づく共同体であり、メンバー間の文化的関係の保持と促進に特徴がある。文化技術協力機構(ACCT)の法令は＜フランス語が組織の基盤＞と謳う。²⁵
- ⑦ コモンウェルスは歴史上、必要不可欠なもので、重要な現実と考えられている。/ フランコフォニーはフランスにとって重要でも付随的なものと捉えられ、平均的なフランス人はフランコフォニーを知識人、理想主義者、政治家や言語学者の夢であると感じている。すなわち、コモンウェルスと異なり、フランコフォニーは、歴史、経済、言語学等の合理的使用ではなく、＜イデオロギーによって偶発的に生じたもの＞(C'est une aventure sous-tendue par une idéologie)〔Tétu(1988) P.142〕とされるのである。

以上の七点に両者の差異はまとめられるが、ここで見られる問題点とは何であろうか。

まず、①で指摘される両者の相違であるが、この記述は正確さに欠けている。それというのも、フランコフォニーにおいても、フランス語人口を多く抱え、またフランスの旧植民地である国が必ずしもそのメンバーというわけではない。政治的問題のために、フランコフォニー国際組織のメンバー国に依然として

²⁵ サンゴールは「コモンウェルスはまず政治的だが、それ以上に＜富＞(wealth)に関連するように、経済的で、物質的な豊かさに関連するのであって、言語や文化の領域に属するのではない。/ フランコフォニーは、言語に基づくが、それ以上に文化、すなわち何らかの文明という知的、精神的価値の共同体に基づくものである」と記している〔Tétu(1988)の序文 P.14〕。

なっていないアルジェリアがその反例の代表たるものとなろう。

また、③と④で指摘されるフランコフォニーという組織の若さと規模に関してであるが、2003 年現在コモンウェルスは 54 の主権国家から成り、世界人口の 30% を占める 17 億の人々を擁するのに対して〔コモンウェルス事務局ホームページ参照〕、フランコフォニーは、初回のサミット開催時はオブザーバー国を含め 42 ヶ国であったが、現在 56 ヶ国に拡大し、総人口としては約 4 億人を擁する。すなわち、フランコフォニー国際組織は、その国の数では現在コモンウェルスを超えるものの、総人口の比では圧倒的にそれに及ばず、さらに、組織内でその鍵として謳われるフランス語の話者数に限ると、その総人口は約 1 億にまで減少する。

こうした現況は両者の差異として取り上げるに値するが、フランコフォニーの拡大を見据えた文脈の中で言及される時、それは客観的な記述のようでありながら、一種のイデオロギーを秘めた描写とも言えそうである。おそらくここに警鐘を鳴らし、今後の更なる組織拡大の必要性を訴えようとしているのであろう。

⑥に関しても疑問符を附す必要があるだろう。それというもの、本稿で既に見てきたように、フランコフォニーは 1970 年の文化技術協力機構(ACCT)誕生に代表されるように、現在、さらに開かれたものになってきている〔Tétu(1988)P.235〕。こうして、コモンウェルスと同様に、フランコフォニーが言語・文化的という次元から、コモンウェルス本来の存在意義と言える政治・経済的な次元を取り込むようになった今も両者の相違はそれほどまでに認められると言えるであろうか。

さらに、大きな問題点は、②と⑤にて、コモンウェルスが大英帝国という排他的集団より生まれたこと、そしてコモンウェルスが君主を持つことが強調されるが、ここにコモンウェルスそのものの変化を追う視点が見られないことである。

5.2 「大英帝国」から「コモンウェルス」まで

そもそも、大英帝国²⁶(British Empire)は、第一次大戦時から「ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズ」(British Commonwealth of Nations)という名称に変わり、そして、第二次大戦後はさらにそれに代わって「コモンウェルス」という表現が通用するようになったという動きを見せている〔松田(1995) P.11-26〕。これらの名称の変更が示唆するように、現在のコモンウェルスが大英帝国より生まれたとしても、それは大英帝国と同じ性質を保持していることを意味するわけでは決していない。

確かに、「ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズ(British Commonwealth of Nations)」として名称が変わった際には、イギリス(British)という単語が保持されているし、以下に見るように、その定義には、「自由な連合」が謳われながらも、コモンウェルスの君主であるイギリスの王を想起させる「王冠」という表現が登場する。

このブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズに関する戦間期の重要文書としてよく示される 1926 年の帝国会議に提出されたバルフォア報告²⁷には、「王冠に対する共通の忠誠によって結合され、ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーとして自由に連合」するのであり、「一方が他方に決して従属しないイギリス帝国内の自治的共同体である」とその相互関係を定義している。さらに、1931 年のウェストミンスター法(Statute of Westminster)にも「王冠は、ブリティッシュ・コモンウェ

²⁶ 松田(1995)では、日本でよく使用される「大英帝国」は“British Empire”の意識であるだろうが、英語では“Great”や“Big”という形容詞を使う用法はなさそうであるという理由から、「イギリス帝国」と訳している。しかし、本稿では一般に使用頻度の高い「大英帝国」という訳を採用した。

²⁷ 1926 年帝国会議が「帝国内の関係」に影響するすべての問題の調査のためにイギリス元首相バルフォア卿を長として設置した委員会から、同会議に提出された報告のこと。

ルス・オブ・ネーションズのメンバーの自由な連合の象徴である。」として「メンバーは、王冠に対する共通の忠誠によって結合される」とある。

しかし、その後「コモンウェルス」として、その名称から「ブリティッシュ」という形容詞が削除されたことを認識しなくてはならない。その理由はなにも短くて簡潔な表現が好まれたというばかりではない。1949年4月のコモンウェルス首相会議で、イギリス首相アトリーらは、「コモンウェルス首長」の必要性を主張はしたが、インド首相ネルや南アフリカ首相マランの反対にあって、イギリス国王は、「自由な連合の象徴」としての「コモンウェルス首長」として再定義されることになったことと連動しての名称変更とも言えるのである。「コモンウェルス・メンバーは主権国家であって、イギリス本国に服従していない」との指摘も見られるが、すなわち、コモンウェルスが君主を持つということも現在そこで表立って主張されているわけではないのである。大英帝国からコモンウェルスまでの用語の変遷を見てきたが、両者のカバーする範囲が一致しないとして、以下のような指摘がある。コモンウェルスは「自治国から成るのに対し」、大英帝国は「そのほかに種々の非自治国、すなわち、植民地、保護領、委任統治地域などを包含した」〔松田(1995)P.16〕。

5.3 両者の相違は保たれているか？

ここまでコモンウェルスというものの詳細をみると、フランコフォニーを語る中で登場するコモンウェルスとは、むしろ、1世紀前の「大英帝国」を語っているのではないかとの感さえ抱かせる。現在あるコモンウェルスとフランコフォニーの違いとして主張されてよいのは、むしろ主権国家でない地域もフランコフォニー国際組織ではメンバーの一つとなり得ることではなかろうか。既にその一部に触れたが、「コモンウェルスは国際的な目標を達成するために共に活動する54の主権国家(sovereign states)の自発的な連合である」〔コモンウェルス事務総局ホームページ参照。下線筆者附す〕のに対して、フランコフォニー国際組織のメンバーには、カナダのニューブランズウィックやケベックという主権国家でない地域もが名を連ねるのである。

転じて、⑥に挙げられた両者の差異の一つ、フランコフォニーが君主を持たないことは、周囲がフランスの立場をその表明通りに受け止めていたかどうかは指し当たって別問題として、フランスがフランコフォニーにおける自国の非中心性を主張することを可能にできたと言えよう。つまり、「イギリスはコモンウェルスのいわば主導に立ち、ロンドンがいつも中央にいた」〔Léger(1987)P.62〕のに対して、フランスは控えめな立場を取り、フランスとフランコフォニーの関係は前者とは異なっていると主張できた。しかし、「大国の」誇りをしぶとく保持してきたとして、ECやOECD(経済協力開発機構)、EBRD(欧州復興開発銀行)、IMF(国際通貨基金)、ILO(国際労働機構)などの国際機関の長を独占してきたことが指摘される〔長部(1995)P.215〕。ましてフランスがフランコフォニーへの積極的な態度を見せるようになった今、依然としてこの差異は保たれていると言えるのであろうか。

世界におけるイギリスとフランス両国の位置付けとしては、むしろ逆転した情勢が描かれている。すなわち、「イギリスは56年のスエズ動乱に際してフランスとともに介入して敗北して以降、リージョナル・パワーとしての抑制した自己認識をもつに至った」のであり、「アメリカをバックにするイギリスと、フランコフォ^{（ママ）}ン(フランス語圏)を率いるフランスとの違い」が見られるというのである〔長部(1995)P.78〕。さらに、「1993年の第5回目モリシャス・サミット直前には、ケベックの101人の知識人がフランスはアングロ・アメリカの文化侵入を前に放任主義であると告発した」〔Hagège(1996)P.153〕として、フランスの君主としての参加が半ば要請されているかに見える。

また、フランコフォニーに言及されるとき重要な鍵として登場する「自発性」という用語であるが、逆

にそれが危うくなれば、フランスの中心性はいよいよ際立つということにもなりかねないのではないだろうか。

他方で、「フランスの＜中華思想＞はドゴール時代にはいくつかの面で見られはしたが、そんなことはいまではほとんど過去の遺物もしくは幻想だと言ってよい」〔西永(1998)P.20〕との指摘もある。それではフランコフォニーとはフランス政府において一体どのように位置付けられるものであるのか、章を改めて検証していく。

第二章 フランスの対外政策としてのフランス語とフランコフォニー

フランス語を公用語あるいは国語とする国の数の多さ、そしてフランス語を基盤に形成されたフランコフォニー国際組織の活動内容を見てきたが、ここでフランス語の使用域拡大の経緯に立ち返る必要があるだろう。そこで本章ではフランス語の使用がどのようにしてここまでの拡大をみせ、またフランス政府がどのような背景のもとに更なる拡大・促進に取り組むことになったのか、そして、ここでフランコフォニーが担ったものとは何であるのか考察を進めたい。

1 フランス語の地位

1.1 植民の歴史

フランス語の使用がとりわけ大きな広がりを見せた 17 世紀以降を中心にその歴史を追いたいと思うが、この頃からフランス語はヨーロッパ以外の大陸にも広がっていくことになる。それは北米やカリブ海地域を中心とする植民地の開拓と、アフリカ西部を中心とする奴隷売買の開始によるものである。1534 年、ジャック・カルティエがカナダ東部のセントローレンス(フランス語ではサン・ローラン)湾とセントローレンス(同)川の探索をはじめ、現在のカナダを新フランスと名付けてフランス領であることを宣言する。フランス人のカナダ入植開始は 1604 年からである。17 世紀半ばには現在のアメリカ合衆国の中南部(ルイジアナ)やハイチ(サント・ドマング)、グアドループやマルチニックなどのカリブ海(小アンティル諸島)も領有し、フランス人が入植する。これによってフランス語が北米やカリブ海地域にも広がっていくのである。

18 世紀になり、フランスの王朝はヨーロッパでも最大のものとなる。フランス語は王朝・宮廷・貴族社会の言語となっただけでなく、パリやその周辺地域の商人や民衆たちの日常語にもなった。また東はモスクワから西はポルトガルまでヨーロッパのほとんどすべての王家や貴族階級の言語にもなった。

19 世紀以降、本格的な植民地政策に乗り出したフランスはアルジェリアを始めとするマグリブ地域、西アフリカ、中央アフリカからマダガスカル、中東の一部、インドシナ、そして南太平洋の島嶼群を支配下に治める。こうしてフランスはイギリスに次ぐ植民地帝国となる。

フランス語はこうしたフランスの植民支配とフランス系移民の流動の歴史から、現在、フランス以外にヨーロッパからマグリブ、アフリカ、中近東、北米からカリブ海に広がる 30 を超える国で用いられているのであるが、これらの総称としてフランコフォニー(フランス語圏)という語が使用されているのである。とりわけ、旧植民地各国では第一言語としてのフランス語話者の比率には大小の差こそあれ、商業用語、あるいは教育用語としては広くフランス語が用いられている。また、アフリカ諸国のうちには国内に異なる言語を話す多数の民族集団を抱える中、国民統一を円滑的に果たすための手段としてフランス語を公用語とし、その教育に力を入れている国もある〔長谷川(2002, 第 30 号)〕。

ここでフランス語が果たす役割は、旧イギリス領における英語の役割と似ている。例えば、ナイジェリ

アにおいて現地語ではなく英語が公用語として選ばれている第一の理由として指摘されるのが、国内における複数の民族と言語の存在であり、その中からそれぞれの民族に結びついている言語のうちの一つを選択するとなると民族紛争を引き起こしかねないなど問題があるが、英語であれば特定の民族にとって有利になるということがない、という点である。第二に、英語という言語を通して科学や商業などにアクセスが可能となる、という点が指摘される〔Crystal(2002), Graddol(1997)〕。

但し、ここで英語、あるいはフランス語という旧宗主国の言語を彼らが独立後も依然として使用しても、自由意志のみに基づいて言語を選択するわけではないことに注意すべきであろう。ル・モンド紙の二つの記事に指摘されるように、フランス知識人のうちにもその認識は認められる。例えば、「専門家の委員会が世界の言語的画一化を危惧する」〔Le Monde, 2003.4.2〕と題した記事を見る。この中で、ユネスコ専門家グループのメンバーで言語動態研究所の一研究員は、「死んでいく」危機言語(ユネスコによれば、ヨーロッパではバスク語、ブルトン語、コルシカ語、ゲール語、ロンバルディア語、サーミ語など)に言及して、「これらの言語を母国語とする者たちが自らの言語をその子供たちに継承することを拒否するのは、本来＜外部的な理由＞により、彼らは自分の言語を自分たちの子供に継承することは、子供たちの社会統合にとって障害になると、社会によって思い込まされている」とする。

「忘れられた言語の究極の演壇としてのユネスコ」〔同上〕という記事においては、ユネスコでの討論における大学関係の参加者らの声をとりあげている。ここにその内容を要約すると、彼らは「国内・国際機関であれ、大きな行政機構には、社会的な地位向上を多数派の言語使用に結びつけることによって、少数派の共同体メンバーに自らの言語を子供たちに教えることをためらわせた責任がある」と強調する。

フランス語の使用拡大には、すなわち、フランスの植民支配とフランス系移民の流動の歴史に加えて、フランス語にいわば一方的に付与された特権的な価値とそのイメージが大きな役割を演じたといえるであろう。ところが周知のように、その特権的地位が揺らぎ始める。かつてフランス語が君臨していた台座に英語という言語がのし上がってきたからである。

1.2 英語の流入

1650 年から 1780 年までは、英語におけるフランス語の借用が、フランス語における英語の借用を上回っていたが、その力関係は逆転しつつあるとされる〔Hagège(1996)P.107〕。さらに今日、フランス語に占める英語の割合は 2.5%と少ないようだが、その大半は日常よく使う単語である点には注意が喚起される〔同上 P.115〕。

フランス語への英語の乱入、フランス人の英語の濫用という現象を憂慮する言説はすでに 1950 年代後半からなされており、その代表としてよく挙げられるのが比較文学者エチャンブル(Etiemble) によるものである。彼は 1964 年にフランス語(français)と英語(anglais)を合成し、『あなたはフラングレ(franglais)を話すのか』と題する本を書いている。

そこでは「18 世紀から既にイギリスかぶれ(anglomane)が見られたが、まだ単語の侵入の問題はさほど大きくなかった。しかし、無駄な単語の借用のほうは既に大きな問題となっていた」とあり、この「イギリスかぶれ」は、「英語の単語をフランス語と置き換えるのを拒絶した」とされる。なんと皮肉めいた表現が続き、誇張している感を免れないが、「ナポレオンがイギリスと戦闘中にも英語の借用は続いたのである。」そして、「イギリスがナポレオンに勝ち、世界の第一強国となって、英単語はフランス語に更に無遠慮に侵入した」〔Etiemble(1964)P.229,230〕と続く。彼が英語の多量流入に対する憂慮を超えて、英語と、イギリス、さらにフランス語に優先して英語を使用する一部のフランス人を敵対視しているのは明らかである。しかし、その流入は「学校のフランス語教育も無に帰する」〔同上 P.243〕ほどであるとは思え

ない。そこでは極端に英語化されたフランスの単語や表現が使われているが、プチ・ラルース事典(Petit Larousse)にも載っていない語が多いことから、それらの語に取り囲まれているかのように描かれた当時のフランス語話者にとってさえ読むのが困難であったとの想定もなされている [Ager(1999)P.98]。

ところで、1786 年の英仏通称条約の締結時に、イギリス商品が大量に流入して、フランスの産業は不振に陥り、当時の凶作と重なって各地で騒乱が頻発した歴史が想起されるが、20 世紀、フランスの産業が再び危機に直面することになったのは、イギリスに代わり、アメリカの企業の進出が相次いだからである。当時の差し迫った状況とその認識は、フィガロ紙に、「我々の商業、それから経済は国際的な金融権力(注釈*ここではアメリカ)によって間もなく危機に陥るであろう」[Le Figaro,1962.5.2] と記されることから伝わってくる。こうして、フランスがかつて敵対心を抱いていたのが英語とイギリスであったとすれば、今やそれは英語とアメリカである。

エチアンプルは言語と、経済・文化・政治のつながりをよく認識していたのであり、当時の本当の危機は、政治的影響と同様に言語の喪失にあったことが指摘される [Ager (1999)P.99,100]。それにしても、アメリカが「フランスの商業・産業を植民支配する為、外交・文化語として依然として高い地位にあるフランス語を妨害しなければならなかった」[Etiemble(1964)P.239] とするエチアンプルにおいて、言語でもって一社会の支配をもちろむ意図をそこに読み取っているのは、安易な、あるいはあまりに飛躍した主張と言える。

さらに、例えば、「フランス軍人が訓練中に英語で互いに話す」[Le Monde,1953.8.6] という報告がなされているように、英語はエチアンプルが言う「イギリスひいきの者」によってのみならず、そして、フランス語を妨害するためではなしに、もっと自然な形で取り込まれた事実も認める必要があるだろう。

1.3 EU 並びに欧州機関におけるフランス語使用の低下

周知のように、現在英語メディアの持つ通用度が他の言語と比べて格段に高いことを筆頭に、英語は国際語と呼ばれて多岐の分野でその使用域を延ばしている。それはこれまでのフランス語の使用域にも及ぶ勢いである。

フランスがこれまで誇っていた外交語としての地位は、それと反比例するように下落を見せ始めるが、まず、衝撃的であったのは、1918 年のヴェルサイユ条約がそれまでの外交慣例を破って英語とフランス語の二つの言語で作成されたことであろう。

さらにフランスが常に中心的な役割を果たしてきた欧州統合²⁸であるが、1950 年 5 月 9 日にフランス外相シューマンが発表した「シューマン宣言」を出発点とする EU、そして欧州機関におけるフランス語使用の低下もフランス当局では注目されている。

そこで以下に文化コミュニケーション省のフランス語及びフランスにおける諸言語総局が刊行した『2003 年フランス語使用に関する国会報告書』[Rapport au Parlement sur l'emploi de la langue française 2003, 文化コミュニケーション省ホームページに掲載] から、欧州連合におけるフランス語使用とこの言語的現況に対する政府の見解を追っていく。

ここに示されるデータのうち、まず注意を引くのが 90 年代後半から 2002 年までの欧州委員会(Commission européenne)、そして欧州連合理事会(Conseil de l'Union européenne)の起草文書に使用されるフランス語の割合の低下と、逆に英語の使用割合の上昇である(次頁参照)〔上掲報告書、第二部 I 章 欧州

²⁸ その詳細は以下の文献を参照のこと。西村(1993)『EC 統合とフランス』日本政治学会編『EC 統合とヨーロッパ政治』岩波書店 P.71-88。清水(1998)『欧州統合への道:EC から EU へ』ミネルヴァ書房。細谷、長尾編(2000)『テキストブック ヨーロッパ統合』有信堂。

連合(L'Union européenne)]。

<欧州委員会の起草案に使用される言語>

(年号)	英 語	フランス語	ドイツ語	その他
1996	44.7%	38.5%	5.1%	11.7%
1997	45.3%	40.4%	5.4%	8.9%
1998	48%	37%	5%	10%
1999	52%	35%	5%	8%
2000	55%	33%	4%	8%
2001	57%	30%	4%	9%
2002	57%	29%	5%	9%

出典：Commission européenne

<欧州連合理事会の起草案に使用される言語>

(年号)	英 語	フランス語
1997	41%	42%
1998	50%	29%
1999	57%	25%
2000	45%	36%
2001	59%	28%
2002	73%	18%

出典：Conseil de l'Union européenne

さらに詳細をみると、フランス語使用と比較した英語の使用割合の増加に関する言及が実に繰り返し現れることが分かる。欧州機関における言語の使用状況の詳細をつかむためにも、以下にそのうち何点かを掲載したい。

まず、組織や議長が使用する言語によってフランス語の使用率は異なる、とする見出しの下に掲げられるのがコレパール²⁹(常駐代表者会議)に認められる言語の使用状況である。

- ・ コレパールでは、フランス語は英語とドイツ語と共に通訳が付き、言語体制が整えられている。しかし、次席代表により構成されるコレパール I においてフランス、スペイン、ベルギー、ルクセンブルク、そして時折ギリシア、イタリア、ポルトガルがフランス語で発言するが、代表者全てが使用できるのは英語である。また、常駐代表により構成されるコレパール II において、とりわけ新加盟国(エストニア、チェコ、スロヴァキア)の代表者たちはフランス語の消極的といえる知識すらも持ち合わせていないようである。

²⁹ 各種理事会にて決定を行う準備・補佐機関として、各国から派遣されている EU への常駐代表による会議(COREPER: Comité des Représentants Permanents)があり、通常週一回開催されている。

さらに、各理事会の下には各種の作業部会があるが、アンティーチ部会(le groupe Antici、常駐代表者評議員)、マーテンズ部会(le groupe Mertens)、PESC(共通外交安全保障政策)という通訳の付かない機関の観察はとりわけ示唆的なものとして取り上げられている。

- ・ これまでの三半期、アンティーチ部会では、議長たちは完璧にフランス語を理解し内密にはフランス語を話す、グループでは英語を好んで使用した。
- ・ マーテンズ部会では、いくつかの例外を除き、最もよく発言に使用されるのがフランス語であるが、ギリシアの議長は完全なフランス語話者ではあるが当事者によれば、文書の草案の言語に基づき英語で司会を進行した。
- ・ PESC 部会や常駐代表者を集めた他の部会では、2002 年 3 月から 2003 年 2 月まで通訳なしで会議が進行されたが、意見交換の大半は英語で行われた。実際には、ルクセンブルクと時にはベルギーとポルトガルの代表者を除けば、フランス語で発言を行ったのはフランス人だけということになる。

その他の作業部会の状況は以下のように観察されている。

- ・ 通訳付きの部会では、議会が延長されて通訳者がいなくなると英語への移行が目立つ。
- ・ 理事会の作業部会では通訳が付く部会では通常は各国語で進行されるが、通訳が付かない部会では英語の使用が大半で、フランス語はまれであった。
- ・ 非公式の部会ではさらに一般的に英語で議会が進行された。
- ・ 部会と記者とのやりとりでは、代表者たちは専ら英語を使用し、記者の使用言語に応じて時折フランス語を使用したにすぎない。

また、プレスルームでの言語使用は以下のように記述される。

- ・ 理事会のプレスルームでは、フランス語と英語で報告がなされる。また記者会見は 6 つの言語の通訳が付くのだが、フランス語は常に消極的あるいは積極的な形で使用されている。
- ・ フランス語は依然として行政機関の第一の作業言語であり、常任理事会のような事務総長が招集する集まりでフランス語が使用されるのが普通である。しかしながら、経営・人事部門の伝達における英語使用が広がっている。

1.4 フランスの危機感

以上のように報告書の中では「英語の進展に伴うフランス語の後退」が指摘されるだけでなく、さらに様々なプログラム(CARDS³⁰, TACIS³¹, PHARE³²など)の会議書類における英語使用の増加と、それに伴うフランス語とドイツ語の使用率の低下にまで言及がなされている。

そもそも EU は、すべての加盟国の公用語を EU の公用語とする多言語政策をとり、2003 年現在、公用語は 11 あるが、膨大な予算を割いて通訳や翻訳の人員を配している〔欧州連合(EU)ホームページ参照〕。また、ここで改めて、EU の原則に立ち返るべく、周知のマーストリヒト条約(128 条 1 項)の規定を見ると、そこには「共同体は、加盟国及び地域の多様性を尊重し、同時に共通の文化的遺産を前面に押し出し

³⁰ CARDS: Community Assistance for Reconstruction, Democratization and Stabilization
EU による旧ユーゴスラビアの復興のための援助基金。

³¹ TACIS: Technical Assistance for the Community of Independent States
EU による旧ソ連諸国の技術援助のための基金。

³² 2004 年 5 月、EU に東欧諸国が加わることを見据えて、東欧の遅れたインフラや道路網などを EU の地域開発基金によって賄う制度のこと。

ながら、加盟国の文化の育成に貢献する」として、共同体内部における文化の多様性の尊重を明示している〔中村、辻村他編(2003) P.164〕。

しかし、先に示したデータを見ても、「特に、英仏両語の事実上の公用語化は、すでに現実のものとなっている」〔同上〕との指摘を待つまでもなくフランス語の使用率は英語と並んで依然として高いことが分かる。それにもかかわらず、フランスがその後退に言及することは改めて、フランス語にかかるその威信と、世界語としての地位において英語の次位へと追いやられたフランス語に危機感を抱くフランスの姿を示すといえよう。

やや長くなるが、エイジャーは以下のように指摘している。すなわち、「フランス語が脅威に晒される中で抱く危機感や不安感は、小国や貧国からは生じないもので、この他者への危機感の程度は、フランスが抱く自己認識と強い関連性をもつ。そのフランスの自己認識は、その言語を上流階級のものの、権威を伴うもの、あるいは豊かな文化を示すもの、と捉えるのに対して、英語は文化を伴わず、商的やりとりの場面で道具的に使われるものである、などとする自国語と他言語の捉え方にも垣間見られる。確かに、どの国にも自国、そして自国語へのプライドはあるが、フランスのその意識は抜きん出たものである。そしてドゴールからミッテランへ引き継がれた、フランスは優越しているという信念がジョスパン(1997.6.19)等の政治家の発言でも表面には出ないが、そう深くないところにおいて見られる」〔Ager(1999)P.9,194-197〕。そして、この状態をイギリスの報道者は、「フランスは母語の純粋性を保つことに取りつかれている。(中略)フランス語はもはや重要な意味を持たぬのに」〔Ryle in *The Guardian*, 1997.11.17〕と描いているという。

すなわち、これまでのフランス語の栄光という歴史認識がフランス人において非常に強いがために、英語が世界語としてはばかり最近の言語状況の中で自国語の地位がますます貶められかねないという危機感を他国民以上に強く抱いているのだろうか。

EUが多言語政策を進める中、「フランスは英語支配からフランス語を守るためその旗振り役になっている」〔三浦(2002) P.47〕との指摘がなされるが、これを裏付けるように、報告書の中には今後さらに拡大が見込まれるEUにおける通訳や翻訳不足、そしてその資金不足への対策としてフランス語の使用を強調する姿勢が伺える〔Rapport au Parlement sur l'emploi de la langue française 2003, 第二部 I 章 欧州連合(L'Union européenne)〕。また、1994年末にフランスのラマスール欧州問題担当相が、EUの作業言語を英・仏・独・西・伊の5ヶ国語に限ることを提案して中小国と欧州議会の反発を招いたことが想起されよう。

2 対外戦略としてのフランコフォニー

2.1 英語の脅威への対抗策

英語の国内への流入、そしてフランスが強く意識するEU並びに欧州機関におけるフランス語の地位の傾きというものに加えて、大衆が少しの抵抗感も抱くことなく国内に流入し続ける英単語や表現を濫用するという事態も見受けられるようになって、かつての世界語としてのフランス語の輝きを忘れられないフランス政府当局にとって英語がいよいよ脅威となるのは必至であると言える。それでは、フランス政府はここでどのような方策を採ったのか。

フランス語の統合を守るために、フランスには何年にもわたり多くの政府機関が創られてきたが、その一つとして挙げられるのが用語委員会である。

1966年にドゴールのもとで創設された「フランス語の保護と拡大の高等委員会」(Haut Comité de défense et d'expansion de la langue française)は、1973年には「フランス語高等委員会」(Haut Comité de la langue

française)と名前を変える。その役割は、アカデミー・フランセーズ³³の役割と極めて類似しているが、1966年のそれは、フランス語の純粋性の保持と用語問題の取り扱い規制を、1973年の後者は、それに加えて世界にフランス文化を広めること、フランス語圏諸国との協力などが主なものとして挙げられる。この機関は更に、1984年、1989年と、いくつかの組織に分化されているが、主な役割は変わらない。³⁴

しかし、こうした英米語を中心とする外来語の流入の規制、追放への取り組みは成功せず、1975年のパ＝ロリオル法ではついに商品・製品の名称、説明、宣伝にフランス語の使用を義務づけた。ドゴールに代わったポンピドゥーのもとで出されたこの法令は、フランス語の保護と、アメリカ化の拒絶の頂点を示すとの指摘がなされる〔Ager(1999)P.101〕。

それでもなお、英米語を中心とする外来語の流入という事態は悪化する一方で1992年には共和国憲法の第2条の、国旗、国家、そして「自由、平等、友愛」という標語の規定に追加して、「共和国の言語はフランス語である」と明記された上、94年のトゥーボン法の制定へと続くことになる。

2.2 国外への自国語の拡散

ここで注目すべき点は、英語への対応において、実に、フランス国内から英語を排除しようとするのみならず、フランス国外の英語による一言語支配体制にメスを入れようとするかのような動き、すなわち国外に向けた自国語の拡散という積極的な動きが同時に見られることであろう。例えば、前述の用語委員会であるが、1990年に、カナダ大使館代表や、ケベック大使、スイス、ベルギー、文化技術協力機構(ACCT)をも委員会に取り込むという動向が見られるのである。この動きは、「フランスを植民的なアプローチから解放したいという願いの反映」であると共に、「彼らが自国で報告することで、(フランス語の)新語の移植を助長するのに効果的という利点」があると指摘されている。³⁵ここでは、用語委員会への他国の参加に加えて、それよりさらに起源の古いアカデミー・フランセーズへのフランス語圏諸国の関与も示唆される。その筆頭となる人物としてまずセネガルのサンゴール³⁶が思い浮かぶであろう。

さらにフランスによる「フランコフォニー」が、「世界規模に同一で一貫した語彙を移植することに関して前途有望」³⁷であり、なぜなら「推敲過程でフランス語圏諸国の新しい直接関与があるからだ」という説明の下に新しい対外戦略の試みとして提示される。

アジェージュはこの「フランコフォニー」というものを、「フランス語に地位を取り戻し、またアメリカのヘゲモニーに対抗する盾を形成する組織」〔Hagège(1996)P.136〕であると鋭く指摘している。

同じような記述はラルース百科大辞典〔*Grand dictionnaire encyclopédique Larousse*(1983)〕にも見られ、「(前略)数十年前からフランス語の地位の落ち込みが認められるのは否定できないが、フランコフォニーはそれでも将来の見通しであり、アングロ・アメリカという増大するヘゲモニーに対抗するもの」とある。ところで、転じて英語の辞書に目を移すと、ウェブスター新世界辞典・改定第二版〔*Webster's new world dictionary, Second college edition*(1980)〕ではやはり、「フランコフォン」という語はあるが、「フランコフォニー」という語が見当たらないのは興味深い。オクスフォード参考辞典〔*The Oxford reference dictionary*(1986)〕ではこれらどちらの語も存在しない。これには更なる調査が必要とされるところだが、

³³ アカデミー・フランセーズは1635年にルイ13世の宰相リシュリューによって創設されたが、その目的は国語を制定し、新語を監査し、さらに辞書を編纂することにある〔草場(1998,2001)P.3〕。

³⁴ Anne Judge, *French: a planned language?* / Carol Sanders(ed.)(1993) *French today* P.18

³⁵ Judge, 同上 P.19

³⁶ アカデミー・フランセーズは終身会員制であるが、その会員はリシュリューの決定に基づき、フランス国籍でなければならない。1983年に会員として選出されたレオポルド・セダール・サンゴールは、フランコフォニー国際組織加盟国の一国であるセネガルの出身だが、フランスとセネガルの二重国籍保有者である。

³⁷ Judge, 同上 P.23

フランコフォニーという共同体は、逆に当のアメリカにとってはまだ形として現存する集団とはなっていないことを示していると言えるかもしれない。

ともあれ、フランスにおいて1950年代後半から90年代までとアメリカの英語に対抗しようとする姿勢は引き続いて取られてきたと言えるだろう。そして、近年の更なる英語の影響力の拡大に併せて盛んに語られるようになってきたのが、一義的にはフランス語使用域の拡大を目指したフランコフォニーであるといえる。

2.3 ドゴールとフランコフォニー

先に見てきたように、フランコフォニー運動そのものは、フランス本国ではなくフランス語圏、とりわけ旧フランス領土のアフリカからの主導によって行われて国際組織が創設された形をとった。しかし、ここでは改めてフランス中央政府のフランコフォニーへの姿勢を追ってきたい。

端的に言えば、時のシャルル・ドゴール(Charles de Gaulle, 1890-1970, 大統領在任 59-69)はフランコフォニーに対して消極的な姿勢をみせ、それは、むしろフランスとのつながりを求めるアフリカ諸国から不満の声が漏れるほどであった。パリに招かれたチュニジア大使モハメッド・マスムディ(Mohammed Masmoudi)がブルギバ大統領の名で読み上げた中に、「フランスのブルギバの提案への歓待は、私たちには励ましにはならないように見える。(略)フランスの報道がチュニジア(*ここではブルギバを指す)の提案について書いたことは、さらに私たちを苛立たせた」[Tétu(1988)P.70]とある。

ドゴールのこの姿勢をどのように説明することが可能であるか。テトゥは「新植民主義であるという批判を心配したからか」また、フランコフォニー組織を形成することへの「介入には早すぎるからか」という具合に飛び交う様々な憶測を全て正当化したうえで、次のように指摘する。すなわち、「フランスの世論は準備されておらず、ドゴールの側近はフランコフォニーに少しも好意的な姿勢を見せていなかった」として、二国間関係を好んだ外務大臣のモーリス・クーブ・ド・ムルビル(Maurice Couve de Murville)を挙げて、「彼はコモンウェルスのようなものが創れるとは考えていなかった」[Tétu(1988)P.60]と記している。

中央政府はすなわち、フランコフォニーという共同体のような政治的組織がそこに参加するのを拒否するであろう国々とフランスとの二国間関係を害することを同時に恐れていたのである[Léger(1987)P.64]。

さらに考え合わせるべきことは、フランス政府が植民という過去において、異なる民族間に法律的体系、具体的には、「フランス植民地帝国」(l'Empire français)、「フランス連合」(l'Union française)³⁸、そして「共同体」(la Communauté)³⁹の三つの組織であるが、これらを設けても永続的な連合の保証とならなかった経験を有することである。

「フランス連合」がほぼ有無を言わせぬ植民地の再編であったのに対して、「共同体」は参加の是非を海外領土自身が決定すると定めたことに両者の相違があるが、「共同体」への不参加とは、すなわち独立である。このとき、ドゴールの意図は、はっきりしており、独立は阻まないがその場合はフランスからの経済支援は受けられない、というもので、その意味ではやはり「共同体」は連合の延長である。ところがこの「共同体」は参加国諸国の独立によって早々と有名無実と化し、1995年には憲法からも削除されて

³⁸ 1946年第四共和国憲法により創設されたが、フランスの統治下にある諸民族の自治への欲求に配慮を示しながらも同化政策の維持をなお基調としていた、と指摘される。[平林正司「第十章 英・仏とアフリカ」/小田編(1991)『アフリカの21世紀 第3巻-アフリカの政治と国際関係』勁草書房。P.292]

³⁹ 1958年第五共和国憲法により創設されたが、「共同体」構成国が完全な自由を要求するようになって、憲法第85条と86条が改正される。「共同体」を離れて独立することも、そこに留まりながら独立することも可能になって、フランスとの関係において、「共同体」加盟は重要性を失い、名目上の存在に過ぎなくなった。[同上 P.293,294]

いる〔平野(2002) P.295-298〕。

ところで、上記三つの組織の設立過程は、すなわち、第三共和制の「フランス植民地帝国」から、第四共和制の「フランス連合」、第五共和制の「共同体」へと変化してきたシステムは、「協力」という言葉で表現される形に行き着いた、としてまとめることも可能である。フランスは文化を外交の重要な分野の一つとして位置付けた最初の国であるが、この「協力」政策においては、文化の分野の重視が著しい特徴となっており、文化協力として、フランス語とフランス文化のうちとりわけ前者の普及に主眼が置かれてきたとも指摘されている。⁴⁰

1965 年、「フランスとケベック間の文化的協約」(l'entente culturelle du 23 novembre 1965 entre la France et le Québec)という、フランス語という言葉に共有し担っていくことを宣言した最初の国際協定が結ばれるが、これは沈黙を保っていたフランスが静かに参加したものとして示される。〔Deniau(2001) P.51,52〕ここで今一度、フランコフォニー国際組織設立までの経緯を思い起こされたい。この頃、CONFEMEN(1960)や AIPLF(1967)という多国間組織といえるものが誕生しているのがあった。

しかし、ドゴールは常にフランコフォニーに関して控えめで、1966 年 10 月 28 日の記者会見で唯一答えるのを拒絶したのがフランコフォニーに関するダホメの新聞記者の質問であった〔Deniau(2001) P.52〕。ドゴールは公式にフランコフォニーについて語ったことはなかった。⁴¹

だが「ドゴールがフランコフォニーに無関心であったとは全く思えない。(略)擁護者を決して演じることなく、慎重に他の政府首脳、主にサンゴールとブルギバにやらせた」〔Tétu(1988) P.50〕と解釈されている。ドゴールは「二国間協定を増やし、独立国とその意思を尊重しながら協力関係を強化」していたのであり、その二国間協定は「200 以上」になる。しかるに、一種のコモンウェルス、つまり将来のフランコフォニー創造のための多国間協定はアフリカの主導に任せただのである〔同上 P.55,56〕。

アフリカ諸国においては、フランスとの二国間協定を経済、文化、軍事、外交協定、と言った具合に少しずつ全ての分野に広げていたが、この二国間協定では不十分として、1960 年-70 年の 10 年間は、これら様々な組織をひとつにまとめようと努力が払われた〔同上 P.97-99〕。そして、1962 年にサンゴールがバンギ(Bangui)に二国間協定をフランス・アフリカ諸国・マダガスカルの多国間協定に拡張するよう、1961 年に設立されたアフリカ・マダガスカル連合(UAM)の会議で提案している。さらに、1963 年にアフリカ統一機構(OUA)、1966 年にはアフリカ・モーリシャス共同機構(OCAM)が設立されるが、OCAM の第一回会合では、前年にチュニジアのブルギバがその語を使用しているが、「フランス風コモンウェルス」計画をフランス政府に提唱している。

2.4 ポンピドゥー⁴²からミッテランまで

この流れが、1970 年の文化技術協力機構(ACCT)設立を導いたといえるが、この時、フランスはその計画を支え、そこに参加したとしても、表立って過度の歓喜を見せることはなかった〔Léger(1987)P.65〕。しかるに、文化技術協力機構はその設立後間もなく、とりわけ、アフリカ諸語を排除してフランス語を拡散するという点からフランスの新植民主義として、多くの批判対象となった〔Tétu(1988)P.108,109〕。このような背景があったためであろう、先に記した通り、1975 年にはサンゴールが時の大統領ヴァレリー・ジスカールデスタン(Valéry Giscard d'Estaing, 1926-、在任 74-81)にフランコフォニーの会合を設ける提案を

⁴⁰ 平林、同上 P.290-309

⁴¹ ケベックの首相ダニエル・ジョンソン(Daniel Johnson)の死を聞いて、1968 年に「フランコフォニーにとって大きな損失」と言ったのみである。

⁴² ジョルジュ・ポンピドゥー(Georges Pompidou, 1911-74, 大統領在任 69-74)。62 年から 68 年まで首相を務め、69 年のドゴール辞職後に大統領に選出されたが、74 年に現職のまま病死。

出していたが〔Deniau(2001)P.60〕それがフランス語を共有する国家と政府の会議、いわゆるフランコフォニー・サミットとして実現したのはミッテラン政権になってからである。

ギリシア文明が行ったように、フランコフォニーの役割を国家間の文化的、政治的媒介物と定義した上で、他の国々が主導権を握るようになり、フランス自身も新植民主義という批判への懸念が減ってから、動きが加速したのである〔Deniau(2001)P.53,58,59〕。

1982 年になると、ミッテランは記者会見でフランコフォニーへの情熱を認めている〔同上 P.86〕。そして大統領による政令により、1984 年には「フランコフォニー高等委員会」(Haut conseil de la francophonie)が設置される。1986 年には、「首相付フランス語圏担当副大臣」(un secrétariat d'État auprès du Premier ministre chargé de la Francophonie)のポストが新設され、1988 年に名前を変えて、「外務大臣付フランス語圏担当大臣」(un ministre délégué auprès du ministre d'État, ministres des Affaires étrangères, chargé de la Francophonie)となっている〔草場(1998,2001)P.141,142〕。

また、ミッテランの時代は、フランスの途上国援助に特に力が入れられたことが指摘されているが〔長部(1995) P.79〕、ODA の地理的配分を見ると、その主な援助先がアフリカのサハラ砂漠以南の最貧地帯に集まるフランスの旧植民地、すなわち、フランコフォニー国際組織の加盟諸国であることが分かる。1988 年におけるアフリカ向け ODA の金額の最大の国はフランス(26 億ドル)で、二国間 ODA に占める割合も約半分がアフリカ向けとなっている。⁴³さらに、分野別配分をみると、二国間の公的援助の贈与のうちで、文化・技術協力の占める割合が 1962 年 31%、1965 年 48%、1970 年 50%、1974 年 53%、1978 年 59%、1980 年 55%⁴⁴と増加の傾向にあり、また他国に比べて高い値を示す。ここからは、フランスがフランス語・フランス文化の普及の観点から、教員・技術者の派遣・留学生受け入れなどによる教育・文化教育を重点的に行ってきたことが確認できるが、フランスの途上国向けのこのような姿勢は、以下のように説明される。すなわち、フランスは「大英帝国につぐ第二の植民地帝国であったために、多くの旧植民地国と関係が深い」上に、とりわけ「貧しい国に対する先進国としての責任を強く自覚している」。また「フランス語やフランス文化のメッセージを世界に普及することに熱心で(略)なおグローバル・パワーとして振舞っている」のである、として「フランコフォニー(フランス語圏)を率いるフランス」の姿と重ね合わせられている〔長部(1995)P.78〕。

しかし、他方で、フランスは植民によって帝国を築いていた過去を人々に連想させないように常に危惧しながら、「柔軟さ(souplesse)」と「自発的なフランコフォニー(la francophonie spontanée)」〔Deniau(2001)P.86〕を謳って、あくまでフランコフォニーの中央にいたのではなく一員であるという姿勢を保とうとしているのである。そしてこの態度は以下のように強調される。

すなわち、「フランコフォニーはフランス語を道具とした大きな一定の連帯と協力を確かなものとすることに貢献しており、(略)脱植民地、ヨーロッパ形成、第三世界の危機の中で、フランコフォニーはフランスの帝国主義を表現したものとしてみるのは時期を誤っている」〔Deniau(2001)P.5〕。そして、「フランスはフランコフォニーを支持する行為の中で、ヘゲモニーも何らかの文化的帝国主義も追求しない」〔同上 P.7〕のである。

ここで注意すべきことは、アメリカのヘゲモニーに対抗する中では、「道具」としての英語と差別化されていたはずのフランス語が、フランス語圏諸国の間では同種の「道具」として示されていることである。あたかもフランスのヘゲモニーを否定するために一転したかのような、このような御都合主義の態度は周

⁴³ 千代浦昌道「第十二章 国際援助の現状」/ 小田編(1991)『アフリカの 21 世紀 第 3 巻-アフリカの政治と国際関係』勁草書房。P.350

⁴⁴ 平林正司「第十章 英・仏とアフリカ」/ 小田編(1991) 同上 P.296,301

囲に許容されるものとはならないのではあるまいか。

2.5 シラクとフランコフォニー

1995 年以降のフランス語の拡散に賭けるフランスの意欲は以下の状況からも引き続き伺うことができる。フランスの旧植民地、主にアフリカへの教師派遣数や助成金は、イギリスの教師派遣数約 6,000 人に対し、フランスは 20,000 人以上、フランスの助成金は 58 億フランとかなりのものである [Etat, 1995-1996]。そして、フランスが二国間援助を重視する姿勢と、アフリカの重視は近年も変わっていない《本稿 P.170 資料 6 参照》。

しかしフランコフォニーは、フランスやフランス語のイメージを投影するためのものであるとは想定されていないし、ジャック・シラク (Jacques Chirac, 1932-, 在任 95-) も「フランコフォニーはヘゲモニーを謳うものではないし、いずれかの国に対抗するというものでもない」〔フランコフォニー政府間機構(AIF)ホームページ報告, 1997.11.14〕と明言している。

そうはいつても、外部からこれらフランス政府の姿勢がそのまま受け入れられているとは言い難い。そしてそれは何よりも称揚される「柔軟さ」と「自発」性の有効性が国内においてますます怪しくなるからではないのか。

例えば、ドゥニオが「(前略)知識階級、そしてフランス外のフランス語圏諸国による意識化の後、残るは農村地帯で普及させ関心を高める」〔Deniau(2001)P.54〕としてこれらを見据えるとき、とりわけフランス国内の周辺地域で話される地域語は念頭にないかのようなのである。あたかもこれら地域語を一掃して、そこへフランス語という公用語を普及させようという意図を含むかのようなのではないか。

またフランス国外が、地域語の存在する国内の郊外に先んじて、フランス語を普及させる対象となっている点にも注意が必要であろう。後に詳細をみることになるが、ここには、1992 年に調印されたマーストリヒト条約(欧州連合条約)の批准においてと同様な価値付けが見られるといえる。すなわち、マーストリヒト条約という対外政策がまず念頭にあった上で行われた対内政策としての憲法改正、そして、その修正の一つとしてフランス語に公用語、国語としての地位を付与するに当たってようやく浮上してきたかのような地域語への言及というように、政府の取り組み姿勢にはある種の優先順位が認められるのである。

3 フランスが言及する多様性

3.1 フランコフォニー理解教育

さらに具体的な形でフランコフォニー運動の内容とそれが目指しているものを探るために、以下では、1988 年から継続的に出されているフランス語圏教育に関する通達の教育指針に焦点を当ててその詳細を追っていく。

後にフランス文部省官報 (Bulletin officiel de l'éducation nationale) を主たる資料として移民の子どもの教育について論じた池田(2001)を取り上げるが、そこでは、教育指針の変遷の中で登場するフランコフォニー理解教育というものに 294 ページの著作の中で 2 ページを割いているに過ぎない〔「フランス語圏への理解教育」池田(2001)P.133,134〕。それというのも、このフランコフォニー理解教育というものが、移民の子どもではなくフランス人の子どもを対象とした移民の子どもと彼らの背景についての教育であるからだが、ここでは前述の文献より深く通達をみることになる。

3.1.1 「フランコフォニー理解教育」に関する文部省通達(1988-1992)の概要

まず、これまでの通達の概要であるが、1992年通達にもまとめられているように、「1988年1月27日の通達はフランコフォニーへの生徒の関心を高めることを目標」として掲げ、「1989年5月2日の通達はフランコフォニー教育を強調」している。その後、1989年5月24日から27日にダカールで開催された第3回目のフランコフォニー・サミットでフランス語圏世界の国々のつながりと団結の強化の表明がなされたのを受けて、「1990年2月23日通達はフランコフォニー教育における諸文化の対話の重要性を強調」した。翌年の「1991年3月1日通達はフランコフォニー教育に一層国際的な性格を与えた」〔1992年3月6日通達〕。それというのも、文化技術協力機構(ACCT)の1970年創設に基づき、3月20日という日がフランコフォニーの日として維持されて祝われてきたが、これまでは学校と関連組織の集まりにすぎなかった。それが「初めて、フランコフォニーの日がフランス語圏諸国の国立組織の中で祝福される。すなわち、国際的性格がさらに刻まれる。このように、例えば、カナダ、ケベック、ベルギー・フランス語共同体、モーリシャス、ギニアビサウと他のフランス語を共有する諸国の元首及び政府首班会議への加盟国は、文化、言語、経済面におけるフランス語圏の現状に対する学生の関心向上を目指した催しを組織することになる」〔1991年3月1日通達〕からである。

3.1.2 フランコフォニー教育の目標とその教授法

ところで、フランコフォニー教育とは具体的に何をそしてどのように教授することを目指したものであるのか。文部省の通達の中でも1988年と1989年に出された『フランコフォニー理解教育』と題する通達は、その後も有効性を持つものとして参照されるように、その内容は詳細にわたり文部省の教育指針を総括したものといえるのでここでそれらの内容を見ていくことにする。

「フランコフォニーへの生徒の関心を高める」という目標の下に掲げられるのは以下の三点である。

- ・ 生徒がフランス語圏を構成している異なった国々の地理的、経済的、文化的多様性をより良く理解するようにさせる。
- ・ 歴史やその変遷といえる何らかのものを通して、思考と文化の共同体、これは言語によって強固にされたものだが、この一つの共同体に属しているという意識を作り出すことに貢献した共通の指向と価値観を探究する。
- ・ 南北の国家間の発展問題や団結の必要性について強調する。

そして、この目標を達成することで、「進歩の要因であった思考を拡散させるためにフランス語が演じた役割を主張することができる」のであり、また「自由と人権という意識の獲得を促進することができる」〔1988年1月27日通達〕とされる。

1989年には、「フランコフォニー理解教育の目的」という見出しの下に、以下の二点が加わる。

- ・ 世界に開かれた市民を形成することに貢献する。
- ・ 単一言語使用という状況に置かれていることが多い生徒たちに、言語使用状況の多様性と多言語主義という文脈、あるいは伝達のための他の主要な諸言語との関わりの中でフランス語という言語が占めている位置について知覚させる。

しかし、ここでもその先に置かれるのは、「フランス語という言語が果たした歴史的役割について強調」することである。またフランス語を軸として形成されるフランス語圏の多様性は、あるがままの実体として提示されるに留まらず、生徒たちには、「フランコフォニーの多角的な面を発見させて、フランス語圏の国家間で団結が要請されていることを理解させること」〔1989年5月2日通達〕が目指される。

そして、これらの目標を掲げたフランコフォニー教育のための実行手段としては、まず、「フランス語圏世界の実体への生徒の関心を高めるには、生徒たちの成熟を考慮に入れて、可能な限り授業で学習した知識、とりわけ歴史や地理、フランス語の知識は活用するのがよい」として、「学科の勉強によって得た知識に基づく」教育方法が望ましいとされる。さらに、フランス語圏の国々の「生徒たちと交流すること」あるいは「フランス語で表現する多様な形態の文化(文学、演劇、詩、物語、歌など)」を取り込むことで該当国に関する「彼らの知識を深める」よう提案がなされる。そして、1988 年以降の通達の中で欠かさず言及されているフランコフォニーの日であるが、これもまたフランコフォニーと関係する演技や競技が行われてフランス語圏世界についての関心向上が期待されるのみならず、展示会、祭り、見世物の準備に当たって、生徒自らに資料を集める、あるいは、検討する機会を与えるものとしてフランコフォニー教育の手段の一つとして位置付けられている。

3.1.3 強調されるフランス語の歴史的役割

さて、ここにまず見受けられるのは、歴史的に重要な役割を担ったものとしてフランコフォニーのキーワードとなるフランス語を改めて持ち出すことで、フランコフォニーという共同体の基盤を確認する姿勢である。それとしての言及はないが、世界語として広く普及する英語が、フランス語のように歴史的にその地位を確固としたのではなく、もっぱら各方面において流通度が高いという便利さへの追求から俄かに使用が広がったものという差別化の意識もおそらく含まれているのではあるまいか。

ところで、歴史的な流れの中で語られる輝きを帯びたフランス語とは、フランス語圏の言語において認められるその多様性、すなわち幾多にもなるフランス語の変種のひとつでありながら、ややもすると広大な植民地を築いていたフランスという一国の利権を想起させかねない危うさを含むものである。これと同様に、ドゥニオが「フランコフォニーの文明化の使命」として、「世界のフランス語で書く作家や人々を相互に知りあうよう導き、彼らの体験や世界文化を豊かにした」[Deniau(2001)P.87]と説くとき、そこには、フランス国と直結するかつての「フランス語の文明化の使命」、あるいは植民主義と結びついた「文明化」の虚偽の影が危うくちらつくかのようなのである。セゼールは語ったはずである。「そして私は言おう。植民地化と文明化のあいだには無限の隔たりがある、と」[セゼール(1997)P.124]。

ドゥニオはさらに、「フランコフォニーは政治的ではないし、イデオロギーと相容れない」として、従来、フランコフォニーがそれであると批判されてきた「帝国主義、人種差別主義、植民地主義というもの」は、他者の否定と何らかの優位性をもつという高慢な断言によって定義されるもの」[Deniau(2001)P.8]であるとする。裏を返せば、フランスが均衡を保った連帯を破ってフランスとフランス語の優位性を示す態度を見せるとき、フランコフォニーというこの共同体は、再び批判の対象へと成り下がる危険性に常に直面していると言えるのである。

実際に、通達の記載を注意深く追っていくと、1988 年通達において「南北の国家間の発展問題や団結の必要性について強調する」に続く以下の「そして、ここでフランスは重要な役を果たす」(下線筆者附す)という部分が翌年からはすっかり消し去られて、フランス語という言語の重要な役割についての言及がなされていることに気付く。うっかり顔を出してしまったフランスという君主は、再びフランス語というフランス語圏の国々が掲げる垂れ幕の後ろに引き下がったとでもいうところであろうか。

3.1.4 求められる団結の必要性

フランス語圏諸国間の団結についても語られるが、これはフランコフォニー国際組織加盟国の他国でも同様にその目標として掲げられているものである。

フランコフォニー・サミットの開催に当初大きく関与したカナダでは、英語とフランス語という二つの大言語が公用語に掲げられる中、フランコフォニーは国内的な観点 (from a domestic perspective) と国際的な観点 (internationally) から語られている〔カナダ連邦政府 外務・国際貿易省ホームページ参照〕。すなわち、そこではフランスと異なり、フランコフォニーは対外政策としてのみならず対内政策としても位置付けられている。その詳細を見ると、カナダは「国内的には、フランコフォニーに関与することで国内の二言語性を際立たせ、国内のフランス語集団を支持・促進する」ことができるとしている。また対外的には、「カナダにとってフランコフォニーは OAS(米州機構)とコモンウェルス同様に、自然な影響力をもつ空間」と定義された上で、「フランコフォニーのメンバーとして、カナダの主要目標は、その民主、文化、経済価値を促進すること」、また「フランコフォニーという若い組織の国際的側面を促進する努力をするつもりである」ことが示されている。そして、フランコフォニーにおける「カナダの最終目標は、メンバーの相互依存を強化して団結空間を強めるような真の共同体の発展に貢献すること」である。

フランコフォニーの機関誌の一つ、*État de la francophonie dans le monde*(1998)ではフランコフォニー国際組織加盟国は全て、各国家予算のうち、かなり多くの額をフランス語での教育、あるいはフランス語教育に当てていると評価する。しかし、「フランコフォニーのパートナー国の大半」は、今日、その食糧をフランコフォニーという「共同体の外部に頼っている」〔Roy(1989)P.109〕としてフランコフォニーの体系の脆弱さが指摘されている。

他方で、例えば「文化的例外と開発援助への執着が、どちらも団結という感情でしかない」〔*État de la francophonie dans le monde*(1998)P.546,547〕と説明されても、本稿で確認された通り、フランスが協力を謳いながら干渉している、という批判は常に付きまとうのであり、団結性を謳う上で、これは一つの大きな課題となり得るであろう。

フランコフォニーとは「画一化やグローバル化とは対立するもののように立ち現れ」て、むしろ「異なる文化が出会う機会を与える」ものであり、さらに、「フランスがこれまで何世紀にも渡って引き継いできたその優越感を捨て去るように強いる形で成立している」〔ジュベール(1999)P.38,39〕との指摘は心にとめておくべきであろう。

3.1.5 多様性の称揚

最後に通達の中で目を引くものとして挙げられるのは、そこで何度も語られる「多様性」である。これは、先に見た文化コミュニケーション省のフランス語及びフランスにおける諸言語総局が刊行した『2003年フランス語使用に関する国会報告書』においても繰り返し現れる用語である。

そこでは、英語使用の増加に伴うフランス語使用の減少という現状の打開策として多言語性が提示されている。すなわち、英語使用の増加という「この傾向を覆すことは、ヨーロッパの言語の多様性(la diversité linguistique) 維持のための挑戦」であり、この「言語の多様性はヨーロッパのアイデンティティの構成要素をなす」ものでもあるとして示される。しかしながら、「ドイツ語など周辺言語の数字は、ヨーロッパの多言語性(plurilinguisme)の弱い実態を示す」のであり、「ヨーロッパのパートナー諸国、とりわけドイツの支持」はさらに追求されるべきものとなる。

他方では、「ヨーロッパでの多言語性の強化に向けて、フランスの行動はフランコフォニーという面で広がっている」として、ヨーロッパでの多言語性に一躍買うものとしてフランコフォニーが設定されていることが分かる。ところで実際問題としては、「フランコフォニー国際組織加盟国が参加している国家間会議でももっぱら英語が使われる」として今後の改善も期待されている。

さらに、前国連事務総長ブトロス・ブトロス＝ガリ(Boutros Boutros-Ghali) は、フランコフォニー国際

組織の事務総長に就任して以下のように発言している。「私にとってフランコフォニーはまず想像を刺激し、思考にいざなうものである。(中略)フランコフォニーは世界を感じ取る他の方法である。つまり、自分たちのアイデンティティを考える手段であると同時に、多言語性と普遍性を考えることである」[Deniau(2001)P.6]。また、ロイはフランコフォニーの連帯を強調して「フランコ同盟」という架空の共同体を設定した上で、この「フランコ同盟は世界における差異の肯定である」[Roy(1989)P.112]として21世紀を見据えて言語と文化の多様性を謳う。

すなわちフランスは今、英語に対抗する姿勢を見せ、また同時に、多様性を高らかに謳う。しかし、とりわけ、この言語あるいは文化の「多様性」を目指す姿勢に対する周囲の目は厳しい。それというのも反単一言語・文化主義という姿勢ははっきりしていながら、それが即多言語・多文化主義に結びついているとは言い難い面が多々見受けられるからである。それを以下に見ていこう。

3.2 多言語・多文化の実践

3.2.1 真の「多様性」か？

例えば、1998年のカンヌ映画祭で、「50%以上の上演映画がフランスの資金援助を伴う国際協力から生まれたもの」で、「我々の文化特例と国際援助への執着は、どちらも団結という感情でしかない」[*État de la francophonie dans le monde*(1998)P.547]という記事に異議を唱えるかのように、以下の指摘がなされる。

「確かに、ウルグアイ・ラウンドでの文化特例⁴⁵の要求において、フランスがフランス映画を擁護したのはもちろんのこと、イタリア映画やスペイン映画をも擁護した。しかしながら、フランス語が脅かされるたびに、この言語と文化の複数性は取り上げられるのだが、フランスやフランス語圏アフリカ諸国においてフランス語のステータスがより安定しているときにはほとんど話題にならない」[カルヴェ(2000)P.129]というのである。この通りであるとするなら、まさに「フランス語が脅かされている」今、「早めに手を打たなければ」[Léger P.21, Tétu(1988)の序文]ならないものとして、フランコフォニーが立ち現れたということになるだろう。

あるいは、フランスの(現)協力・フランコフォニー特認大臣ピエール＝アンドレ・ウィルツァー(Pierre-André Wiltzer)はパリにてフランコフォニーの日とフランス語の週を祝祭する演説の中で、「五大大陸において私たちが共に祝うのは、生まれながら、あるいはもっと後に習得したひとつの言語への私たち共通の帰属である」として、連帯を形成するフランス語の存在を強調しながら、また「文化の多様性なしに文化の対話はないであろう」[フランス外務省ホームページに掲載, 2003.3.12]と語って、他文化を積極的に容認する姿勢を見せる。また、フランス語圏の拡がり示唆しながら、そこには、「フランス語を話さないが、フランコフォニーがグローバル化(la mondialisation)を抑制し緩和させようとしている努力に加わりたいと願う者たちを含む」とするのであるが、そこには非フランス語諸国をも取り込んでフランコフォニーを拡大しようとするような姿勢と同時に、英語あるいはアメリカによる世界の画一化に強く対抗する姿勢を読み取ることが可能ではなかろうか。

さらに、「文化の対話・交流そして混合」としても表されるフランコフォニーが、「一体性・普遍性と多様性・複数性の間の結びつき(le mariage)を描くものである」[*État de la francophonie dans le monde*(1998)]

⁴⁵ 1993年秋のGATTウルグアイ・ラウンドでフランスは、サービスの自由貿易交渉のリストから映画・オーディオビジュアル(AV)分野を除外させた。この分野は通常の商品と違って文化的性格が強く、外国のもので代替できないという主張からであった。フランス政府のこの措置は、AV部門の自由化に反対する映画・音楽・芸術関係者の働きかけに応じたものであり、この考え方は「文化特例」(exception culturelle)あるいは「文化的例外」と呼ばれている。

P.544] として同様に示されるが、どれほどの実体を伴うものであるのか。同じフランコフォニー機関誌の中では、フランス語圏拡大の上で否定的な要因の一つとして、アメリカ、ラテンアメリカ、またヨーロッパの国で多く第二言語としてのフランス語の適用が拒否される傾向があることと、またそのように作用する抑圧が挙げられる。さらに、他言語との競合、それは、英語のみならず、スペイン語、ポルトガル語、あるいはアジア、オセアニアでは、日本語が英語の次に第二外国語として習得される点が指摘されている〔同上 P.556〕。しかるに、真の多言語主義を謳うのであれば、第二外国語として習得される言語はフランス語以外であってもよしとされるべきではないのか。

3.2.2 フランス語の中心性

こうしたフランスの対外的な多言語主義の危うさと、その自国語中心的な姿勢は他にも多々見受けられて枚挙に暇がない。

フランス語圏諸国とフランスの書籍、すなわちフランス語の書籍において、フランコフォニーの内部的な弱さが見られるとして、アメリカに比較したその出版輸出量の低さが指摘される〔Deniau(2001)P.106,107〕と同時に、これに起因してアフリカ、アメリカなどでフランス語の書籍の値段が高い点が指摘されて、これらの「値段が下がれば、さらに多くの大衆がつかめる」〔*État de la francophonie dans le monde*(1998)P.562〕と記される。あるいは、1974年8月13日-24日に開催されたケベックでのフランコフォニー祭において、アフリカ音楽や、ケベックの踊りなどが取り入れられていたことに対して、フランス代表が「がっかりした、あまりフランス的ではない」として、また「ベルギー代表も同様なこと」を語っていたとされる〔Tétu(1988)P.152〕。このとき、他言語、そして他文化との共存を願う姿勢もいよいよ怪しくなる。

しかし他方では、フランコフォニー国際組織加盟国の多くが同時に他の団体や言語圏に属している事実を前にして、(例えば、フランス、ベルギー、ルクセンブルクはEUに加盟、ルイジアナは英語圏、ハイチは1997年憲法でフランス語に加えてクレオール語が公用語となる、あるいはフランコフォニー国際組織加盟国に七つのアラビア諸国を含むなど)フランコフォニーは、これら他の団体や言語圏との連帯を今後の展望に掲げている〔*État de la francophonie dans le monde*(1998)P.569-570〕。そして、1998年3月20日にパリで開催されたフランコフォニー祭には、フランコフォニー事務総長(当時)のブトロス＝ガリの招待で、国連、旧ソ連諸国・独立国家共同体(CEI)、アラブ連盟(Ligue Arabe)、欧州連合(EU)という大きな国際組織と他の言語圏の諸国が参加する〔*État de la francophonie dans le monde*(1998)P.547〕。さらに、近年の報告書においても同様に、「アラビア語圏、スペイン語圏、ポルトガル語圏という他の言語圏との協議が必要である」〔Rapport au Parlement sur l'emploi de la langue française 2003, 第二部Ⅲ章フランコフォニーの活動(L'action de la Francophonie)〕との言及が見られる。

しかるに、これまで見てきたように、激しくアメリカ英語への対抗姿勢を見せてきたフランスが英語圏と協調することは果たして可能であるのだろうか。また、その詳細は次章で見ていきたいと思うが、フランス自身が欧州統合と国内対策の狭間で揺れている今、フランコフォニー国際組織に加盟する他の諸国が、フランコフォニーと自国が属する他の団体や言語圏との連帯に成功する確信はどこから生まれてくるのだろうか。

さらに、フランス語圏拡大に向けて鍵を握るはずのアフリカにおいて、「初等教育で徐々にアフリカ諸言語が導入されているが、同時にフランス語が本物のアフリカ語となっている」〔*État de la francophonie dans le monde*(1998)P.569〕と報告されながらも、あるいは「フランス語は10-15年後には、ブラック・アフリカで外国語となり、フランスは外国と感じられるようになるのではないか」〔Léger(1987)P.49〕とい

った懸念もフランスには見られる。ここには、多様性を主張するときに保たなければならない、フランスやフランス語というものが多数の中の一国あるいは一言語であるという認識とは依然として大きな隔たりに見受けられるといえるのではないだろうか。

これに加えて疑念を抱かせるのは「フランス語の普遍化の使命」という言葉が再三現れることである。例えば、テレビ局 5(TV5)が、その実情、英語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語の番組と激しく競合しているが、経済面では闘いが不平等であるので、フランス語を守るのに、文化の議論、すなわち「フランス語の普遍化の使命」などを使う、との指摘がある〔Hagège(1996)P.145〕。そして、フランコフォニーはその一助として機能するものとされ、「歴史上、精神的・文化的価値を共有することと、同言語を使用することに基づく初めての共同体であるフランコフォニー」によって、「フランス語は、普遍化というその使命を再び見出し得る」〔Léger P.21,Tétu(1988)の序文〕と主張されるのである。

第三章 フランスの地域語・移民と共和国理念

フランス政府が初めて言語干渉を行ったものとしてヴィレール・コトレの勅令(1539)⁴⁶が挙げられる。これは通常、当時覇権を誇っていたラテン語に対処するためのものとされるが、「ヴィレール・コトレの勅令が排除したのはラテン語だけでなく、地域語も同様であり、これらは活発であったので(フランス語にとって)潜在的ライバルと感じられていた」〔Hagège(1996) P.119〕として、ラテン語のみでなく地域語までもが対抗すべき対象であったことに注意が喚起される。さらに、「ジュール・フェリーの義務教育で、地域語の教育は全くなかった」〔同上 P.126〕と地域語の排除が強調される。ところで、フランコフォニーはこの名を冠して「ヴィレール・コトレの勅令の国際化として描写され、皆に好意的に見られているわけではない」〔Sanders(1993) *French Today* P.15,下線筆者附す〕と指摘される。

既に確認したように、フランコフォニーは対外的に、英語に対抗する姿勢を見せながら同時に多様性を称揚するが、そこで掲げられる言語の多様性支持の姿勢に多くの面から疑問符が付されているのであり、こうして後者がいわば前者の姿勢を正当化するための口実にすぎないのではないかと疑念を抱かせるものとなる。

「今日、フランスでの新しい哲学は、ヨーロッパの理想を満たすには皆が三言語話者である機会を与えられるべき、とするが、この多言語主義は影響力の増大しているエスペラングレ(世界語としての英語)に対抗する手段であると見られている」〔Sanders(ed.)(1993) *French Today* P.15〕。さらに、「アフリカの旧植民地向けのフランス語戦略で、フランス語使用を＜共有＞するフランス語圏諸国での他言語との共生をうたっているが、言語文化面だけでなく政治経済協力を通してフランスの国際的影響力を維持する手段になっていることは否めない」として「多言語主義と並ぶ対外言語戦略の一つの柱」〔三浦(2000, 第 181 号)〕とも指摘されているのである。

それでは、対内的な多言語主義は目指され、そして実現されているのであろうか。

これに対して、まさに、フランコフォニー文化大臣トゥーボンがアジェージュのインタビューに答えて語る。「(あなたのトゥーボン法は多言語主義か?と問われて)国内でも国外でもそうである。(略)私たちが拒むのは、世界が英語に集約されることである。(略)私が願うのは、全てのヨーロッパの子どもたちが 3ヶ国あるいは 4ヶ国語を話すことである」〔Hagège(1996) P.158〕。そして、「フランコフォニーは解放と多様性への闘いである」とした上で、「各自が独自のアイデンティティーを確立したいと思い、そして国際交流が増えている世界で、積極的あるいは活発な連帯がますます必要不可欠となる。フランコフォニーは

⁴⁶ L'ordonnance de Villers-Cotterêts は、フランソワ 1 世が公式文書や判決にこれまで使われていたラテン語に代えてフランス語を使用することを定めた王令。

この連帯の一つである」〔同上 P.159,160〕と続ける。しかし、国内でも多言語主義であるというのはどれほどの実体を伴ったものであるのだろうか。ヨーロッパでの多言語を語る時、国内の地域語はその視野にしかと収められているのであろうか。以下ではその解答を求めてフランコフォニー運動と同時代の、すなわち 1950 年代からを中心にフランスの地域語と移民への対応を検証していく。

1 地域語

1.1 抑圧から保護、そして新たな段階へ

1.1.1 地域語とは何か

「一般に＜地域語＞(*langues régionales*)⁴⁷というものは、1951 年のディクソヌ法によってその名称が採り上げられたのに従って、フランス語以外の共和国の文化諸言語と理解される。」そして、ここで、「＜地域の＞(*régionales*)という形容詞は、それらと現代外国諸言語とを区別する」〔Poignant(1998)P.11〕とされている。さらにその詳細を追うと、「非＜領域的な＞諸言語や、外国の民衆に話される言語、あるいは、外国出身のフランス人の第一、第二世代が話す言語は、外国諸言語の実際的地位に属する」〔同上 P.13〕、すなわち外国語であるとして、ポワニヤンの地域語・地域文化の報告書から除外されている。その上で、フランス本土と海外地域に存在する地域語として、アルザス語、バスク語、ブルトン語、カタルーニャ語、コルシカ語、クレオール語、オクシタン語、フランドル語、オイル語諸語が掲げられている。

1.1.2 ディクソヌ法発布(1951)とその実態

フランスは 1789 年のフランス革命以来、一貫してこれらの地域語や地域文化を抑圧し、軍隊・学校教育・教会などを通して、フランスの国家語であるフランス語をフランス全土に広めることによって国家統一をはかってきた。さらに、小学校の義務教育化とそれにともなった形での学校における地域語使用の禁止(1882)、教会の説教における地域語使用の禁止(1902)によって、「フランス化」は急速に進み、地域語は生活言語としての活力を失っていくことになる〔中野(1996)P.21、及び 原、宮島(1993)P.60 参照〕。

すなわち地域語は、敵性語とみなされて抑圧の対象とされてきたのであるが、他の欧州諸国と同様に第二次世界大戦直後から、フランスは、これを保護する動きを盛んに見せるようになる。

それは、ブルターニュ地方や南仏で左翼政党の国会議員たちによって進められていた。1949 年には左翼政党 SFIO(労働者インターナショナル・フランス支部)の代議士だったモーリス・ディクソヌ(Maurice Deixonne)を委員長とする法案作成委員会が結成され、1950 年 3 月に「地方言語及び方言(*langues et dialectes locaux*)の学校教育に関する法案」(ディクソヌ法)が彼により起草され、51 年 1 月、国会でこの法案が可決された。そしてこの法律制定時に、ブルトン語、バスク語、カタルーニャ語、オクシタン語が教育可能な地方言語(第 10 条)として明記された〔長谷川(2002)P.144-146〕。

しかるに、この法案はどれほどの実態を伴うものであったのか。アンリ・ジオルダン(1987)に、上に掲げた地域語の指導員による現場の声などが盛り込まれているので、本稿では詳細を割愛するが、そこにはディクソヌ法の実行力の弱さが露呈されているといえる。

「言語教育を認めはしたが、教育要請の言及はなく」、すなわち規定した四つの地域語の「言語保持に活発な支持を示すものではない」〔Ager(1999)P.31〕との指摘も見られる。さらに、「地域語はフランス語

⁴⁷ フランスにおいて「地域語」という概念が用いられるようになったのは 1970 年代であるとされる。〔長谷川(2002)P.144〕なお、ポワニヤンが言及するディクソヌ法では、*langues régionales* ではなく *langues et dialectes locaux* と記載されている。

教育を害するから危険」という声も依然としてあったからこそ、「ディクソンヌ法は、地域語の教育を任意としており」[Hagège(1996)P.130] 実際の地域語教育促進とはほど遠かったことが説明される。

これに対して、ディクソンヌ法において学校教育が認められなかったアルザス語、コルシカ語、あるいはフランドル語であるが、容認された上記四つの言語との相違は何であったか。例えばこのうちの一つコルシカ語であるが、フランス政府文部省は 72 年になっても、ディクソンヌ法のコルシカ語への適用を拒否した理由として以下のように述べている。「公立学校でコルシカ方言を教えるにはまだ多くの問題があり、この教育を実施するにたる決定的論拠はいまだもたらされていない。ことに問題なのは、コルシカ方言が一体性をなさず、体系化もすすんでいないらしいことである。したがって、現在の状況では教育の実現は難しい」[Journal Officiel-Débats, 19 septembre 1972/ジオルダン(1987)P.189]。つまり、コルシカ語の規範化の問題があったが、これに加えて、アルザス語、フランドル語を含むこれらの言語がまた文部省高等委員会において、「フランスの地域的性質を有する言語ではなく、＜外国語の方言＞」であるとして捉えられていたために学校教育が認められなかった[長谷川(2002)P.146]。

それが 74 年になってようやくディクソンヌ法で言及された四つの言語にコルシカ語が加えられるが、百万人の言語人口をもちながらも第二次大戦中に「敵性語」であったアルザス語はこのとき見送られて、ミッテラン政権が誕生するのを待たなければならなかった。

1.1.3 ミッテラン政権と地域語の学校教育

1981 年にミッテランが「少数の人々の言語と文化」を尊重し、その教育を行うことを公約に掲げて大統領に選出されると、地方の言語と文化の教育が公式のものとなり、対象となる言語にも制限がなくなった[西永(1998)P.57]。「フランドルの住民の一部は、国の言語政策が変わることを心から望んでいたがゆえに、選挙の時、フランソワ・ミッテランに投票したといっても過言ではない」[ジオルダン(1987)P.115] とは、フランス＝フランドル地方のリール師範学校講師ジョエル・サンセンの言葉である。彼は続けて、「82 年 6 月、サヴァリ通達が出されたが、フランドル語にとってはこれはまさに歴史的な事件であった。つまり、この通達がディクソンヌ法のように地域語を一つひとつ限定して列挙していなかったので、私たちにもチャンスが与えられることになったのである」[同上]と語る。

「サヴァリ通達」とは、文部省大臣のアラン・サヴァリ(Alain Savary)によって 1982 年 6 月 21 日に出された通達(la circulaire 82-261 du 21 juin 1982)で、地域語教育への国家の関与を打ち立てる三つの原則を列挙した。まず、第一が「公式文書で初めて使用された表現」とされる規定で、「国家は、地域語・地域文化の教育の組織に着手する」とするもの。その第二が「地域語・地域文化の教育は国民教育において一定の地位を享受する」とする。そして第三に、「その教育は公共サービスとの一貫性を守る範囲で、生徒と教員の自発性に基づく」というものである[Poignant(1998)P.23]。

それでは、このサヴァリ通達は内実を伴うものとなったのか。否。

「公立学校のフランドル語教育に関する結論としていえば、大臣のレベルではりっぱな意向が明白だとしても、地方の学区本部のレベルではこれはかなりあいまいであって、その決定権は、多くの役人たちの手にあいかかわらずにぎられている。役人たちは人びとの要望をくみあげること支援することもしない。いづれにしても、もし私たちがこうして何人かでまとまって活動をはじめ意見を主張していなかったとしたら、サヴァリ通達の好意的な意向にもかかわらず、フランス＝フランドルにおけるフランドル語の学校教育は今日存在しなかったであろう」[ジオルダン(1987)P.121, 師範学校講師サンセンの言葉]。

先に取り上げたコルシカ語をはじめとする「外国語の方言」とされた言語においても、独自の綴字法を 70 年代に確立し、学校教育が認められるに至るまでには、実に該当地域の言語運動家による独自の言語

としての確立と、ドイツ語やイタリア語から距離をとることを目指した言語改革への取り組みがあったのである〔長谷川(2002)P.146〕。

すなわち、政府が制定した地域語に関する種々の法とは、地域語保護運動のむしろ理論上の基盤を支えるものに過ぎず、その運動の実践的な基盤を支持し形成するものではなかったし、ましてその運動の真の発端がそこにあったわけではないのである。つまり、草の根レベルの自発性がまずあって、それが法的手段を求めたのであって、ここでは決してその逆ではない。そして、このために、発布されてきた地域語保護のための法には真の地域レベルに立った視点が欠けていたのであり、法の制定による実際の効果はさほどのものではなかったと言わざるを得ない。

1.1.4 教育の課題と憲章の署名へ

1997 年、地方分権に積極的な社会党が国会選挙で勝利して、首相が保守派のジュッペから社会党のジョスパンに変わった。そして、彼は首相就任後直ちに(1997 年 10 月)バスク地方出身の社会党女性議員、ニコル・ペリー(Nicole Péry)を委員長とし、社会党国会議員から構成される「地域言語文化に関する調査団」を発足させている。その主な目的には、より充実した地域語教育の実施と、前政権が避けた「欧州地域少数言語憲章」への署名があった〔長谷川(2002)P.155-160〕。

この憲章は 1992 年 11 月に欧州審議会のストラスブール総会で採択されたのだが、その背景としては、欧州統合という動きが進展していく過程において、「多文化主義」という言葉が掲げられ、これまでは抑圧されてきた少数言語を保護していこうという姿勢がヨーロッパ内、及びそれを構成する各国内で押し進められたことが挙げられる。

1981 年に欧州議会によって「地域語・地域文化の共同体憲章並びに民族的少数派の権利憲章に関する決議」が採択されて、1982 年には「欧州少数言語事務局」(EBLUL: European Bureau for Lesser Used Languages)が設立されたが、こうした流れの延長として採択されたのがこの「欧州地域少数言語憲章」であるとも言える。

この中で地域語・少数言語は「当該国の人口の残余の部分よりも人数的に少ない集団を構成する国民が、その国の領域で伝統的に使用」し、「当該国の公用語ではなく」、「公用語の方言でも移民の言語でもない」ものを指すとされる⁴⁸〔Poignant(1998) 付録 2. Charte européenne des langues régionales ou minoritaires 第一部第一項 定義(Définitions)P.76, 日本語訳は中村, 辻村他編(2003) P.170 を参照〕。

さらに、憲章の序文には、地域語は「ヨーロッパの共通の文化遺産」であり、これを「保護すること」が審議会の使命として掲げられている。また、「地域語の保護」は、「欧州の伝統と豊かな文化を維持し発展させることに貢献する」〔Poignant(1998)P.75,76〕として、「多元的欧州」の創設に「地域語」は不可欠な存在として捉えられていることが指摘されている〔長谷川(2002)P.148,149〕。これは、すなわち、欧州統合という流れの中で他国との足並みをそろえるためにも、フランスをいよいよ自国内の地域語問題と向き合えることになる。

ところで、多忙なペリーを引き継いだブルターニュ最西端のカンペール市市長、ベルナール・ボワニャンは 1998 年 7 月 1 日に首相に宛てて「もう共和国の＜遺産＞である地域語を恐れることはない」〔Le Monde, 1998.7.3〕とする報告書を提出している。ここでは逆に、これまで中央集権国家を成立させるための鍵を握っていたフランス語に対して地域語が脅威として意識され、この脅威を回避すべく、地域語が抑

⁴⁸ 欧州地域少数言語憲章の地域語・少数言語の規定においては、移民の言語として伝統的にフランスで話されているアラビア語方言は、確かにフランス国内では少数派、すなわち少数言語の一つでありながら、ここに含まれないことが分かる。

圧されてきたことが確認される。さらに、現在、地域語保護が推し進められる中、その実は、積極的に、そして無条件に地域語を保護あるいは支持しようとする立場とは異なり、そこに潜む何らかの打算が示唆される。それというのも、さらに彼は、「フランコフォニー全体の発展のために多言語主義が将来的に不可欠であるという理由から、憲章は批准しなければならない」[Le Monde, 1999.4.17] と提言しているからである。ポワニャンにおいて、これまで抑圧されてきた地域語を保護していこうという意向はいかほどのものなのだろうか。憲章批准の問題を持ち出すとき、彼が見据えているのは憲章の規定内容に関与する国内の地域語、そしてそれとフランス語との共存ではなく、フランス国外におけるフランス語の地位確保の問題であるとはいえないだろうか。いずれにせよ、ここに地域語保護運動を率いた者たちの声を取り込まれているとは考え難い。

約 15 年を遡るが、フランス諸言語文化に関する文化省報告書作成者のジャン＝ピエール・コランは以下のように発言している。「フランスの諸言語を育成することが何に役立つのか。この問いをなぜかける人々は次のことを忘れている。同じ理屈によって、他の欧州諸国がフランス語教育をおろそかにして、英語教育にのみ専心する危険性がある」[Libération, 1985.8.8]。彼の言葉は今もって同じ問いをなぜかける人々を納得させ得るものであろう。また何よりも、地域語に関する限り、対外政策あつての対内言語政策の見直しというフランスの取り組み姿勢と共に、地域語を保護し使用を拡大することに対する消極性が示唆されるといえる。フランスでは、欧州統合が進展した 1990 年代に 8 回もの憲法改正が実施されたことを挙げて、「もはやその実態は、あたかも(欧州統合に関する)条約優位が原則となっているがごとくである」[フランス憲法判例研究会編(2002)P.7-9] としてその対外政策重視の姿勢が指摘されるが、とりわけヨーロッパ建設は 1945 年からフランスの外交政策の常に中心に置かれてきた問題なのである[フランス外務省ホームページ上に掲載、外交政策 (La politique étrangère)]。

フランスが地域語の保護を奨励するようになる、すなわち 1951 年のディクソンヌ法にはじまる「^{〔ママ〕}地方語の解禁は、ある意味で、政治的統一をなしとげた共和国の余裕のあらわれと見たほうがよいかもしれない。(略)たとえく差異への権利」として少数言語の復活、保存を認めたところで、くーにして不可分の共和国の根幹が揺らぐことはない、ならばこのへんで雅量を見せて、一定の範囲内で言語的な多様性を認め、政治・社会的な無用の軋轢を回避するほうが得策だという判断があつたのだろう」[西永(1998)P.58] との指摘もあるが、地域語保護に向けた政府の自発的な姿がそこに存在しなかったことは先に見てきた通りである。そして、各地域の言語のためにこれまで取られて来た方策が進展を見せたのは、国内において言語運動家を中心とした地域レベルでの保護運動あるいは独立運動が積極的に展開されていたためであり、また同時に、国外から地域語を保護するような圧力がかかっていたからである点も既に確認した。

さて、1999 年 5 月になって欧州地域少数言語憲章にはついに署名がなされるが、ジョスパン首相なども 1997 年 10 月の欧州審議会サミットで「これまでに比類ないほどの流通と経済のグローバル化の発展をみた 20 世紀末にあつて、ヨーロッパは言語と文化遺産の多様性から成るそのアイデンティティーを確立する必要がある。この点で、地域語・地域文化は特別な注意を払うに値するのであり、これらを保護し、残していかなければならない」[Poignant(1998)P.18] と語り、そのためにも「欧州地域少数言語憲章には署名して、それから批准⁴⁹しよう」と[Le Monde, 1998.7.3] 考えていたのに反して、現在なお批准には至っ

⁴⁹ 「条約の批准」(Ratification des traités)とは、国際的に国家を拘束する権限を有する国内機関、たいてい場合は国家元首(ときに国会の承認も要する)による条約の承認であるのに対して、「条約の署名」(Signature des traités)とは、条約文に関する交渉の結果なされた合意を確認する手続きであり、例外を除いて普通は国家を拘束しない[中村、新倉、今関監訳(2002)『フランス法律用語辞典 第 2 版』三省堂。P.258, 289]。

ていない〔欧州憲章ホームページ参照〕。

ここには、各方面から圧力を受けながらも、フランスが地域語を容易に容認することを押し留める何ものかの存在が感じられる。一体、彼ら中央当局の批准を思い留まらせているのは何であるのか。「憲章の掲げる言語政策の指針が、ヨーロッパ・スタンダードであるとする、皮肉なことに、〈普遍主義〉を標榜するフランス憲法とヨーロッパ統合進展のなかで生じている事態との矛盾が、憲章批准の挫折に象徴的に現れてしまったのではないか」〔中村、辻村他編(2003)P.161,162〕との声も聞かれる。しかし、この問題を考える前に、フランスがとりわけ英語という外国語の影響から守ろうとしてきたもの、また地域語とは比べものにならないほどの熱を注いで大切に守ってきたもの、すなわちフランス語のいわば防衛の動きといえるものを見る必要があるだろう。

1.2 フランス語防衛の動きと地域語

1.2.1 憲法第2条における「共和国の言語」規定の導入

ここまで地域語・少数言語を保護しようとする動きを見てきたが、実はそれとほぼ平行して、フランス語を防衛しようとする動きがあった。

まず挙げられるのが、EC加盟国が合意して1992年2月7日に調印されたマーストリヒト条約(欧州連合条約)の批准時に行われた憲法改正である。結論から言えば、その修正の一つとして、第2条に「共和国の言語はフランス語である」という一文が加えられた。こうしてフランス語には法的にも公用語、国語としての地位が付与されることになったのである。しかし、建前としては国内に一言語しか存在していない故に、どの言語が公用語あるいは国語であるかなどと改めて法律で決める必要がないとみなしていた国家が、92年になってあえてフランス語という一言語を憲法規定に書き加えたのはなぜか。そしてこの時、先に見てきたように、保護する方向に向かっていたはずの地域語はどのように扱われたのか。また共和国にとってのフランス語とはどのような意味を担うことになったのか。

これらの問題を考えるために、憲法改正に至るまでの詳細を以下に追うことにする。

ミッテラン大統領は3月11日、憲法第54条にしたがって、マーストリヒト条約の合憲性を憲法院に諮問した。これに対して憲法院は4月9日、市町村議会選挙へのEC構成国家所属の外国人の参加、フランの消滅と単一通貨の創設、ビザ政策のヨーロッパ問題担当相理事会への権限移譲の三点を憲法違反としたため、条約批准手続きに先行して憲法改正を行わなければならないこととなる。

結果としては政府の憲法改正原案に加えて、四点の改正案が最終的に採択された。その一つが、フランス語を共和国の言語として明記することである。国家通貨に代えヨーロッパ通貨が採択されようとしている現在、必要不可欠の国民的シンボルとしてこれを規定する、という趣旨である。提案者は、英語が公式の機関で組織的に使用されていることに我慢ならないと強調し、その当時、非常に多くの賛同者を得た〔岩本(1994)P.93〕。

これに対して、地域語の提唱者を刺激しないかとの懸念も表明されたが⁵⁰、地域語は我々の国民的財産を豊かにするものである、という文字通り取ってつけたような付則意見が表明されたのみで、上記の提案が採択された。ここでは地域語の存在と、外国語とからうじて区別されるかのように、地域語とフランス文化とのつながりが認められたに過ぎないといえよう。

⁵⁰ 「提案者はおもっぱら外国語(とりわけ英語)との関係でフランス語を擁護していたのであるが、少なくとも議員が、この条項が地域語の豊かな存在を否認することにならないか懸念を表明していた」〔中村、辻村他編(2003)P.171〕。すなわち、この議論に関わっていた議員の頭から完全に地域語・少数言語や移民言語の存在が排除されていたわけではなかったことを付記しておきたい。

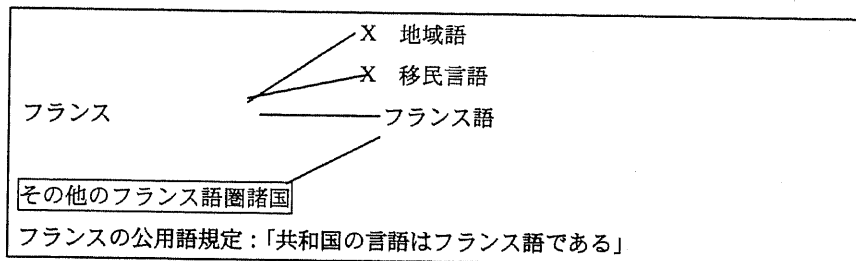
それにしても、国内に存在する他の諸言語を否定する形にまで押し進めて、「共和国の言語はフランス語である」と明記する必要はどこにあったのであろうか。

そもそもマーストリヒト条約をめぐるこれまでの論争の中心は、民主主義論とからめての主権論争であり、条約批判者の多くは、主権は分割も移譲もされない、というルソーの理論やフランス大革命の精神などを理論的基礎として論陣を張っていた。しかるに、この論争において、マーストリヒト条約賛成者の多くも、成立した EC におけるフランス人のアイデンティティー喪失への不安をもっていることが露呈された。すなわち、フランスは失うであろうが、条約批判者と同様に、賛成者にとっても、フランス語は依然としてフランス人のアイデンティティーを確保するために国歌・国旗と並ぶ拠り所として、1945 年以降の地域語保護の流れに反してでも、しかと打ち立てておかなければならないものであったのだ。

改正憲法は 6 月 26 日に官報で公布されたのであるが、注目すべきは、「フランス語は共和国の言語である」との国民議会改正案が最終的には、「共和国の言語はフランス語である」と主従が入れ替わった点である。⁵¹

「共和国の言語はフランス語である」という時、国民議会改正案と両者とはどのように異なるのか。「国民議会改正案だとフランス以外のフランス語圏の国々の権利に干渉することになる」〔岩本(1994) P.93〕という指摘がある。さらに、フランス語という語を主語に立てたのでは、「フランス語が共和国の独占物となりフランス語圏に対する配慮に欠ける」として修正が行われたのであり、その意図は、「欧州統合にともない、フランス語・フランス文化が、他のヨーロッパ文化、とりわけアングロサクソンの文化に従属してしまうことを阻止することにあった」〔中村、辻村他編(2003) P.171〕という指摘がなされる。

フランス語を共和国に所属するものであるとするかのような国民議会改正案の規定は、本稿で先に言及したフランコフォニー、すなわちフランス語圏の国々でのフランス語の使用を推進する上で支障となる表現であると言える。対する改正憲法は、英語の流布に抗してフランス語の巻き返し運動が目立つ中であって、極限的には、共和国の公用語はフランス語以外にあるべきではなく、地域語を一掃した上でフランス語一つに確立しようとする姿勢が見受けられる表現であると言えまいか。つまり両者の間にはその意味に大差がある上に、最終議論の結果として成立した公用語規定において、フランス語という言語を公用語に持つ共同体は、フランス国家以外にも複数あってよく、反面、フランス国家の公用語はフランス語に絞られるという構図が見えよう(下図参照)。



このように、外にも内にもフランス語の使用を拡大するための意図を含有した改正がなされたと言える。ここで先に言及したフランコフォニー・サミット正式名称の変更を思い起こされたい。「フランス語使用を共有する諸国の元首及び政府首班会議」から 93 年のモーリシャス・サミット以降「フランス語を共有

⁵¹ フランスの公用語規定の成立までには更に「フランス語は共和国の国家及び地方公共団体の言語である」という再修正案の否決と、両議院及びヴォーゼル法相(Michel Vauzelle)(当時)による「フランスの地域語・地域文化を尊重して」という文言挿入の否定があった〔中村、辻村他編(2003) P.171〕。

する諸国の元首及び政府首班会議」と変更されたと既に記したが、92年の憲法改正に続く形でこの翌年に、やはり、その外方向に向けて同じ意図を含む名称変更が加えられたことは注意に値するであろう。

当時のフランス語への情熱ともいえるものは、例えば、「フランス語の将来」という意見広告がル・モンド [Le Monde, 1992.7.11] の半ページを使って掲載されたことにも容易に見て取れる。そこでの提言の一つがフランス語を公用語と明記することであったり、対外文化関係担当相が国際機関や科学の分野でのフランス語の使用のための闘いを宣言したりしている。

1.2.2 トゥーボン法の制定と地域語

1994年8月、「フランス語の使用に関する法律」(トゥーボン法)が可決された。これは、フランス語の使用義務をさらに強化して、違反者には罰則を課するという主旨のものである。ところで、「この法律の規定は単に外国語だけでなく、地域語にも適用されることも注目すべき点である」[長谷川(2002) P.153]として注意が喚起されるその第21条には、「本法の規定は、フランスの地域語に関する法と規定とは別に適用されるが、それらの使用を禁じるものではない」[Loi n°94-665 du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française] とある。すなわち、地域語の使用は禁止されないまでも、これはディクソンヌ法をはじめ地域語を保護するために設けられてきた法令に優先してフランス語使用が義務づけられた形をとるので、地域語保護の観点から言えば、大きな後退と言わざるを得ない。ここで地域語は外国語と同様に、結局のところ排除の対象として扱われているのである。

このトゥーボン法を巡る当時の社会状況とその分析は、エイジャーに詳しいが、トゥーボン法が引き起こした議論として挙げられるのは主に以下の四点である [Ager(1999)序文]。

- ・政府は言語を操作したり、それに干渉したりする権利を持っているのか。
- ・トゥーボン法を支持する者たちはその動機として、言語の純粋性を保持したい考えがあるのか、あるいはアメリカ主義への単なる恐れを抱いているのか。
- ・この法律は人種差別的ではないのか、フランス語保護とは国内のブルトン語等の言語話者の人権を否定するものではないのか。
- ・世論はこの法律を支持しているのか。

それに対して、トゥーボンがこの法律を採択した理由は以下のように要約される [同上 P.8]。

- ・フランス語を英語の次位へと追いやるべきではない。
- ・フランス語の普遍性を図る。
- ・フランス語圏の国々はフランス語が自由民主主義の象徴となることを希望している。

本稿で既に見てきたが、政府がとりわけフランコフォニーを語る中で強調し始めた文化や言語の多様性の支持姿勢をここで併せて思い起こすとき、エイジャーが「それはどれくらい現実味のあるものなのか、果たしてフランス国内ではどれほど適用されるのか」[同上 P.192] という指摘は実を的を得ている。また「＜文明化の使命＞という言葉想起させる言説が今日の政治家の間でもまだ時折聞かれる。このように、国内で多様化が受け入れられずに、国外でそれが受け入れられるということがどうやって可能であるというのか。こうした状況の中であって、フランスの多言語主義は、フランス語を世界で広く使わせるという自己利益のためのものであると冷笑する声は引き続き出てくるであろう」[同上 P.191-197, 205] との指摘は、フランスを取り巻く諸国がフランスを見つめるその在り方を客観的に描写したものと言えよう。

2 移民

政府の対内的な政策の検証を進めるために、以下ではこれまで見てきた地域語に加えて、移民の問題を移民法という法的領域と、移民教育という教育領域の両面から見ていきたい。

ところで、ドUBLE法という不法移民の防止と移民規制の強化を規定した法律に対して、モロッコ出身ゴンクール賞作家のタハール・ベンジェルーンは「私の母はフランスに來ないだろう」〔Le Monde, 1997.2.18〕という文章を書き、フランスの移民政策を辛辣に批判している。これに対して、フランコフォニー担当大臣マルジ・スュードル(当時)は「ドUBLE法は反フランコフォニー的ではない」〔Le Monde, 1997.2.21〕として、その理由の一つに「不法移民の規制は、劣悪な条件で搾取される不法移民を救済するため」であることを挙げて、むしろ移民側に立った規制であることを強調してみせる。しかし厳しい移民政策は言わずもがなフランス国内からの移民の排除を意味するだろう。フランスに暮らし続けようとする移民にとってそれは、たとえフランス語という共有点を持ったとしてもフランス国民と同等の立場でその共同体に参加し得ないとして、反フランコフォニーであるとの誇りは免れ得ないもので、このように移民政策は、フランコフォニーとも非常に密接な関係を持つものである。

2.1 移民政策

2.1.1 移民の定義

まず、在日フランス大使館の国立統計研究所(INSEE)による公開情報に基づき、1974年-1999年までのフランスの移民受け入れ状況を見る。

なお、移民とはここで、外国で生まれ、出生時に外国籍を持っていた人のことを指すとするが、この定義は容易でない上に統計やフランス文部省の通達などにおいても、移民と外国人とが明確に区別されずに用いられている場合が多いことが指摘されている〔池田(2001)P.20〕。両者の区別に関しては以下のような説明もなされる。すなわち、「外国で生まれ、フランス国籍を有しない人すべて」が移民であり、「フランス以外の国籍を有する人すべて」が外国人とみなされる。これに従うと、「外国人のうちフランスで生まれているものは移民に含まない。また、移民のうちフランス人へと国籍変更した者は、移民の統計に含まれない」〔草場(1998,2001)P.165〕ということになる。さらに、多くの辞典で「外国から定住するため、あるいは働くためにやってきた者」との説明が見られるが、そのうちの一つプチ・ロベール辞典(*Le nouveau petit Robert*(2000))では、「先進国で働くためにやって来た発展途上国の出身者」であるとする特殊化された定義も掲げられる。

2.1.2 移民にみる変化

第二次世界大戦後の高度成長時代「栄光の30年」は、移民労働力、主にアルジェリアからの移民に支えられていた。それが1974年の経済危機以降、移民の新規受け入れが停止されて移民労働力の流入に歯止めがかかったが、それ以前に入国した労働者の家族が多数フランスに移り住んだ。1999年の調査の際には、フランスに居住する外国人の数が326万人、移民の数が430万人だった。1990年から1999年の間に、移民の数は3%増えたのであり、人口増と同じペースである。18歳以上の外国人の数には大きな変動はないが、これは成人に達してフランス国籍を取得するからである。フランスに居住する外国人に関しては、人数の増加とともに、その構成に著しい変化が見られた。

1950・60年代には、イタリア、スペイン、ポルトガル、北アフリカ出身者が中心だったが、1999年に

はポルトガル人とアルジェリア人、モロッコ人がもっとも多く、合わせて 50 万人に達した。次いでトルコ、イタリア、スペイン、チュニジア、そしてブラック・アフリカ諸国と続く。移民労働者はイタリア人とスペイン人が多いが、その大部分はフランス国籍を取得している。1990 年代には、EU 内の人の移動が自由化され、多数の EU 諸国国民がフランスに数年滞在するようになったが、EU 内からの移民は減少した。逆に主としてフランスの旧植民地であるブラック・アフリカやトルコ、アジア諸国からの移民が増え、亡命や家族の呼び寄せという形で入国するケースも多い。

2.1.3 統合政策

さて、こうして外国人・移民流入が続く中で、1980 年代、移民の定住化傾向が強まるとともに、大都市郊外に住む移民の第二・第三世代における失業や学業不振などが社会問題化していった。こうした中で、いかに移民をフランス社会に「統合」⁵²していくかが政策課題として重視されるようになった。

社会党政権下で、滞在許可と労働許可が一括化され(10 年間有効)、また外国人の結社の自由や職場代表者への被選挙権が認められるなど、移民の権利が大幅に拡大した。1981 年の大規模な正規化(アムネステイ)措置も、こうした統合政策の一環として行われた。この時に正規化された 13 万人の非合法滞在者のうち、95%は就労者であった。これは正規化の第一の目的が、労働者の権利を保障することにあったことを示している〔稲葉奈々子「サンバピエと市民権」三浦編(2001)『普遍性か差異か』〕。

この当時の様子を反映するものとして、ここに移民の声を引用する。「ミッテランの登場以来、われわれ労働者はずっと自由になった。経営側に対して自分たちの意見が言えるようになった、というのが実感」であるが、それは職場だけではなく、「ジスカール時代には、道を歩いていても何かといえば滞在許可証を見せろ、労働許可証を見せろとやられた。持っていなければ警察に引っ立てられる。こんな圧迫感から解放された」〔林(1984) P.25〕。

しかし、1989 年秋、イスラム・スカーフ事件として知られる事件の発生で、フランスの伝統的な共和国理念が顔を出すことになる。説明を加えると、それは、イスラム信仰を象徴するヴェールをかぶったモロッコ移民 2 世の女生徒 3 人に校長が登校を禁じたことがメディアで報道されて国中を巻き込む大論争となったものである〔三浦(2002) P.34〕。これはまた、「伝統的に東欧や南欧のキリスト教ヨーロッパから多くの移民を受け入れてきたフランスの同化⁵³モデルが、旧植民地のアルジェリアなどマグレブからのイスラム系移民には有効ではないのではないか、という疑問が人々の心を捉えた」〔同上 P.140〕ものとして、「フランスの国家的アイデンティティーを大きく揺さぶった」として描かれる。

1993 年には、移民規制を強化する「バスクワ法」が成立し、この規制によって非合法化された人たち、いわゆる「サンバピエ」(滞在許可証不所持者：sans papiers)と呼ばれる非正規滞在者が急増した。滞在許可は与えられないが国外退去も命じられない不法滞在者を作り出す欠陥がこの法律にあったためである。彼らにおいてブラック・アフリカ出身者の割合が高い。摘発、逮捕、強制退去を恐れて目立たないように闇の中に隠れて生活してきたこれら「サンバピエ」たちは、「闇から出る」(sortir de l'ombre)とその自らの

⁵² 各要素が全体の部分となり全体をより価値のあるものにしていくことで、各要素の交流が前提となると同時に、各要素が全体の統一性を乱さないことも求められる〔池田(2001) P.21〕。また、「統合」という語は、同化論者も隔離論者も等しく依り所としていて、その際、同化論者は個人の吸収、隔離論者は集団の囲い込みという具合に、自分たち都合の良い意味をこの語に与える、との指摘もある〔トッド(1999) P.518〕。

⁵³ 移民への対応策として具体的に考えるならば、彼ら移民固有の言語や生活習慣等是否定されて、受け入れ社会のそれを習得していくことが求められる〔池田(2001) P.21〕。この「同化」という言葉は、植民地時代に言外の意味を持っていたため、戦後間もない海外諸領土の喪失と時を同じくして一般には使われなくなったが、フランス国籍法では同化は外国出身者による市民権取得の前提条件として正式に記述され、法律上の存在を保った。そして 1980 年代に「統合」という言葉に付随する意味の一つとして再び浮上する〔ハーグリーヴス(1997) P.247, 248〕。

運動を表現して、1996年、サンタンブローワーズ教会(3月18日)、そしてサンベルナル教会占拠(6月28日)などの運動を起こす。これにより、非人道的な法律の犠牲者として世間の注目を集め、人権擁護団体などによる正規化を求める運動も展開していった。

ところが、1996年10月には、出入国管理を更に厳しくするいわゆる「ドゥブレ法案」を政府が国民議会に提出。その主な内容として、第一にまずビザが必要な外国人に指紋押捺を義務付けたこと、第二にビザが必要な外国人を家に泊めるフランス人にも市役所への宿泊証明書提出を規定したことが挙げられる。すなわち、三浦(2002)が指摘するように、フランス政府は不法移民の防止だけでなく、外国人を泊めるフランス人をもリストアップして管理しようとしたのである。この法案は「サンパビエ」の要求を部分的には実現したが、とりわけ第二点に挙げた「滞在先証明書」の項に批判が集中して、59人の映画人が「市民的不服従宣言」を発表するなど反対運動が盛り上がった。

2.1.4 移民への寛容政策

そして97年6月に、バスクワ＝ドゥブレ法廃止を掲げる社会党を含む左翼連合が、国民議会選挙で圧勝して、翌年1998年の5月12日には、バスクワ＝ドゥブレ法を改定するシェヴェヌマン法が公布されて、移民の家族やフランス人の配偶者たちへの滞在許可取得を緩和することになった。

さらに、1999年3月には、国籍法が改正されて再び自動取得制になる。しかし、これによって、移民はフランス社会に在りのままの姿で受容されることになったと言えるのであろうか。

1993年に国籍法の改正で申告制が導入される以前の、自動取得制に関して、イギリスのフランス・フランス語圏研究の第一人者であり、ラフバラ大学教授また同大学のヨーロッパ研究部長でもあるアリック・G.ハーグリーヴスは以下のように述べている。「移民の間に生まれた子は、これまでは成年に達するか、ある場合には出生時に、公の手続きを取ることをなしに自動的にフランス人になった。移民の孫は出生時にすべて自動的にフランス人となる。(略)かくして、国家の公の考えからすれば、移民とその子孫を正式に統合することでフランス社会と異なる要素としての彼らを抹消し、それによって調和を図ることになるのである」〔ハーグリーヴス(1997) P.27, 28 下線筆者附す〕。さらに申告制へと転じた国籍法に関しては「移民出身の若者がフランス社会の支配的な価値観を受容するかどうかをめぐって、1993年のフランス国籍法の改正に最も力強い、象徴的な表現で示されている。改正法はフランスで生まれた移民の子が、自動的に国籍を取得するのではなく、自ら取得の手続きを取るように求めている」〔同上 P.65〕と記す。すなわち、申告制あるいは自動取得制というどちらの形で国籍法が改正されようとも、そこにフランス中央当局による「同化」政策とも言えるねらいを読み取っていると言える。

果たして、現在の自動取得制が、ここで語られるものと同じ性質を持つものであるのかどうかは更なる議論を待たねばならないだろう。

2.2 移民教育の変遷

フランス文部省官報(Bulletin officiel de l'éducation nationale) を主たる資料としてフランスに暮らす移民の子どもの教育について論じた前平(1985)と、それを引き継ぐ形で90年代以降と更に子どもだけでなく移民本人までも研究対象とした池田(2001)を参考に、以下では教育面からフランス政府の移民問題への対策の変遷を概観し、考察する。

2.2.1 同化・統合をめざす施策(1960年代後半-1970年代前半)

1960年代後半から、フランスで外国人労働者の子どもたちの教育問題が国の政策として位置付けられ

る。これは、非ヨーロッパ諸国からの子どもが増え始めた頃に当たる。移民の子どもの教育に関して政府の公式文書は出されておらず、フランス社会への同化・統合が要求された時代といえる。1970 年になると、「入門学級」の設置〔1970 年 1 月 13 日通達〕⁵⁴そして「適応学級」の設置〔1973 年 9 月 25 日通達〕⁵⁵を指示する通達が出されて、フランス語の集中的な学習によるフランス社会への統合が強調された。このとき、政府はフランス語能力の不足が彼ら移民の子どもの学校への適応を妨げていると捉えていたのである。

2.2.2 各文化の共存を重視する施策(1970 年代後半)

1970 年代後半は、移民の子どもたちの出身言語・文化に関する教育を学校の中で保証していく傾向が顕著になっており、これまでの同化・統合をめざす施策に変わって、各文化の共存を重視する施策が執り行われたといえる。

具体的には、まず、「小学校での三区分教授法における移民生徒のための母国語教育」〔1975 年 4 月 9 日通達〕が挙げられる。ここで、「外国人の子どもが彼らの言語・文化を維持していることは、彼らがフランスの学校に適応していく際の積極的な要素を構成し得る」として、これまで適応の阻害要因とされていたものが逆に有益なものとして評価されている。さらに、出身言語・文化教育を正規の授業時間内に実施しようとした点がとりわけ画期的である。

その後、「中学における外国人生徒のための出身言語・文化教育の授業時間外での実施」〔1977 年 9 月 28 日通達〕と題した通達が出されるが、ここでは出身言語・文化教育の意義が明記されて、注意を喚起する。それというのも 70 年代後半、各文化の共存を重視する施策に移行はされたが、多文化主義、あるいは多言語主義それ自体が奨励されるに至ったわけではないのである。

第一に、「フランス語の授業への適応のため」と記されるように、同化・統合をめざすフランス語教育ではあらずとも、フランス社会への適応を最終目標として重視していることは明らかである。第二に、「帰国した場合、その言語・文化の維持を容易にするため」として、フランス社会への適応、さもなくば、帰国奨励という姿勢がそこに見受けられる。すなわち、フランス国内における各文化の実質的な共存は一時的なものにならざるを得ないし、むしろそれこそがフランスの望んだところであったといえよう。

実際に、出身言語・文化教育は、フランスと移民送り出し国との二国間協定に基づいて実施されることになっていたが、その際に、教員を派遣した上でその給与を負担しなければならない当該国とフランスの間には、移民の帰国を巡って利害の一致があったのである。つまり、移民送り出し国にとってフランスにおける出身言語・文化教育とは、彼らが帰国した場合に備えた再適応対策であり、フランスにとってそれは、帰国奨励策の一環であった。フランス政府は早くも 73 年にポルトガルと、その後イタリア、チュニジア、スペイン、ユーゴスラビア、トルコ、アルジェリア、モロッコと続く計 8 ヶ国との間で帰国実施に関する協定を結んでいる。

しかし、移民送り出し国の経済的な理由のため「選択的な帰国受け入れ」にならざるを得ないのが実情でもある。選択の基準はやはり「技能をもつ労働力」である。技術者は途上国では大いに不足している。その不足が産業の発展を妨げている。移民を出した国のほうは技術者を必要とするが、フランスで働く移民の大部分はそれだけの技能を身につけていない上、習得する機会にも恵まれなかった。単純労働者は、

⁵⁴ 対象はフランス語が話せないが、普通の能力を持ち、外国人である 7 歳から 13 歳の者。

⁵⁵ 12 歳から 16 歳が対象。移民の子どもがフランス人の子どものと接触なしに学習を進めることのないよう注意がなされている。また、移民の子どもにとっての第一外国語(フランス語以外となるため、実際は第二外国語)の学習負担について指摘している。

建前とはうらはらに途上国にとって不要な人々なのである。経済力にくらべて人口増加が激しいこれらの国では、単純労働者は移民を呼び戻すまでもなくすでにあり余っている。したがって出て行った者に強いて戻ってきてほしいとは、経済上はどの移民流出国も積極的には願っていない〔林(1984)P.197〕。職業上の能力を身に付けていればフランスでも十分にやطيعける上に、先進国のほうが、後進国よりは明らかに生活水準も高いし、暮らしも快適である。そのために帰れる条件を備え、故国からも望まれる人材は、なかなか発展途上の自分の国に戻らないといった状況が生まれるのである〔同上 P.200,201〕。

78 年になると、その名も「移民の子どもの学校教育」〔1978 年 7 月 25 日通達〕と題した通達が公布されて、70 年代の移民の子どもに関する通達を総括した上、80 年代以降の異文化間教育の概念が示唆される。この後、政府の移民教育を巡る施策は再び転機を迎えるのだが、その大きな要因となったのが、1970 年代後半の移民の子どもたちの出身言語・文化に関する教育からの反省であった。彼らの特殊性を保護するような 70 年代の政策が、結果的には彼らの孤立化を招き、また出身言語・文化教育の措置が学習の負担増につながり、フランス語の学習時間を彼らから奪うことになってしまったのである。

2.2.3 異文化間教育(1980 年代)

この反省に立脚した 80 年代以降の通達にみる政府の方針は、移民の子どもの持つ言語的、文化的特殊性を尊重していくというよりは、現実的な学業成功を目指すことを主眼とし、そのために必要な範囲で彼らの特殊性に配慮していくことを特徴としている。

1986 年通達に、「フランスで出生、ないしは幼い頃にフランスにやって来た多くの外国人生徒の会う困難は、書き言葉の習得の不十分さや他の基本的事柄の不十分さに関するものであるが、フランス人生徒の困難と同じものとして扱われなければならない」〔1986 年 3 月 13 日 a 通達〕とある。このように、移民の子どもを特別扱いしないという方針を明確に示した上で、「異文化の尊重」を「フランスへの適応」にむけての手段的かつ補足的なものと位置付けて、両者の矛盾は解消されたのである。

さらに同日付の通達で「他の文化に対する理解力」〔1986 年 3 月 13 日 b 通達〕に言及しているように、移民の子どもと共にフランス人の子どももその対象となるような「異文化間教育」の姿勢が打ち出されるのは 80 年代の施策の特徴である。ここでは、フランス人の子どもたちが移民の子どもたちの文化的特性を理解していく教育が重要なこととして取り上げられた。

2.2.4 統合をめざす施策(1990 年代)

1990 年代の動きとしては、当時のロカール首相の諮問機関として 1990 年 3 月に「統合高等審議会(Haut Conseil à l'intégration)」が設置されたことに代表されるように、移民に対してフランス的「統合」を迫ろうとするようになった。そこには先に見たように、80 年代から顕著になってきた移民の「滞在の長期化」という背景がある。これまでの帰国を一面で想定していた、母国語教育に代表される異文化尊重を柱にした施策では、不十分あるいは的外れなものとなり、より現実的な社会への統合、すなわち安定した「定住」をもたらすための経済構造への統合(=就職)を主とした施策が必要になってきたのである。しかし、「統合」という用語が現れたからといって、60 年代から 70 年代までの「同化」政策に再び近付いたといえるかどうかは確かでない。それというのも、先述したように 1988 年から 1992 年までフランコフォニー理解教育と題した文部省通達が発布されており、そこには「フランス語圏を構成する」との限定付だが「異なった国々の地理的、経済的、文化的多様性をより良く理解するようにさせる」と記載されている。ここに確認される通り、「異文化間教育」といえるものが引き続きその教育政策と並行する形で実施されているといえるからである。

他方で、移民自身がフランス社会への「定住」や「参加」を重要視しているため、家庭でも母国語を話さずフランス語を使用する率が高まっているとされる〔池田(2001)P.154〕。

実に、1970年代後半から始まったとされる母国語教育であるが、1986-1987年のエレディアの調査として「高等学校で生徒は出身言語である母国語より国際語を多く選択している」と報告されている。またパリにおいては、「社会的に価値ある二言語・多言語モデルは存在しない」として、移民言語は「フランス語という支配語へとゆっくり同化しつつあり、移民言語の将来は単に個人と家族の問題になっている」〔Sanders(ed.)(1993) *French today* P.114-116〕と報告される。そして、そこで示される展望は、「子どもたちは親の言語を理解するが、世代が重なれば、その率も減っていくであろう」として誠に悲観的である。さらに、「母国語教育を受ける子どもも、家ではフランス語を使うことが多く、楽観視できない」〔同上 P.112,113〕として、移民言語という面から見れば、その存続をむしろ危ぶむ声が多く出ていた。

すなわち、これまでの教育指針が謳う通りに事が運んでいるわけでは当然ない。そして、移民規制の政策転換を含めた社会の動きと連動して、移民の子どもたちはむしろ積極的に統合の道を選択している様が垣間見える。これは本稿でも既に見た地域語話者におけるフランス語使用の増加の様相と重なり合うものでもあるが、しかし、彼らが自主的にその道を選んでいるとして楽観視すべきではない。なぜなら、母語を教育しても、公的な使用の場が用意されていないなど、同化、あるいは統合に彼等に向かわせる動きをフランス政府が自ずと作り出している可能性を否定できないからである。まして、統合(intégration)という曖昧な用語を排して同化(assimilation)という直截な用語を採用し、開かれた同化主義を高らかに提唱するトッドが、「移民の将来とは多数派の習俗に同調することでしかあり得ない」〔トッド(1999)P.518〕としてさらに続けて語る言葉には疑念を抱かずにはいられない。彼は、「各人が何よりも自分を迎え入れる共同体から一個の人間として認められることを願っている以上、あらゆる出自の移民は、フランスが彼らの子供たちを完全なフランス人にしようとしていると知れば、少なくとも安堵し、喜ぶことであろう」〔同上 P.519〕と言う。しかし、フランス人と対等の人権を容認されることと併せて、移民や彼らの子供たち少数派が自分たちの習俗や文化をフランス的なものへと「同化」されることは果たして彼らが望むところのものであると言えるのだろうか。

3 フランス共和国理念

ここまで地域語といった少数派言語や移民の問題を見てきた中でその姿を露わにしたフランス共和国の不可分性や普遍主義というものを、さらに詳しく検討していく必要があるだろう。このいわゆる共和国理念が本稿の第二章で示されたフランスの対外的な姿勢とは矛盾を引き起こす形で、その対内的政策に対してある種の抑制力として働いていると言えるからである。

3.1 共和主義とは何か

3.1.1 単一不可分性

それでは改めて、フランス共和国理念とは何であるのか提示しておきたい。

中でも広範囲な解釈によれば、「今日、革命の遺産と最も一般的に結びついている共和制の価値観には、普遍性、中央集権制、政教分離それに同化論が含まれる」〔ハーグリーヴス(1997) P.244 下線筆者附す。以下も同様〕とされる。そして、ここでのいう普遍性とは、1789年に宣言された人権がフランスの個々人に対して有効であるだけでなく、全ての人間にとって有効であるということの意味するとした上で、さらにもう一つの普遍性の面が示されるのだが、この点は、共和国の不可分性として、分けて考えたい。すなわち、「共和制の伝統の中では、政府という形の政治的な権化を含めて、国家(政治的コミュニティ)は不可

分であり、個人と個人が構成員である単一国家の間にはいかなる中間の身分も認められない」〔同上〕ということの意味する。

この最後の点に関しては、「＜共和主義＞についての解釈は多様ではあるが、これまでの研究の結果一致しているのは、フランス共和国というのは＜不可分＞であり、これを構成するフランス人民もまた＜単一＞という理念である」〔長谷川(2001,9.6)P.12〕としても指摘されている。そして「こうした理念はフランス共和国憲法序文から第3条まで規定されており、併せて＜単一不可分性＞と言われている」〔同上〕とされる。

また、法規制の面から見ると、このフランスの共和主義は「1870年の普仏戦争敗北後に成立した第三共和政^{〔ママ〕}によって制度化された」〔三浦(2001)P.218〕と指摘されるが、その成立は現行の第五共和国憲法(1958年10月4日)で参照される第四共和国憲法(1946年4月19日)の序文並びにフランス革命後の人権宣言(1789)のみならず、それに続く、ジャコバン憲法(1793)、及び、その後のナポレオン法典(1804)にまで遡ることが可能であろう。人権宣言は周知のものであるので、ここではジャコバン憲法とナポレオン法典にのみ説明を加えておくことにする。

まず、前者のジャコバン憲法は1793年6月24日に共和制第一年の憲法を国民公会で採択し、8月の国民投票による圧倒的支持で成立したものであり、主権在民、人民の生活権、労働権、普通選挙制を認めた史上最初の徹底した民主的憲法といわれるものである。しかし、革命の激化で10月実施は停止されている。そして、後者のナポレオン法典は、1804年3月にその名が示す通りナポレオンが制定したフランス民法典で、全文は2281条に及ぶ。基本的に、私有財産の絶対、個人意志の自由、家族の尊重がつまぬかれ、近代市民社会の法原理を的確に表しているとされる〔全国歴史教育研究協議会編(1993)P.142-144〕。

それでは、第五共和国憲法に至るまでの以上の流れの中で現れる共和国理念はどのように抽出することが可能であろうか。

時代を遡るが、フランス革命によりもたらされたものとしては、「国家の合理的な単一性(rational uniformity)への固執」があるとして、人権宣言に示されるような「平等主義(equality)と連動させて、この単一原則(unitary principle)は単一性(uniformity)を生むことが意図され、また期待された」のであり、その後2世紀あまりたった今も、現況に合わせた修正が時に必要とされながらも「この主義はまだ活発である」〔Hazareesingh(ed.)(2002)P.185,186〕⁵⁶との指摘がなされる。そして、海外地域の問題に関しては、「国家、規則、組織の統一に頼ることで、平等主義が再び保障された」〔同上P.187〕として、ここには、平等を追求した単一性、あるいは、国家統一のための旗印として掲げられる平等主義というものが描かれる。

この平等主義という理念は、ジャコバン派のロベスピエールの発言の中でも多く現れる様がフランスの歴史家ジャン＝ピエール・グロス(Jean-Pierre Gross)によって描かれる。例えば、1793年12月5日に、最初の非キリスト教化運動の勃発の中、ロベスピエールは再び寛容の原則を明言して「フランス人民と彼らの代表者たちは、全ての宗教の自由を尊重し、いずれも禁止することはない...彼らは不寛容と何がしかの口実の下に行われる迫害を嫌悪する」と語っているものであり、「ロベスピエールは人々、つまり信者たちの集まりを称えている」とされる。そして、宗教という一面からではあるが、「このように、人権と市民の宣言は復権された」〔Gross(2000)P.91,92〕として示されるのである。

しかしながら、革命とジャコバン主義が達成したとしてさらに提示されるのは、「中央集権に対抗し得る社会構造の解体を成し遂げた」ことであり、「同時にそれは、主権の原理を断片化し、脅かす社会・政治的多様性(pluralism)を非合法化した」とされる。そこでは「地域共同体はもはや彼らの歴史や言語、文

⁵⁶ Yves Mény 《9. The Republic and its Territory: The Persistence and the Adaptation of Founding Myths》.

化の特殊性、ひいては社会集団としての存在に関する権利を彼ら独自では持たない」のであり、「自治権の欠如した厳格な平等主義」である〔Hazareesingh(ed.)(2002)P.191,192〕。こうして導かれる「フランス式の共和主義」を特徴付けるものは、まず一つ目として「人々の代表の手に委ねられた中央への主権の集中」である。二つ目として、「主権は一つで不可分である。市民は権利と義務を有する、主権の分け前の所有者であるが、選挙において市民が混じり合う形以外では、実際に行使できない主権である」〔同上〕として、すなわち、中央集権と不可分性がここでもその理念として示されることになる。

また、既に登場した政教分離であるが、これは共和国のライシテ(laïcité)原理の訳で他に非宗教性と訳されることもある。先に、信教の自由を称揚するジャコバン派の姿を見たが、その実は「あらゆる宗教的実践を私的領域に閉じ込め、共和国の公的空間を特定宗教の支配から開放する」ということを目指していた「ジャコバン共和国の設立原理」〔三浦(2002)P.32,33〕とされるもので、これも共和国理念を考える上で必要不可欠な要素となる。

ところで、これは同化論ともつながる。なぜなら、「カトリック教徒でなくとも、宗教と民族的出自の如何を問わず、共和国の理念に同意する者ならば共和国市民として受け入れられる」わけ、これは差別撤廃の平等原理であると同時に「共和国の重要な統合原理」となるからである〔三浦(2002)P.33,34〕。さらに、共和派として「公教育の非宗教化に大きな貢献をしたフェリー及びフェルディナン・ビュイッソン(Ferdinand Buisson)らの思想には、共和国の統一性と密接に結びつくライシテの思想が示された」として、その例にジュール・フェリーが行った 1870 年と 1879 年の演説の中で彼が「非宗教学校が政治的対立を解消し、共和国の統一性を確立するという見解を示した」点が指摘される〔小泉(1998)P.64〕。

さて、ここに共和国理念というものを語る上で鍵となる語がおそらく出揃ったと言えるであろうが、以下では、これらを具体例と共に見ることでフランスの対内政策の至る所に出現するこの共和国理念とは何であるのか、さらに考えていきたい。また、フランコフォニーの展望を考察する上でも、伝統的な共和国理念を大切にしてきたフランスがフランコフォニーに代表されるフランスの対外的な政策と対内的政策との矛盾を解消していく可能性をここに探る必要がある。

3.2 共和国による不可分性の保持

共和国理念を特徴付ける先に登場した用語、すなわち普遍性、中央集権制、ライシテ、同化、平等原理、そして共和国の不可分性という語は、相互に作用し合うもので、これらを分けることは容易ではないが、ここでは、まず上記の標題を中心に据えて、これと関連させる形で他の概念も併せて見ていくことにする。

まず、「コルシカ人民(peuple corse)」という規定が共和国の不可分性の問題に触れてかなりの議論をよんだいわゆる「ジョックス法」(1991)を、そして次にコルシカへの特別地位の付与という点でこの延長線上に置かれる 2002 年のコルシカに関する法律を取り上げる。後者の条例の中では、特に本稿で扱ってきた地域語の面に重点を置いてこれを概観し、その動向を探りたい。

3.2.1 ジョックス法(1991 年 4 月 12 日)

地域語の保護運動が各地域で見られたことを先に確認したが、言語の問題に留まらず、これがさらに推し広げられた形で、地域の特殊性をより強く主張するものとして現れたのが 1980 年代後半のコルシカの政治・社会的混乱の解決に向けて制定された「コルシカの地方公共団体に関する法」(ジョックス法)である。この「ジョックス法」に対する憲法院判決がフランスの共和国理念を考える上で注目されるのだが、ここで下された判決は、「フランス革命以来連邦制を拒否し続けてきたフランス共和制の単一不可分性という伝統的理念と、コルシカ問題ならびに統一ヨーロッパ建設に由来する地方分権という現実的要請との

対立」を表すものとして指摘される〔中野(1996) P.58, 59〕。

このように、「ジョックス法」に対する憲法院判決は、先述した 1999 年 6 月に欧州地域少数言語憲章に関して憲法院が「共和国の不可分性に反する」、そして「公用語規定に反する」として憲法違反とした判決より一層明確に対立軸が設けられており、フランスの対内政策の至る所に出現する共和国理念を考察する上で最適なものと考えられる。

この法律は、ピエール・ジョックス内務大臣により 1990 年 11 月 21 日に議会に提出される。この法案は多くの議論の末に、大幅に修正されて 1991 年 4 月 12 日に国民議会で最終的に可決されるのだが、憲法院判決では、第 1 条「コルシカ人民」規定を違憲であるとし、この条文が削除されている。その違憲判決の理由は以下のようなものである。

まず、「フランス人民の構成要素たるコルシカ人」というその規定は、フランス人民が複数の人民によって構成されることを認めることとなり、これは、現行憲法前文、1789 年人権宣言第一文、1946 年憲法前文の第一文に見られるように、この 2 世紀来「フランス人民」概念が単数形で用いられてきた点と合致しない。さらに 58 年憲法は「フランス人民」の他には、「海外領土の諸人民」しか認めていない。

すなわち、憲法第 2 条には、「フランスは、非宗教的、民主的かつ社会的な不可分の共和国である。フランスは、出生、人種または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障する」として定められているが、憲法院は、この規定から「憲法は、出生、人種、宗教に左右されない全てのフランス市民から構成されるフランス人民しか認めていない」と結論して、「フランス人民の構成要素たるコルシカ人」という「ジョックス法」第 1 条の違憲性を導き出したのである〔中野(1996) P.55,56〕。

それでは、この判決に見出すことのできる論理とは何か。中野(1996)は、「フランス共和制が＜政治的次元＞における市民の平等性を強調し、諸個人の多様性を否定する限り、それはコルシカというマイノリティの側から見れば、コルシカの独自性を消滅させる＜同化＞と同一である」〔同上 P.62〕と指摘した上で、この論理はまた同様に、移民においても適用されるものとして提示する。すなわち、「普遍的であるはずの＜政治的次元＞は＜フランス＞的である。しかし(略)＜フランス＞性に無自覚であるとき、フランス共和制は移民にとって＜政治的次元＞の普遍性の名を借りた同化主義に墮落する」〔同上 P.77〕と記している。まさに、「同化」という用語をトッドが前面に押し出して使用していたことが想起される。そして、共和国理念が同化論と如何にして結びつくものであるかがここで明らかになる。

ところで、ジョックス法ではまた、上記のコルシカ人民を規定した第 1 条以外の条文は、コルシカの特別地位をさらに強化する内容のものであったことが指摘されている〔長谷川(2001, 第 77 号) P.37〕。そこで一例として挙げられるのが、1982 年、大統領に就任したミッテランの下で「特別な地位を有する州(région)」とする規定が認可されたものが、さらに昇格する形で「領域共同体(Collectivité territoriale)」として、本土の州とは別個の地方公共団体になったことである。その他の詳細はここに掲げないが、ジョックス法はこれらを総じて「＜コルシカ人民＞という民族主義グループが求めていた言わば＜多文化主義的、共同体主義的＞処置を拒否」したが、その代わりに、「ヨーロッパの島嶼地域が共有して持つ特殊性」を認可し、「フランスの＜単一的＞共和主義から＜複合的＞共和主義への移行を明確に示したものである」として提示される〔同上 P.38〕。

では、それ以後この「特殊性」を有するとされるコルシカへの対応はどのような動きをみせたのか、さらに見ていきたい。

3.2.2 コルシカに関する法律(2002 年 1 月 22 日)

注目されるのは、止まないコルシカの政治・社会的混乱に対処するため 2001 年 12 月 18 日に、フラン

ス国民議会が更なる特別制度と権限をコルシカに与えるための法案を最終可決したことである。

この法案に対して、2002年1月17日、憲法院は、コルシカ議会に地域の実情を根拠に時限的、実験的性質を有する立法的手続きをもつと規定した部分に関して違憲判決を出している(18-21項)。

しかし、ここにきて再び共和国の不可分性が確認されたにとどまるわけではない。地域語の規定に関しては、寛容ともいえる姿勢が現れるからである。それは、「コルシカ語はコルシカの幼稚園ならびに小学校の正課授業における教育科目である」と定めた第7条に関する言及である(22-25項)が、その内容を要約すると、以下のものである〔2002年1月17日憲法院判決(Décision n° 2001-454 DC du 17 janvier 2002, J.O. du 23 janvier 2002, p.1526) フランス憲法院ホームページ参照〕。

「コルシカ語はコルシカの幼稚園ならびに小学校の正課授業における教育科目である」という規定に関して、これは「コルシカ語の習得を全ての生徒に強いることとなり、平等の原則に違反することになるであろう」との問題点が指摘される。しかし、「だからといって、これは生徒や教員たちにとって何らかの強制力を持つものとはならないであろう。また、教育の公共サービスを保証する組織、あるいはそれに関連する組織の利用者全体に適用される権利と義務をこれらの生徒たちから奪うものともならないであろう」。その上で、「第7条は平等の原則にも、現行法のいかなる原則や規定にも違反するものではない」(下線筆者附す)とする。

この憲法院判決に従って2002年1月22日の法律(Loi n°2002-92 du 22 janvier 2002 relative à la Corse; J.O. du 23 janvier 2002, p.1503)では、その第7条に「コルシカ語はコルシカの幼稚園ならびに小学校の正課授業における教育科目である」という規定が挿入される。また、以下のような規定も加えられた。「同様の状況下で、フランス国民議会は、コルシカの言語と文化の教育の推進計画を採用し、それらの実施条項がコルシカ地方公共団体と国家間で締結される協定の対象となる」。また「この法案は必要とされる付随的な対策、とりわけ教員の育成とその継続に関する対策を用意するものである」〔フランス政府法令省ホームページ参照〕。この法律ではまた、コルシカ関連立法の際にコルシカ議会への政令権を保障している。

ここで平等原理は多数派の言語のみならず少数言語の画一化を否定するという文字通り平等を保った形で適用されていると言えそうであるが、2001年の法案可決に至るまでを簡単に見ておく必要がある。それというのも、2000年3月のコルシカ地域議会臨時議会では、まずコルシカ語を義務教育とする案が出されたが、その際に厳格な共和主義者からは、それがフランス語の地位を脅かすと同時にコルシカ語という言語集団を公式に承認する違憲行為であるとの声が出ている〔長谷川(2001,9.6)P.12〕。この事実をここに考え併せる時、平等を盾に、地域語ではなくフランス語を、そしてその根底にある、言語と人民の単一性を保持しようとの姿勢が2002年1月17日憲法院判決に潜む可能性も否定できないのである。

再び時を遡って法案制定までの経緯を追うと、2000年7月の政府案では、「政府は国会に対し、コルシカ語教育が幼稚園と小学校の正課教育時間に実施され、両親の反対の意思表示がない限りにおいて園児と児童は全員がこれを受ける」という表現が使用される。そしてさらなる修正を経て、2001年4月18日の法務委員会審議では、「コルシカ語は幼稚園ならびに小学校での正課授業において園児ならびに児童全員に提示される科目である」とされる。そして、ここまでの経緯を「児童・園児個人が＜コルシカ語教育を受ける義務＞から学校や幼稚園が＜コルシカ語教育を実施する義務＞へと義務の主体が個人から学校教育機関に変わり、個人レベルでは言語選択の自由が保持された形である」とする指摘が見られる〔長谷川(2001, 第77号)P.46-49〕。

それでは、既に何度か言及したが、この後の2002年1月22日の法律第7条に「コルシカ語はコルシカの幼稚園ならびに小学校の正課授業における教育科目である」と規定されたことを指して、同様に、地域語を学習するという個々人の選択権が容認されたと言うことが可能であるだろうか。ここでは、学習する

主体がかき消されるとともに文言が簡素化されて逆に様々な解釈の余地を残すことになったが、いずれにせよ、多数派への「同化」とは一線を画す姿勢が確認できると言えそうである。

3.2.3 憲章の違憲判決

フランスは、1999年5月7日の欧州審議会50周年記念日に、ついに欧州地域少数言語憲章に署名を行った。マーストリヒト条約批准の時と同様に、各政党内で分裂傾向が生じたために、それは欧州審議会が「欧州地域少数言語憲章」を採択してから実に7年後のことであった。それにしてもここに、フランス政府によって多文化・多言語の支持の姿勢が表明されたともいえそうであるが、欧州地域少数言語憲章の実態そのものは、各国は94の条項のうち、いくつか選択が義務付けられたものがありながら、それでもなお35項を独自に選択できるという余地を残した「ソフト」な性格のものであり、「署名国に対して弱い拘束しか課さない」ものである〔シャケール/糟谷,三浦編(2000)P.317〕。

さらに、それまで憲章に前向きな姿勢を見せていたシラク大統領が憲章に批准するのではなく、立場を翻して、逆に憲法院に提訴し、その翌月1999年6月に憲法院から違憲判決が下されている。主な判決内容は「共和国の不可分性に反する」、そして「公用語規定に反する」というものであり、憲法違反となった憲章は、先に見たように憲法改正が成されない限り批准できないままとなっている。

ここで、「憲法院あるいは憲章批准反対派は、地域語・少数言語の承認によってフランス語が脅かされるところを考えていないし、憲章批准派も、地域語・少数言語をフランス語にとってかえようとしているわけではない。フランスの言語的現実からすればフランス語の優位はいささかも揺るがない」。むしろ憲法院は、「フランス共和国の土台をなす共和主義原理そのものに対する脅威を憲章に読み取ったのである」〔中村,辻村他編(2003)P.177〕と指摘されるとおり、そこには革命から現在まで依然として流れているフランスのイデオロギーが認められる。

3.3 ライシテ問題

3.3.1 ライシテの法源

フランス語に固有なライシテの原理は、大まかに言って革命後1世紀を経て、19世紀末に、フェリーによって共和国の公教育の原理として再確認され、1905年の政教分離法によって一応の完成をみるとされる〔三浦(2002)P.33,34〕。

ここでは、さらにその詳細を見ていきたい。

そもそも、フランスの政教分離であるライシテは、1870年代終わりにカトリック教会が教育など非宗教的領域をも支配し、また共和制に敵対する文脈の中で、共和派が教会勢力を抑えるためのイデオロギーとして登場し、教会への闘争的雰囲気の中で共和派により一方的に立法化されたものである。しかも、その立法化は、教会を礼拝の活動に押し込めるという形でなされ、そこには教会の活動・組織を規制する色彩も強く見られた。それが後になって、闘争的色彩を薄め、宗教的自由を保障するための宗教的中立性という意味で、明示的に憲法原則化され、今日に至っている〔小泉(1998)P.44〕。

このようにして、立法化と憲法原則化という二段階でなされたとされるが、前者は、「教会と国家の分離に関する法律」(1905年12月9日)、いわゆる政教分離法で六章44ヶ条から成るものである。このうち、制定後数年間しか意味を持たなかった規定や改廃されたものも少なくない中、今日まで改正されずにあり、とりわけ注目されるのは、第一章「原則」にある次の2ヶ条である。

第1条 共和国は、良心の自由を確保する。共和国は、公の秩序のために以下に定める制限だけを受け

る、自由な信仰(cultes)を保障する。

第2条 共和国は、いかなる信仰に対しても、公認をせず、給与を支払わず、補助金を交付しない。これにより、本法審署後の1月1日から、礼拝に関するすべての支出は、国、県及び市町村の予算から削除される。

但し、施設付司祭の役務に関する支出であって、高校、中学、学校、病院、収容施設及び刑務所のような公共施設において自由な礼拝を確保するための支出は、その予算に計上することができる。

宗教公施設法人は、第3条が定める場合を除き、廃止される。

上記に確認される通り、これらの規定にはライシテという文言はないが、これは長年の反教権主義の闘争のイデオロギーであった国家のライシテを実定法に入れたものであることはいうまでもなく、ライシテの立法化を示す画期的なものであると指摘される〔同上 P.22〕。

さて後者の憲法原則であるが、それは第四共和制下の1946年憲法と第五共和制下の1958年憲法を指す。1946年憲法1条にライシテに関して規定されたことはそのまま1958年憲法1条の第一文に引き継がれて「フランスは、不可分の、ライックな、民主的かつ社会的な共和国である」となっている。

両者の憲法とも、ライシテの原則を明示的に定めるものの、ライシテについて何らの定義もしていない。しかし、1958年憲法1条がライシテの原則の第一の法源であり、さらに、1958年憲法前文は、1946年憲法前文を再確認したため、1946年憲法前文13項は、今日でもライシテ原則の法源を構成するとされる〔同上 P.55,56〕。その1946年憲法前文13項の内容は次のようである。「国家は、子ども及び大人が、教育、職業教育及び教養を均等に受け取ることを保障する。あらゆる段階における無償かつライックな公教育を組織することは、国家の義務である」。

3.3.2 スカーフ事件

このライシテが実際場面でどのように機能するかを見るには、1989年に始まった後数年にわたって大きな論議的となり、フランスのメディアをにぎわせた上に、いくつかの通達や判例が出されることになったイスラムのスカーフ事件をみるのが良いだろう。

公立の中学校で、イスラム教徒の女子生徒が、イスラム教徒に特有のスカーフを着用したまま学校側の求めに応じずに授業中もそれをとらなかったことから始まった事件である。

ここでは公教育のライシテ・宗教的中立性とともな生徒の宗教的自由の限界が問題となり、またライシテと生徒の自由とが衝突しているようにも眺められる〔同上 P.201〕。さらに、この事件は、ライシテに関する法的問題にとどまらず、フランスにおけるイスラム教徒の処遇〔同上 P.202〕、ひいてはフランスにおいて少数派の宗教を信仰する移民などの問題とも関わり得るものとして考えることもできる。

コンセイユ・デタ(国務院、フランスの行政裁判所)は、イスラム教徒のスカーフ着用を、宗教的表現の自由の行使として一定の限界を示しながらも容認する姿勢を取り続けた。世論もこれを支持する一方で、イスラム教徒の教室でのスカーフ着用はライシテの原則に抵触するなどの理由からイスラムのスカーフ容認論に反対する者も多い。

ここで「ライシテの変化する性格とその曖昧性」〔同上 P.76〕と指摘されるように、両者の見解が代わる代わる生じ得ることを許すこのライシテの原則は、共和国理念の基盤となるものの一つであるに違いないが、これからさらに変容の余地を残すと言えるかもしれない。

結論(フランコフォニーの展望)

変容を迫られる共和主義

フランス共和国の単一不可分性という伝統的理念は今、欧州統合の進展と同時に分権化・地域化も進展して、「揺らぎ」を見せ始めていることが指摘されている〔フランス憲法判例研究会編(2002) P.7〕。また、「君主制とジャコパンの遺産は、下からは地方の要求、上からは欧州統合とグローバル化という圧力を受けて、どれくらい対抗し続けるのであろうか？」と疑問が附された上で、「現在、表面的な変化は、破られるべきタブーが強すぎるために少ないが、大衆と政治的エリート層との間の価値観の差は広がっている」との声も聞かれる〔Hazareesingh(ed.)(2002)P.194,195〕⁵⁷。フランス国内においても、この10年、普遍的共和国原理が動脈硬化に陥り、文化的にますます多様化する社会の現実と齟齬^{そご}を来しているという批判が出ている〔三浦(2002)P.46〕。

ニューカレドニアの自治権

それというのも、近年の動向の一例として、1998年7月28日の憲法改正では、ニューカレドニア市民という範疇を生み出しているからである。また1999年6月に欧州地域少数言語憲章に関して憲法院が「共和国の不可分性に反する」という点を取り上げて違憲判決を下したのであったが、2003年3月28日付でシラク大統領によって署名され公布に至った改正後の憲法第1条には、共和国が不可分であるとするこれまでの原則の最後に「その組織は地方分権化される」との文言が加わるのである〔フランス政府法令省ホームページ参照〕。すなわち、地方分権化をさらに推進するための憲法改正の実施であるが、ここには、地方のことは地方独自が行うのであり、それを国家は補完する形で取り持つという、いわゆる補完性の原則が地方団体と国との関係に導入されたことになる。

コルシカ語教育

もっとも、ニューカレドニアは海外領土であるために、多くのフランス人にとって「フランス共和国の自治体」という意識が乏しい存在で、特別な地位を例外として容認しやすいことが指摘される〔フランス憲法判例研究会編(2002)P.328,329〕。他方でこれと対置されるコルシカは「伝統的に本土の地方公共団体の一つと見なされてきたために、特別地位の承認は、より深刻な憲法問題をもたらすであろう」とされる。それが、コルシカの立法権の要求⁵⁸に伴い、2002年1月22日の法律によって、「コルシカの特別地位がいつそう本土内地方公共団体から離れてきた」〔同上〕と指摘されるところまでいき、またコルシカ語という一地域語の幼稚園・小学校での教育が規定されたことは先に見た通りである。

タヒチの二言語使用

現在では、フランス本国だけでなく、太平洋やインド洋、カリブ海の島々などの海外県・海外領土の諸言語のうちにも、「地域語」として学校教育が設定されている言語が存在する。

例えば、タヒチを中心とするフランス領ポリネシアに対して、とりわけ1995年の核実験以降、地域主義的要求が高まってきたのに対して、それが分離独立につながらないように、自治制度改革を行った。その際に、ポリネシア政府には地域語であるタヒチ語やその他のポリネシア諸語の学校教育に関する権限が

⁵⁷ Yves Mény 《9. The Republic and its Territory: The Persistence and the Adaptation of Founding Myths》.

⁵⁸ コルシカの立法権要求の背景には民族主義の他に、欧州統合とニューカレドニアに代表される海外領土の改革の影響が指摘される〔長谷川(2001, 第77号)P.41〕。

認められた。仏領ポリネシアの自治に関する1996年4月12日の法律の第115条第一段落は、「フランス語は公用語であるが、タヒチ語及びその他のポリネシア系諸語も使用できる」と規定している。⁵⁹

欧州統合による影響

そして、こうした状況を総括するように、「最近の憲法改正によって表明された憲法制定権力の意思は、少なくとも厳格な共和主義原理の堅持にあるようには読み取れない」との声も聞かれるのである〔中村、辻村他編(2003)P.178〕。さらに、第五共和国は単一原則を攻撃するような問題を扱わなければならない時、「一時しのぎ」(palliatives)で対処するか、そういった問題を避ける態度を取ってきたのであり、「解決策としてその教義(dogma)を変更させることは、あまりの痛みを伴うために不可能」で、そのために不可侵の教義が破られていることは認めない、ひいては否定しておいた上で、それを状況に適応させているとの鋭い指摘もされる〔Hazareesingh (ed.)(2002)P.188,189〕。

本稿においても、地域語の保護といういわば地方分権へとつながり得る動きを押し進めようとするフランス国内外での圧力を見たが、とりわけその外部からの圧力としての欧州統合に関しては、以下の指摘もなされている。すなわち、「フランス独自の統合理念である〈共和制モデル〉は、欧州統合の理念と原則に合致しているとは言いがたく、このモデルにいつまでも固執することは、欧州統合の観点から大きい困難をもたらすことになるだろう」〔長谷川(2002)P.166,167〕と予測されるのである。

ライシテを取り上げたが、フランスの政教関係を取り巻く国際状況も、国際条約及び欧州統合の影響で変化したと報告される。国際的人権保障の動きが進展する中で、フランスも1950年のヨーロッパ人権条約や1966年の国際人権規約を批准した。ところが、これらの条約には宗教的自由がフランスの国内法よりずっと詳細に規定されるが、政教分離には明確にされていない。そのため1958年憲法55条が定めるように、条約が法律に優位して国際条約がフランスの宗教的自由の法源として、ライシテに対する宗教的自由の優位を導くことになった。実際に、スカーフ事件に関するコンセイユ・デタの意見が公立学校の生徒の宗教的自由を重視する判断をする際に、重要な決め手としたのがヨーロッパ人権条約の条項であった〔小泉(1998)P.41〕。

さらに移民教育の変遷を追ったが、ヨーロッパ諸国でフランスのみが公立学校における宗教教育がないという事実はまたそれと大きな関わりをもつ問題であろう。これを含めて、ヨーロッパの例外を意識するフランス人の間では、ライシテをヨーロッパの視野で検討しなおす動きもあると報告される〔同上P.42〕。

その上、この「共和制モデル」は既に変容を見せ始めているとして、「単一的だった〈公共領域〉が、地域語使用が認められる教育やメディアの場と、フランス語の使用が義務づけられたままである行政機関などに二分化される傾向が見られる」との指摘もされている〔長谷川(2002)P.166,167〕。このような、地域語使用域の拡大は、今後フランスが欧州地域少数言語憲章の批准へと向かう可能性を示唆しているとも言えるだろうが、もし、そうなれば、ブルトン語やカタルーニャ語などの地域語のほかに、国内に話者は多いが祖国のないイディッシュ語やロマニ語、ベルベル語の少数言語もまた保護の対象となる〔三浦(2002)P.47〕。

三浦(2002)も指摘するように、位相は異なるが同じ多言語問題として、まず自国内の問題への取り組みを重視すべきであろう。このとき、既に変容を見せつつあるとされる共和国理念が、今後どのような形で国内に多数存在する地域語や移民問題に対処していくのか注目される。「フランコフォニーが多様な文化間の対話と交流の原理となるためには、〈多言語主義〉の哲学がそこに貫かれていなければならない」〔三

⁵⁹ 但し、憲法院はこの条文を違憲とはしなかったが、厳しい制限を設けた〔長谷川(2002)P.146,155〕。

浦(2002) P.36] とも言われるように、多様性を謳うフランコフォニーがその姿勢を真のものであると表明するためにも、対内的そして対外的な政策における両者の矛盾を解消しなければならない。

大衆にいかに広めるか

さて、ここまでフランコフォニーのさらなる拡大を見据えた時に課題となり得る点を見てきたが、実はさらに大きく、また最もフランスにとって身近な問題が存在する。それは、フランコフォニーという構想を掲げる者たちと大衆との間に見られるフランコフォニーへの思いに依然として温度差があることである。そしてそれは、まず英語に対する態度の相違に起因しているといえるだろう。

ここで、本稿で取り上げなかった近年の大衆における英語への態度を見ておきたい。

20 世紀、アラビア移民がやってきて同化において問題を起こしたが、アラビア現象だけでなく、英語を若いフランス人が取り込むという現象も起きていることが指摘される [Tétu(1988) P.147, 週刊誌 Le point の記者の記事] が、ジェームズ・ウォーカー『英語化への態度』[Walker(2000)] では世論調査を実行している。その対象は、言語の「純粋性」に固執する「パリの知的エリート」ではなく学生たちである。

その調査と分析結果によると、フランス語圏のアフリカにおいて、とりわけアフリカの中でもフランコフォニーへの帰属意識が強いカメルーンにおいて、現地で話されるフランス語に否定的であるのみならず、すでに流通している英語に対する危機感が強いという。また同時に、アフリカ社会を総体的に豊かにするとして、アメリカ化を好意的にみる傾向も見受けられるという。しかるに、フランス人においては、英語化への脅威の意識が認められないばかりか、「英語化の問題だって？もっと重要なことがあるさ」[Walker(2000)P.508] という声が大衆の態度を代表していると言える。そして彼は、社会のアメリカ化、フランコフォニー組織、そしてアカデミー・フランセーズに向けるフランス人の態度を分析して、「無関心」という言葉で結論付けている [同上 P.507]。

他でも、「政府筋の思惑と異なり、一般のフランス人はもはや英語やアメリカ語の使用にアレルギーを起さない」[新倉他編(1997,1999)増補 P.3] として、文部省の実施した世論調査の結果が掲げられる。それによれば、「アメリカ文化の浸透を行き過ぎだとする意見は 21% だ。但し、学校での国語教育の低下を指摘する意見は 38%、言語問題に関する国民の警戒心不足を指摘する意見は 35% である」[同上] という。この結果はどのように説明されるであろうか。ここで、アメリカ文化の浸透を批判する声を上回って、言語問題への取り組みの現況に対して否定的な声が聞かれることは、一般のフランス人においてフランス語の在り方に危機感を覚える者たちが必ずしもそれを英語の浸透のためであると考えてはいないことを示しているのではないか。我が国においても、言葉の乱れが指摘されて久しいが、とりわけテレビ時代に入ってから日本語の話し言葉は、早口・冗談・饒舌になったとされ、早口はまたぶっきらぼうで断片的な話し方に結びついていくとも指摘される [斎藤(1990) P.21]。

このように、言語問題への危機感は何も外来語のみに起因して生じるものではない。忘れてはならないのは、アメリカ文化、そして英語への好意的な声も多く聞かれることである。

例えば、「商業言語としての英語の国際化は公益に有利であるように見えるために、フランスのブルジョワ商人たちは英語に対して好意的な見方をしており、フランス語の権威によって示される国民アイデンティティに執着することとは必ずしも一致しない」[Hagège(1996)P.111,112] とあるように、フランス商人の間では、むしろ自ら英語を積極的に使用する姿さえ見られる。フランス政府は、大衆のこうした姿勢を無視して、言語政策を推し進めることは当然できない。

次に、フランス語、そしてフランコフォニーへの大衆の態度であるが、ミッテランがパリでのフランコフォニー・サミット後に、大衆の反応の少なさに驚いたと語っている [Tétu(1988)P.302]。そして「現在、

フランコフォニーはエリート主義で、大衆の届くところがない。」よって、フランコフォニーを「確固としたものにして根付かせる」には、「大衆化させなくてはならない」〔Tétu(1988)P.302,303〕と指摘される。裏を返せば、英語という言葉に危機感を覚え、それ故にフランス語という国家語を保守しようとこれまで躍起になっていたのはエリート層にすぎなかったということであり、これからの方向性を定める上で考慮すべき事項である。歴史的にみて、フランス語は権力を持つ者たち、あるいは知識人という限られた者たちの問題に過ぎなかったが、フランコフォニーも同様に依然としてそこからの脱却を図れずにいると言えるのである。

サンゴールもまた、「＜専門家のフランコフォニーから大衆のフランコフォニーへ＞というのは現実問題である」として、「私は、手始めに大衆のフランコフォニー祭を増やせると信じている」〔Senghor P.16,Tétu(1988)の序文〕と述べている。さらにレジェールは、「大衆の関心向上が望まれる。とりわけ、若者を動員するほうがよい」〔Léger P.21,Tétu(1988)の序文〕として解決策を提案している。

テトゥは、ドゥニオが「1945 年以後、フランコフォニーは皆の事業になった」と語っていたことを取り上げながら、「言語・文化の専門家の次に政治家がフランコフォニーに熱中し、こうしてフランコフォニーは制度化され始めた」にもかかわらず、この「フランコフォニーという構想は、群衆の関心を引き起こすにはほど遠い」〔Tétu(1988)P.49〕と指摘する。

さらに、1994 年になって制定されたトゥーボン法は、世界の多言語主義へと向かう流れの中で、際立ってそれと逆流した動きを改めて見せつけるものであったと言えるが、この法令の主要な目標を問われたトゥーボン大臣はまず一つ目として、先に予想されるように、「世界におけるフランス語の地位を高めること」を挙げる。その次に言及されるのが「アメリカや中国に責任を転嫁することのできない、まさに私たちの怠慢、そして無関心の様相と戦うこと」〔Hagège(1996)P.157〕である。すなわち、大衆の「無関心」がその視野にはしかと捕らえられており、この発言の中で憂慮すべき事態として現れる。

反対に、1986 年、そして 1993 年の IPSOS の世論調査では、「フランコフォニーへのフランスの人々の愛着が示された」という結果が出ている。さらに、フランコフォニー世界において町レベルで例えば若いケベック人を中心とする自発的な組織形成がなされたり、リモージュの劇であるなど文化活動が促進されたりしているとして大衆の関与が示される〔*État de la francophonie dans le monde*(1998)P.545〕。しかるに、フランコフォニーという構想を掲げる者たちと大衆との間に見られるフランコフォニーへの思いには依然として温度差があることは否めまい。

フランコフォニーの前途は、すなわち、これらの問題を解消して初めて開かれたものとなるであろう。

<<参考文献>>

和書

- ・アリック・G.ハーグリーブス著、石井伸一訳(1997)『現代フランス:移民からみた世界』明石書店。
- ・アンリ・ジオルダン著、原聖訳(1987)『虐げられた言語の復権』批評社。
- ・池田賢市(2001)『フランスの移民と学校教育』明石書店。
- ・岩本勲(1994)『現代フランス政治の変貌』晃洋書房。
- ・鶴飼哲(1997)『抵抗への招待』みすず書房。
- ・梅本洋一他編(2000)『現代フランスを知るための36章』明石書店。
- ・エティエンヌ・バリバル著、松葉祥一訳(2000)『市民権の哲学:民主主義における文化と政治』青土社。
- ・エティエンヌ・バリバル、イマニュエル・ウォーラーステイン共著、若森章孝他訳(1995)『人種・国民・階級:揺らぐアイデンティティ』大村書店。
- ・エマニュエル・トッド著、石崎晴己他訳(1999)『移民の運命』藤原書店。
- ・エメ・セゼール著、砂野幸稔訳(1997)『帰郷ノート:植民地主義論』平凡社。
- ・長部重康(1995)『変貌するフランス:ミッテランからシラクへ』中央公論社。
- ・小田英郎編(1991)『アフリカの21世紀第3巻:アフリカの政治と国際関係』勁草書房。
- ・梶田孝道(1993)『統合と分裂のヨーロッパ:EC・国家・民族』岩波新書。
- ・糟谷啓介、三浦信孝編(2000)『言語帝国主義とは何か』藤原書店。
- ・グザヴィエ・ヤコノ著、平野千果子訳(1998)『フランス植民地帝国の歴史』白水社。
- ・草場安子(1998,2001)『現代フランス情報辞典:キーワードで読むフランス社会』大修館書店。
- ・小泉洋一(1998)『政教分離と宗教的自由:フランスのライシテ』法律文化社。
- ・小林順子編(1997)『21世紀を展望するフランス教育改革:1989年教育基本法の論理と展開』東信堂。
- ・斎藤由美子(1990)『日本語音声表現法』桜楓社。
- ・佐藤和之(2000, 第20巻8号)『国連公用語と日本語』『言語』大修館書店。
- ・同 (2002, 第4巻2号)『第8回研究大会シンポジウム:日本の言語政策』『社会言語科学』社会言語科学会。
- ・清水貞俊(1998)『欧州統合への道:ECからEUへ』ミネルヴァ書房。
- ・ジャック・ショラン著、川本茂雄、高橋秀雄共訳(1976)『フランス語史』白水社。
- ・JーLジュベール著、三浦信孝、西山教行編(1999)『ラ・フランコフォニー』第三書房。
- ・全国歴史教育研究協議会編(1993)『世界史用語集』山川出版社。
- ・田中克彦(2000, 第20巻8号)『公用語とは何か』『言語』大修館書店。
- ・津田幸男(1990)『英語支配の構造』第三書館。
- ・中野裕二(1996)『フランス国家とマイノリティ』国際書院。
- ・中村紘一、新倉修、今関源成監訳(2002)『フランス法律用語辞典 第2版』三省堂。
- ・中村睦男、辻村みよ子、糠塚康江他編(2003)『欧州統合とフランス憲法の変容』有斐閣。
- ・中村義孝編訳(2003)『フランス憲法史集成』法律文化社。
- ・新倉俊一他編(1997,1999)『事典現代のフランス』大修館書店。
- ・西垣通、吉岡洋(1996,4月号)『インターネットと共同体』『現代思想』青土社。
- ・西川長夫(1999)『フランスの解体?:もうひとつの国民国家論』人文書院。
- ・同 (2001)『国境の越え方:国民国家論序説』平凡社。
- ・西永良成(1998)『変貌するフランス:個人・社会・国家』NHKブックス。
- ・西村茂(1993)『EC統合とフランス』日本政治学会編『EC統合とヨーロッパ政治』岩波書店。

- ・長谷川秀樹(2001,9,6)「コルシカ島の自治改革とフランス政界の混乱」『日本島嶼学会 2001 年次東京大会, 自由研究報告』。
- ・同 (2001, 第 77 号)「コルシカ地位改革の法的分析:立法権・地域語・権限移譲」『立命館大学人文科学研究所紀要』。
- ・同 (2002, 第 30 号)「『少数言語』としてのフランス語:合衆国ルイジアナ州を事例として」『フランス語教育』日本フランス語教育学会。
- ・同 (2002)『コルシカの形成と変容』三元社。
- ・林瑞枝(1984)『フランスの異邦人:移民、難民、少数者の苦悩』中公新書。
- ・原輝史, 宮島喬(1993)『フランスの社会』早稲田大学出版部。
- ・日野舜也編(1992)『アフリカの 21 世紀第 2 巻:アフリカの文化と社会』勁草書房。
- ・平野千果子(2002)『フランス植民地主義の歴史:奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院。
- ・フランス憲法判例研究会編(2002)『フランスの憲法判例』信山社出版。
- ・細谷千博, 長尾悟編(2000)『テキストブック ヨーロッパ統合』有信堂。
- ・前平泰志「フランスにおける移民労働者の子どもの学校教育」小林哲也他編(1985)『多文化教育の比較研究:教育における文化的同化と多様化』九州大学出版会。
- ・松田幹夫(1995)『国際法上のコモンウェルス:ドミニオンの中立権を中心として』北樹出版。
- ・三浦信孝編(1997)『多言語主義とは何か』藤原書店。
- ・同 (2001)『普遍性か差異か』藤原書店。
- ・同 (2000, 第 181 号)「フランス第三共和政の言語同化政策」『中央大学文学部紀要』中央大学文学部出版。
- ・同 (2002)『現代フランスを読む』大修館書店。
- ・宮島喬, 羽場久三尾子編(2001)『ヨーロッパ統合のゆくえ:民族・地域・国家』人文書院。
- ・安田敏朗(2002, 第 39 号)「『国語国字問題』としての『英語第二公用語論』」『言語文化』一橋大学語学研究室。
- ・ルイ=ジャン・カルヴェ著, 西山教行訳(2000)『言語政策とは何か』白水社。
- ・同, 萩尾生訳(2002)『社会言語学』白水社。
- ・渡辺啓貴(1998)『フランス現代史』中公新書。

洋書

- ・ Alexandra Jaffe(1999) *Ideologies in action : language politics on Corsica*, Berlin ; New York : Mouton de Gruyter.
- ・ Anne Judge 《France : 'One state, one nation, one language'?》, Stephen Barbour, Cathie Carmichael(eds.)(2000) *Language and nationalism in Europe*, New York : Oxford University Press. P.44-82
- ・ Bernard Poignant(1998) *Langues et cultures régionales*, Paris : Documentation française.
- ・ Carol Sanders(ed.)(1993) *French today : language in its social context*, Cambridge, England; New York : Cambridge University Press.
- ・ Claude Hagège(1996) *Le français, histoire d'un combat*, Paris : Michel Hagège.
- ・ Claude Hagège, Istvan Fodor(eds.)(1983-1994) *Language reform : history and future*, Hamburg : Buske.
- ・ Claude Truchot(ed.)(1994) *Le plurilinguisme européen : théories et pratiques en politique linguistique*, Paris : Honoré Champion Editeur.
- ・ David Crystal(2002) *The English Language*, Penguin Books.
- ・ David Graddol(1997) *The Future of English?*, The British Council (English Language publications).
- ・ Dennis Ager(1996) *"Francophonie" in the 1990's : problems and opportunities*, Clevedon ; Bristol, PA, USA : Multilingual

Matters.

- _____ (1999) *Identity, insecurity and image : France and language*, Multilingual Matters Ltd.No.112.
- Didier de Robillard, Michel Beniamino(1993) *Le français dans l'espace francophone : description linguistique et sociolinguistique de la francophonie*, Paris : Champion.
- Dominique Remy(2003) *Quid*.
- Ferdinand Brunot, G  rald Antoine(eds.)(1985-) *Histoire de la langue fran  aise*, Paris :   ditions du Centre national de la recherche scientifique.
- Gabriel Manessy(1994) *Le fran  ais en Afrique noire : mythe, strat  gies, pratiques*, Paris : Harmattan.
- Hassana Alidou    Language policies and language education in Francophone Africa: a critique and a call to action   , Makoni, Sinfrey(eds.)(2003) *Black Linguistics : Language, Society, and Politics in Africa and the Americas*, US:Routledge Published.P.103-116
- Henry Michel(2003) *L'id  e de l'  tat : essai critique sur l'histoire des th  ories sociales et politiques en France depuis la R  volution*, Fayard.
- James Walker(2000) *Les attitudes envers les anglicismes : une   tude sociolinguistique des emprunts dans diff  rentes communaut  s francophones*, Villeneuve d'Ascq : Presses universitaires du Septentrion.
- Jean-Louis Roy(1989) *La francophonie : l'  mergence d'une alliance?* , Ville LaSalle, Qu  bec, Canada : Hurtubise HMH.
- Jean-Marc L  ger(1987) *La francophonie : grand dessein, grande ambigu  t  *, Paris : Nathan.
- Jean-Pierre Gross(2000) *  galitarisme Jacobin et droits de l'homme : 1793-1794 : la grande famille et la terreur*, Paris : Arcant  res. (Originally published: Cambridge University Press, 1997)
- Maxim Silverman(1992) *Deconstructing the nation : immigration, racism, and citizenship in modern France*, London ; New York : Routledge.
- Michel T  tu(1988) *La francophonie : histoire, probl  matique et perspectives*, Paris : Hachette.
- Michel Beniamino(1999) *La francophonie litt  raire : essai pour une th  orie*, Paris : Harmattan.
- Paul Wijnands(1993) *Dictionnaire des identit  s culturelles de la francophonie : analyse du discours identitaire de langue fran  aise    travers 3000 notions*, Paris : Conseil international de la langue fran  aise.
- Ren   Etiemble(1964) *Parlez-vous fran  ais?*, Paris : Gallimard.
- S  lim Abou, Katia Haddad(eds.)(1994) *Une francophonie diff  rentielle*, Paris : Harmattan : Agence francophone pour l'enseignement sup  rieur et la recherche.
- Sudhir Hazareesingh(ed.)(2002) *The Jacobin legacy in modern France : essays in honour of Vincent Wright*, Oxford University Press.
- Xavier Deniau(2001) *La francophonie, Que sais-je?* .
- Yolande Grise(1995) *  tats g  n  raux de la recherche sur la francophonie    l'ext  rieur du Qu  bec : actes du colloque tenu    Ottawa les 24, 25 et 26 mars 1994*, Ottawa : Les Presses de l'Universit   d'Ottawa.

機関誌・その他

- *Atlas de la francophonie : le monde francophone*(1989) Groupe de recherche en g  olinguistique /Qu  bec : Publications du Qu  bec.
- *Dictionnaire g  n  ral de la francophonie*(1986) J.-J. Luthi, A. Viatte, G. Zananiri, Paris : Letouzey et An  .
- *Esprit*(1962.11) num  ro 311,   Le fran  ais, langue vivante   ,Paris.
- *  tat de la francophonie dans le monde : donn  es 1997-1998 et 6   tudes in  dites*(1998) Haut Conseil de la Francophonie, Paris :

Documentation française.

- ・ *L'Année francophone internationale*(2002) AFI-CIDEF :Université Laval, Québec.
- ・ *L'état de la France : un panorama unique et complet de la France*(2002) Paris : Découverte.
- ・ *Le Français dans le monde*(2000-2003) : Revue de la Fédération Internationale des Professeurs de Français / CLE International, Paris .
- ・ *Tableaux de l'économie française*(2002) Paris : Insee.
- ・ *The French review* : Devoted to the interests of teachers of French Vol.1, No.1(1927) New York : American Association of Teachers of French.
- ・ フランス文部省官報『Bulletin officiel de l' éducation nationale』
- ・ 2003 年フランス語使用に関する国会報告書『Rapport au Parlement sur l'emploi de la langue française 2003』 文化コミュニケーション省フランス語およびフランスにおける諸言語総局刊行, 文化コミュニケーション省ホームページに掲載。
- ・ フランス外務省ホームページ <http://www.diplomatie.gouv.fr>
- ・ フランス文部省ホームページ <http://www.education.gouv.fr>
- ・ フランス文化コミュニケーション省ホームページ <http://www.culture.gouv.fr>
- ・ フランス憲法院ホームページ <http://www.conseil-constitutionnel.fr>
- ・ フランス政府法令省ホームページ <http://www.legifrance.gouv.fr>
- ・ フランス国民議会ホームページ <http://www.assemblee-nationale.fr>
- ・ フランコフォニー国際組織(OIF)ホームページ <http://www.francophonie.org>
- ・ フランコフォニー政府間機構(AIF)ホームページ <http://agence.francophonie.org>
- ・ フランコフォニー市長国際会議(AIMF)ホームページ <http://www.aimf.asso.fr>
- ・ テレビ局 5(TV5)ホームページ <http://www.tv5.org>
- ・ 欧州憲章ホームページ <http://conventions.coe.int/Treaty/EN>
- ・ 欧州連合(EU)ホームページ <http://europa.eu.int>
- ・ カナダ連邦政府 外務・国際貿易省ホームページ <http://www.dfait-macchi.gc.ca>
(Department of Foreign Affairs and International Trade)
- ・ OECD ホームページ <http://www.oecd.org>
- ・ コモンウェルス事務総局ホームページ <http://www.thecommonwealth.org/whoweare/comm.html>
- ・ 在日フランス大使館ホームページ <http://www.ambafrance-jp.org/japanese>
- ・ ル・モンド紙『Le Monde』(フランス日刊紙)
- ・ リベラシオン紙『Libération』(フランス日刊紙)
- ・ フィガロ紙『Le Figaro』(フランス日刊紙)
- ・ ル・クリエ紙『Le Courrier』(ヴェトナム日刊紙)
- ・ フラテルニテ・マタン紙『Fraternité Matin』(コートジボワール日刊紙)
- ・ WORLD BANK 編(2003)『世界経済・社会統計 2002 World Development Indicators』東洋書林。

百科事典

- ・ 20 世紀西洋人名事典 1(1995) 日外アソシエーツ編。
- ・ 20 世紀西洋人名事典 2(1995) 日外アソシエーツ編。
- ・ *Canadian who's who vol.34*(1999) Elizabeth Lumley(ed.) University of Toronto.

フランコフォニー（フランス語圏）研究

- *Dictionnaire historique de la langue française, TOME1*(1992) Alain Rey(ed.) Paris : Robert.
- *Grand dictionnaire encyclopédique Larousse, TOME7*(1983) Paris : Larousse.
- *Grand Larousse encyclopédique, TOME5*(1962) Paris : Larousse.
- *Hachette le dictionnaire du française*(1991) Paris : Hachette.
- *Le grand Robert de la langue française. TOME3-Deuxième édition du Dictionnaire alphabétique et analogique de la langue française de Paul Robert*(2001) Alain Rey(ed.) Paris : Robert.
- *Le nouveau petit Robert : dictionnaire alphabétique et analogique de la langue française*(2000) Josette Rey-Debove et Alain Rey(eds.) Paris : Robert.
- *Nouveau Larousse encyclopédique-dictionnaire en 2volumes*(1998) Paris : Larousse.
- *The Oxford reference dictionary*(1986) Joyce M. Hawkins(ed.) Clarendon Press.
- *Webster's new world dictionary, Second college edition*(1980) David B. Guralnik(ed.) William Collins.
- *Who's who in France- Qui est qui en France 28 版*(1996-1997) Jacques Lafitte(ed.)

年表1 フランコフォニー国際組織設立の歴史

1880	フランコフォニーという用語が、地理学者オネジム・ルクリュ(1837-1916)の『フランス、アルジェリアと諸植民地』に初めて登場。
1950	「フランス語新聞と記者の国際連合」設立。 (UIJPLF:l'Union internationale des journalistes et de la presse de langue française) (⇒ 2001 年には U.P.F.と改名される。)
1960	「フランス語圏諸国の国民教育閣僚会議」設立。 (CONFEMEN:la Conférence des ministres de l'éducation nationale des pays francophones)
1961	「部分的あるいは全体的フランス語の大学連合」設立。 (AUPELF:l'Association des Universités partiellement ou entièrement de langue française)
1967	「フランス語使用議員国際会議」設立。 (AIPLF:l'Association internationale des parlementaires de langue française) (⇒ 後に APF となる。)
1969	「フランス語圏諸国の若者とスポーツの閣僚会議」設立。 (CONFESJES:la Conférence des ministres de la Jeunesse et des Sports des pays francophones)
1970	「文化技術協力機構」設立。 (ACCT:l'Agence de Coopération Culturelle et Technique) (⇒ 1996 年に l'Agence de la Francophonie, 1997 年には AIF:l'Agence intergouvernementale de la Francophonie と改名される。)
1979	「フランコフォニー市長国際会議」設立。 (AIMF:l'Association internationale des maires et responsables des capitales et métropoles partiellement ou entièrement francophones)
1986	第1回サミット開催。
1987	第2回サミット開催。
1989	第3回サミット開催。
1991	第4回サミット開催。
1993	第5回サミット開催。
1995	第6回サミット開催。
1997	第7回サミット開催。
1999	第8回サミット開催。
2002	第9回サミット開催。

(フランコフォニー国際組織ホームページより筆者作成)

年表 2 フランスの欧州地域少数言語憲章調印まで

1951・1	「地方言語および方言の学校教育に関する法案」（ディクソンヌ法）が可決されてブルトン語、バスク語、カタルーニャ語、オクシタン語が教育可能な地方言語となる。
1981	EC の欧州議会が「地域語文化の共同体憲章ならびに民族的少数派の権利憲章に関する決議」を採択。
1982・6	サヴァリ通達が発布される。
1992・2	EC 加盟国が合意して7日にマーストリヒト条約（欧州連合条約）に調印がなされる。
1992・6	92年2月7日に調印されたマーストリヒト条約の批准時に憲法改正が行われた。その一つとして第2条に「共和国の言語はフランス語である」という一文が加えられた。
1992・11	欧州審議会(COE)が「欧州地域少数言語憲章」の採択。
1994・3	マーストリヒト条約で定めた「地域委員会」の設置。
1994・8	「フランス語の使用に関する法律」（トゥーボン法）が可決され、フランス語の使用義務がさらに強化される。
1995	「民族的少数派の保護のための枠組条約」がコンセイユ・デタ(国務院)によって違憲とされてフランスは調印を見送る。
1997	保守派のジュッペから社会党のジョスパン首相に政権交代。「地域言語文化に関する調査団」が発足されて憲章調印の準備が進められる。
1999・5	フランスの歴代政府(首相府)が容易に応じなかった「欧州地域少数言語憲章」に7年後にして署名。

（三浦信孝編(2001)『普遍性か差異か』藤原書店.の関連年譜などを参考に筆者作成）

年表3 移民関連

1974	移民の新規受け入れを停止。
1989・10・11	イスラム・スカーフ事件でライシテ論争。
1990・3	移民の社会統合促進のため「統合高等審議会」の設置。
1992・2	マーストリヒト条約調印、欧州市民権・外国人が間接的に国政選挙に参加。
1993・7・8	国籍法改正（申告制導入）、移民規制を強化するバスクワ法成立。
1996・6～8	サンバピエがサンベルナル教会を占拠し、警察が強制排除。
1997・2	出入国管理を厳しくするドゥブレ法案への市民的不服従運動が盛り上がる。
1997・7	P.ヴェヌ報告 12月、国籍法と移民管理法の改正。
1997・10	サンバピエ全員に滞在許可証を要求する知識人・芸術家のアピール。
1998・5	バスクワ＝ドゥブレ法を改定するシェヴェヌマン法が公布される。
1999・3	国籍法改正、再び自動取得制に。
2003・12	スタジ委員会報告により、学校でのスカーフ着用を禁止する法律の制定を大統領に勧告。

（三浦信孝編(2001)『普遍性が差異か』藤原書店.の関連年譜などを参考に筆者作成）

* * * * *

年表4 移民教育の変遷に関する通達

1960年代後半～1970年代前半まで：同化・統合をめざす施策		
	[1970年1月13日通達]	「入門学級」の設置。
	[1973年9月25日通達]	「適応学級」の設置。
1970年代後半：各文化の共存を重視する施策		
	[1975年4月9日通達]	「小学校での三区分教授法における移民生徒のための母国語教育」
	[1977年9月28日通達]	「中学における外国人生徒のための出身言語・文化教育の授業時間外での実施」
	[1978年7月25日通達]	「移民の子どもの学校教育」
1980年代：異文化間教育		
	[1986年3月13日 a 通達]	「新しく来仏した外国人の子どものためのフランス語入門」
	[1986年3月13日 b 通達]	「小学校・中学・高校での外国人生徒受け入れ・統合」
1990年代：統合をめざす施策		
ロカール首相の諮問機関として「統合高等審議会(Haut Conseil à l'intégration)」が設置される。		

（フランス文部省官報『Bulletin officiel de l'éducation nationale』と池田賢市(2001)『フランスの移民と学校教育』明石書店、より筆者作成。なお、本稿で取り上げた通達の年代順一覧であり、公布された通達を網羅するものではない。）

資料1 フランス語圏の地域別概要1
(1998年 単位:千人)

アフリカ	総人口(千人)	実質的 フランス語人口	一時的 フランス語人口
ブラック・アフリカ(サハラ以南の国々)			
ベナン	5,700	500	950
ブルキナファソ	11,100	700	1,500
ブルンジ	6,400	170	560
カメルーン	13,900	2,490	3,600
カボベルデ	396	5	15
中央アフリカ	3,400	420	1,320
コンゴ	2,700	850	710
コンゴ民主共和国	48,000	2,090	4,300
コートジボワール	14,300	4,000	4,000
ジブチ	617	30	120
ガボン	1,100	400	600
ギニア	7,600	360	720
ギニアビサウ	1,100	1	
赤道ギニア	410	1	
マリ	11,500	1,100	1,100
モーリタニア	2,400	130	100
ニジェール	9,800	200	700
ルワンダ	5,900	175	295
サントメプリンシペ	135	1	
セネガル	8,800	790	1,210
チャド	6,700	200	1,100
トーゴ	4,300	680	1,220
平均	7,557	695	1,269
合計	166,258	15,293	24,120

マグレブ

△ アルジェリア	29,500	8,470	8,470
モロッコ	27,500	4,610	6,800
チュニジア	9,300	2,570	3,460
平均	22,100	5,217	6,243
合計	66,300	15,650	18,730

インド洋

コモロ	632	45	140
マダガスカル	15,800	90	2,500
モーリシャス	1,100	165	635
* マヨット	120	35	35
* レユニオン	664	527	100
セイシェル	74	5	30
平均	3,065	145	573
合計	18,390	867	3,440

	アメリカ	総人口(千人)	実質的 フランス語人口	一時的 フランス語人口
	カナダ	29,900	6,700	3,000
	ニューブランズウィック(カナダ)	783	250	
	ケベック(カナダ)	7,139	5,830	
[D]	ルイジアナ(アメリカ)	4,400	110	176
[D]	ニューイングランド(アメリカ)	13,500	150	
*	サンピエールミクロン	6	6	
	ドミニカ	71	2	
*	グアドループ	431	346	64
*	ギアナ	152	111	30
	ハイチ	7,400	962	740
*	マルチニク	384	308	57
	セントルシア	144	3	
	平均	5,359	1,231	678
	合計	56,388	8,697	4,067

	アジア	総人口(千人)	実質的 フランス語人口	一時的 フランス語人口
	カンボジア	10,500	20	
	エジプト	64,500	220	103
△	イスラエル	5,800	300	460
	ラオス	5,200	4	
	レバノン	3,100	780	720
	ヴェトナム	76,500	100	275
	平均	27,600	237	390
	合計	165,600	1,424	1,558

	ヨーロッパ	総人口(千人)	実質的 フランス語人口	一時的 フランス語人口
[B]	アルバニア	3,400		
	ベルギー	10,200	4,600	3,000
	ブルガリア	8,400	100	
	フランス	58,600	58,458	
	ルクセンブルク	412	400	
[B]	マケドニア	2,200	1	
	モルドバ	4,400		
	モナコ	32	30	
[C]	ポーランド	38,600	55	
	ルーマニア	22,600	950	3,000
	スイス	7,300	1,460	2,200
[D]	ヴァレダオスタ	119	35	
	平均	13,022	5,507	2,733
	合計	156,263	66,089	8,200

ベルギー・フランス語共同体

非フランス語圏諸国

[C]	リトアニア
[C]	チェコ
[C]	スロヴァキア
[C]	スロヴェニア

オセアニア	総人口(千人)	実質的 フランス語人口	一時的 フランス語人口
* ニューカレドニア	200	160	20
* ポリネシア	220	176	22
バヌアツ	200	53	
* フリスツナ	14	10	3
平均	159	100	15
合計	634	399	45

フランス語圏 総人口(千人)	実質的 フランス語総人口	一時的 フランス語総人口
629,833	108,418	60,160

(*État de la Francophonie dans le monde*(1998)より筆者作成)

<注釈>

記号の付記されていない国：四種あるフランコフォニー・サミットへの参加形態のうち、
全権を有する加盟国 [A] (49) (人口データがないがベルギー・フランス語共同体もここに含む。)

[B] : 準加盟国 (2)

[C] : オブザーバー国 (5) (うち 4 ケ国は非フランス語圏)

[D] : 特別招待国 (3)

(フランコフォニー・サミット加盟国及びオブザーバー国 56 ケ国 (2003 年現在) とは、正確には主権
国家ではない地域を含む上記の[A][B][C]を指す。)

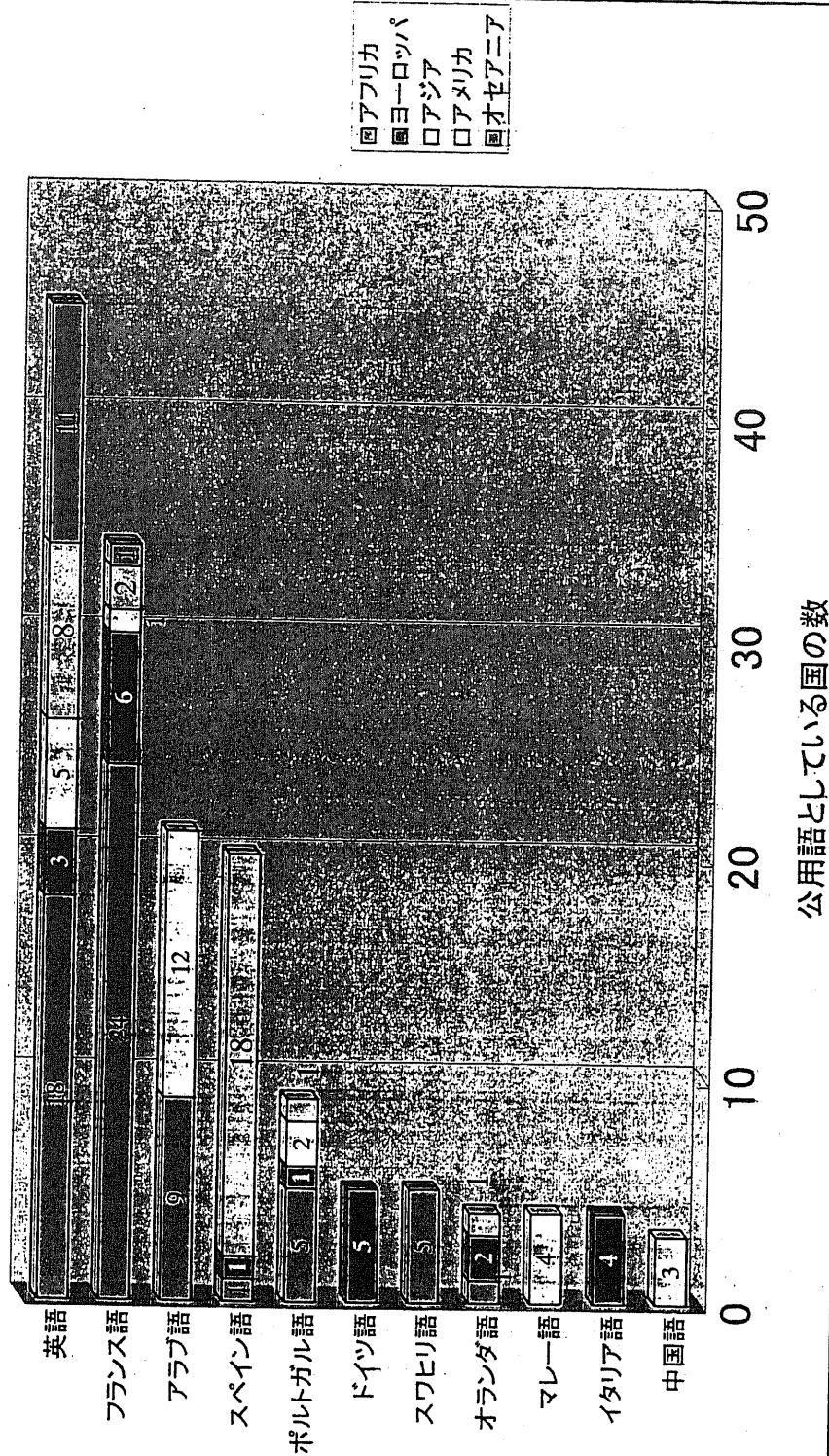
* : フランス海外地域 (9)

△ : フランス語人口が多く、加盟国と関係が深い国 (2)

「実質的フランス語人口」: フランス語を第一言語あるいは第二言語として習得しており、普段も
使用している話者の数。 (*État de la Francophonie dans le monde*(1990), ルイ=ジャン・カルヴェ著, 西
山教行訳(2000)『言語政策とは何か』白水社 P.124 参照)

「一時的フランス語人口」: フランス語圏に生活していながら、フランス語のレベルは初歩的で、
その使用が限られた話者の数。(同掲書、参照)

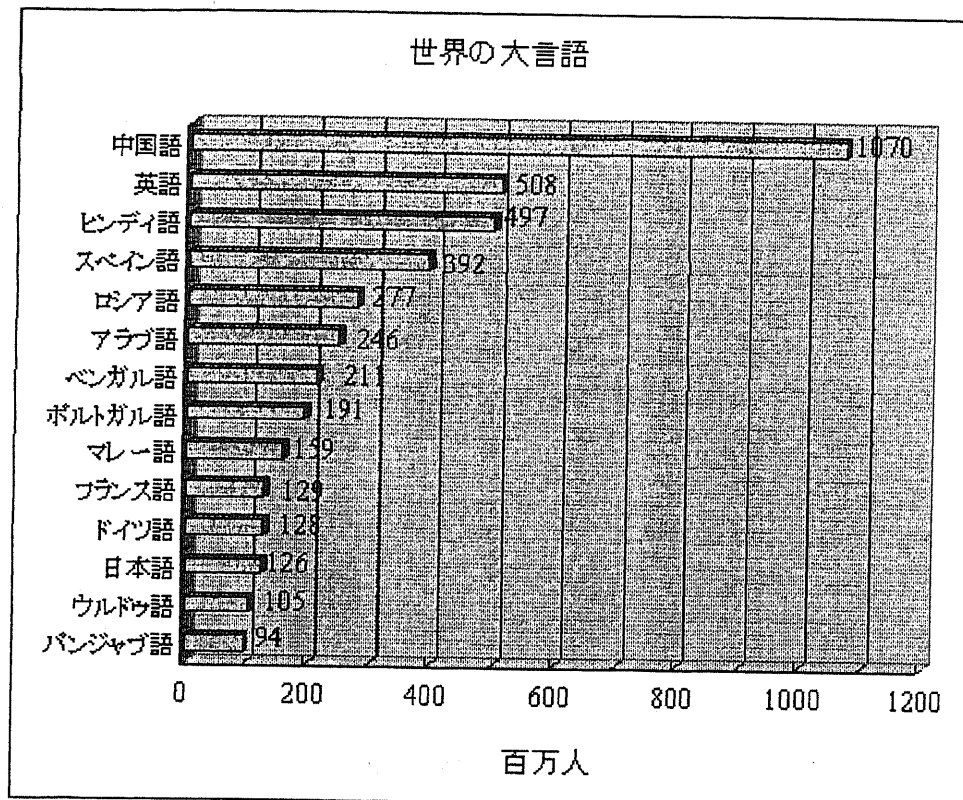
世界の大言語



Quid2003年版等を参照して長谷川作成。ただし、東チモール独立などによって、若干変動している。主権国家ではないフランスの海外圏・海外領土はカウントしていない。また、現在は中国の一部であるマカオはポルトガル語圏としてカウントしている。

<http://www1.odn.ne.jp/cah02840/FRANCOPHONIE/table1.htm>

資料 3

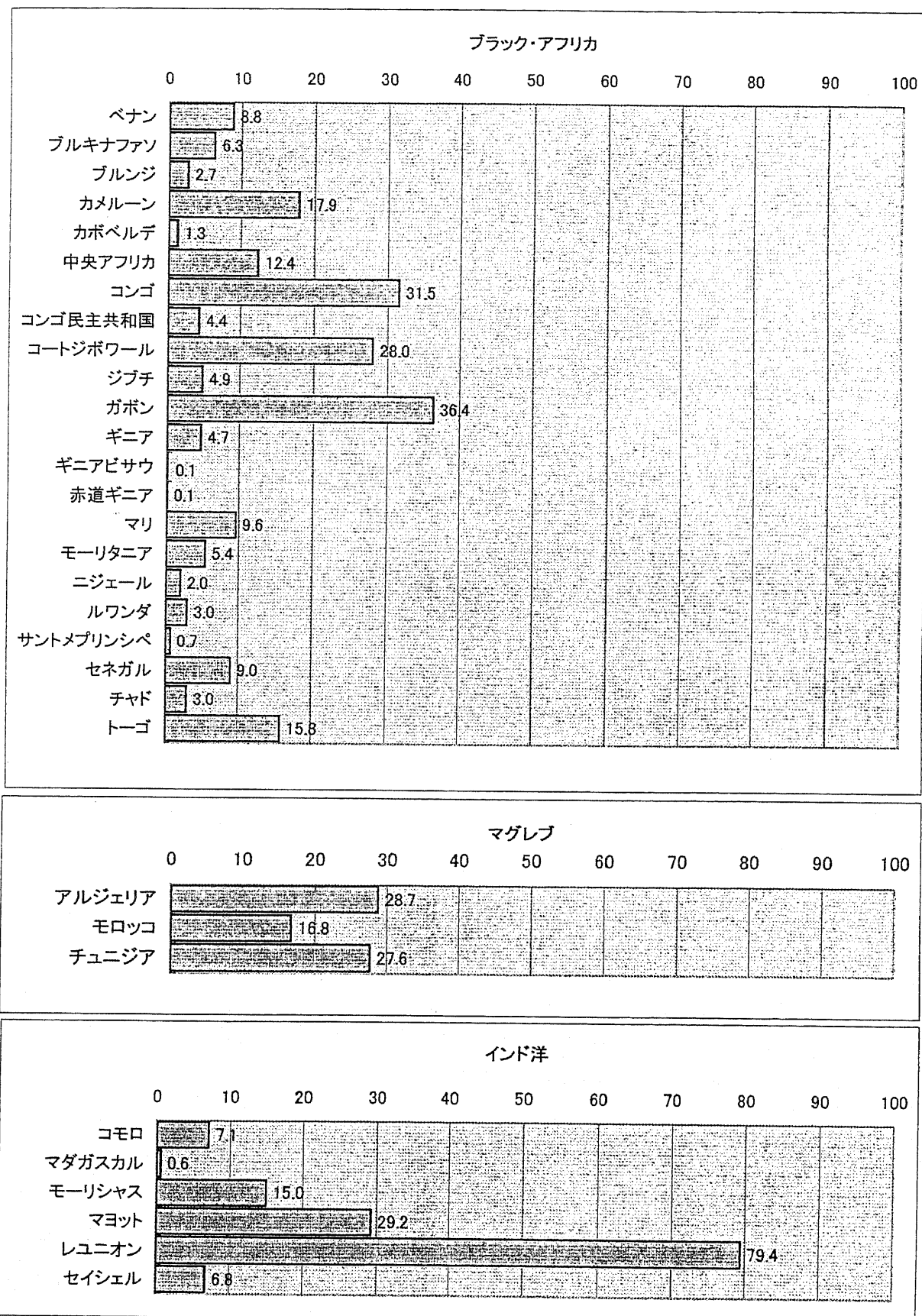


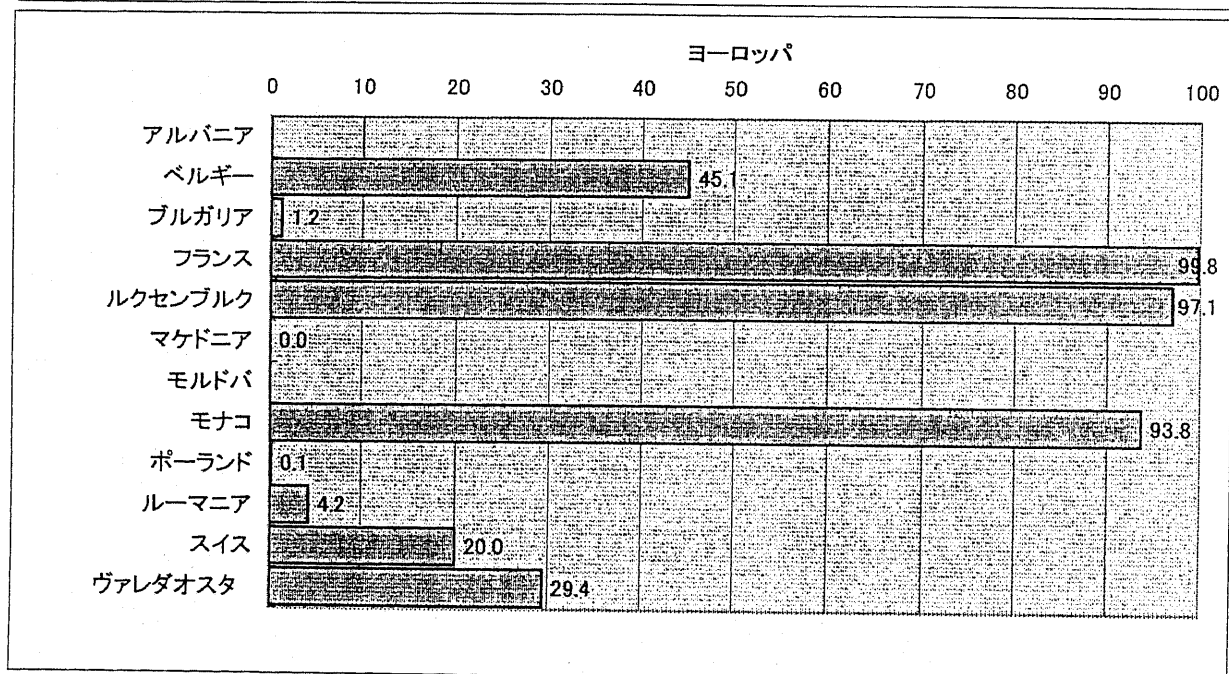
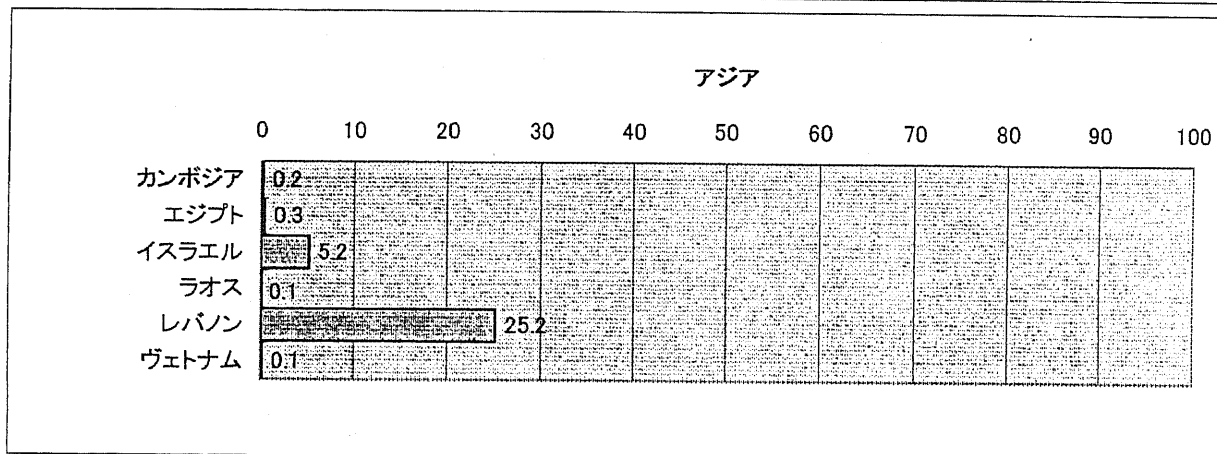
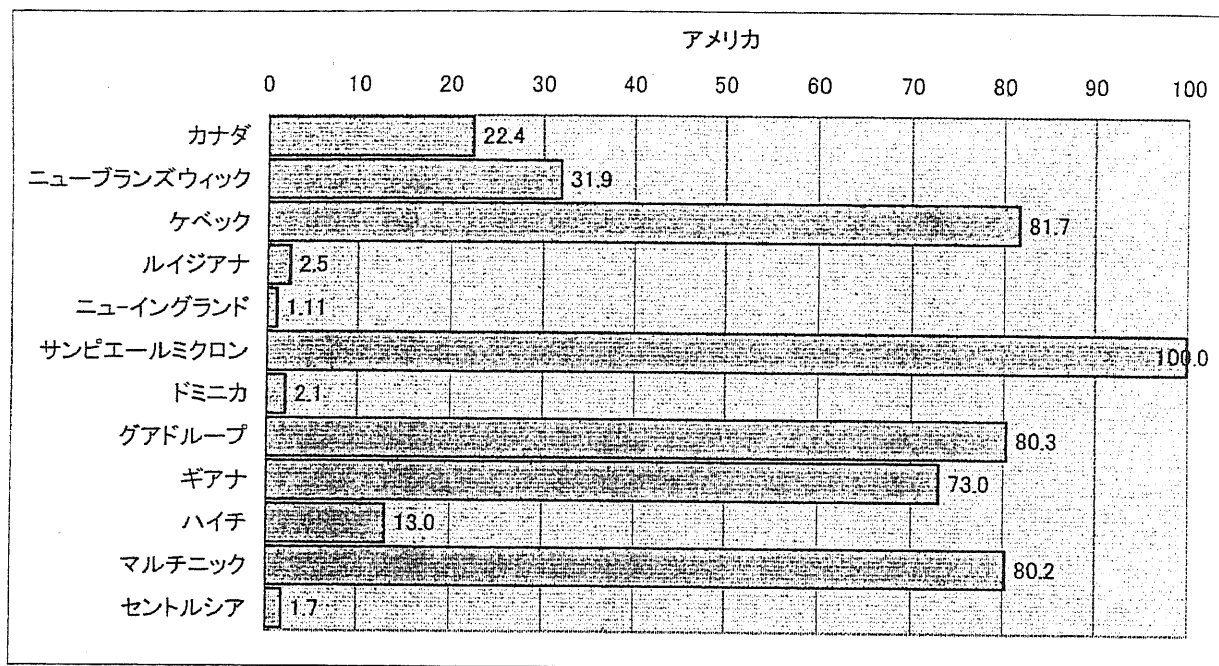
Quid 2003年版をもとに長谷川作成

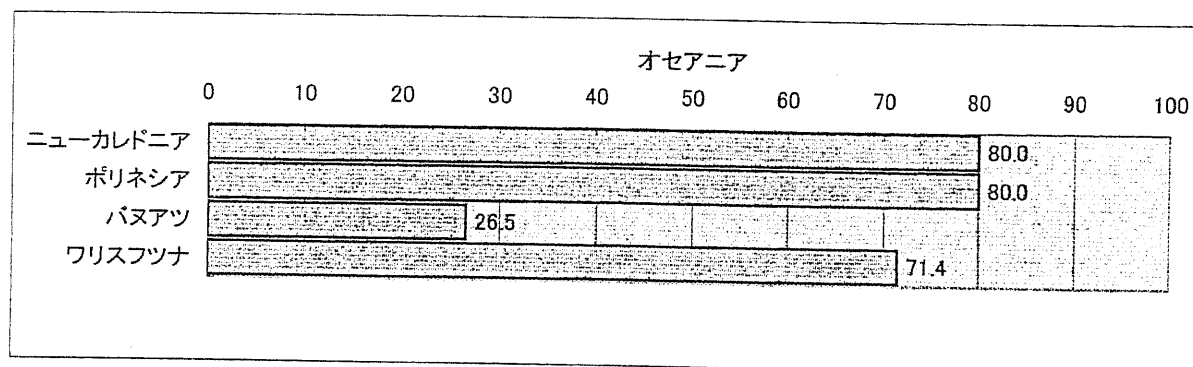
<http://www1.odn.ne.jp/cah02840/FRANCOPHONIE/graphe1.htm>

資料4 フランス語圏の地域別概要2

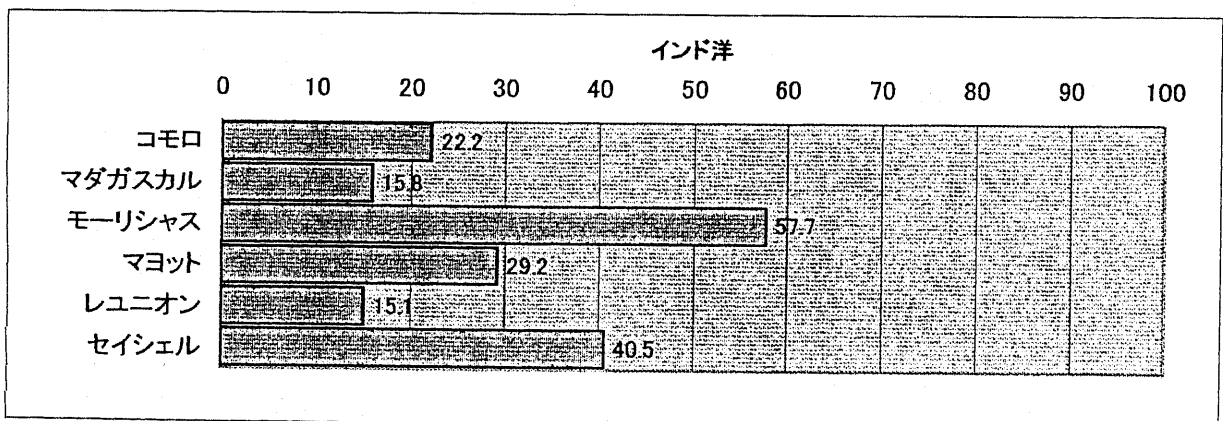
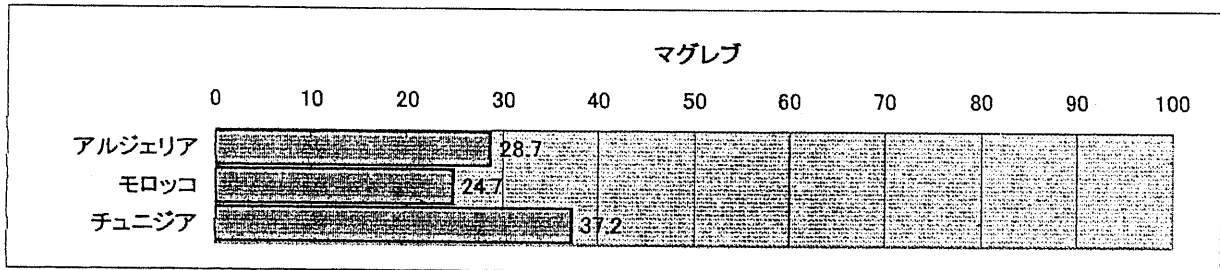
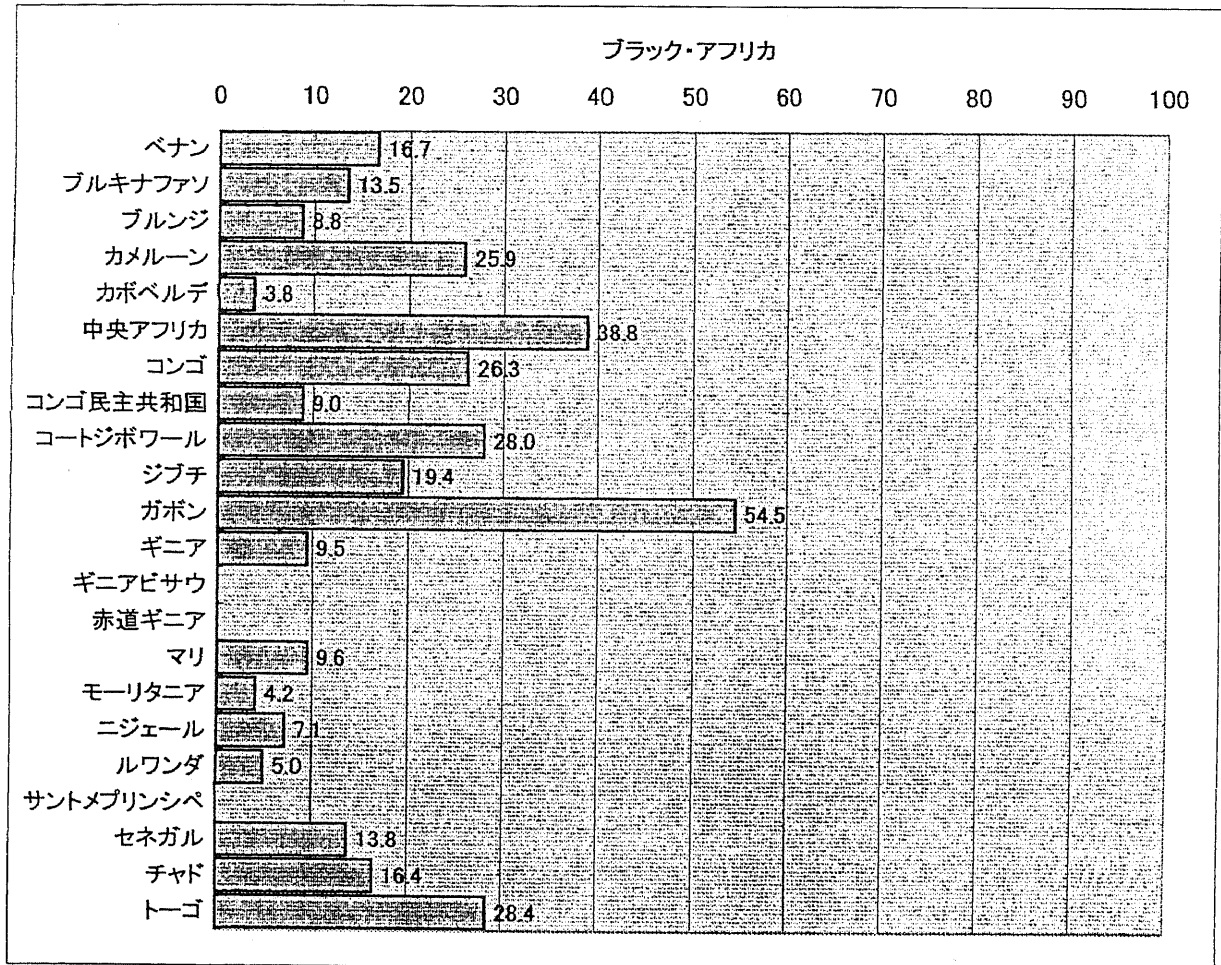
実質的フランス語人口比率(%) 1998年

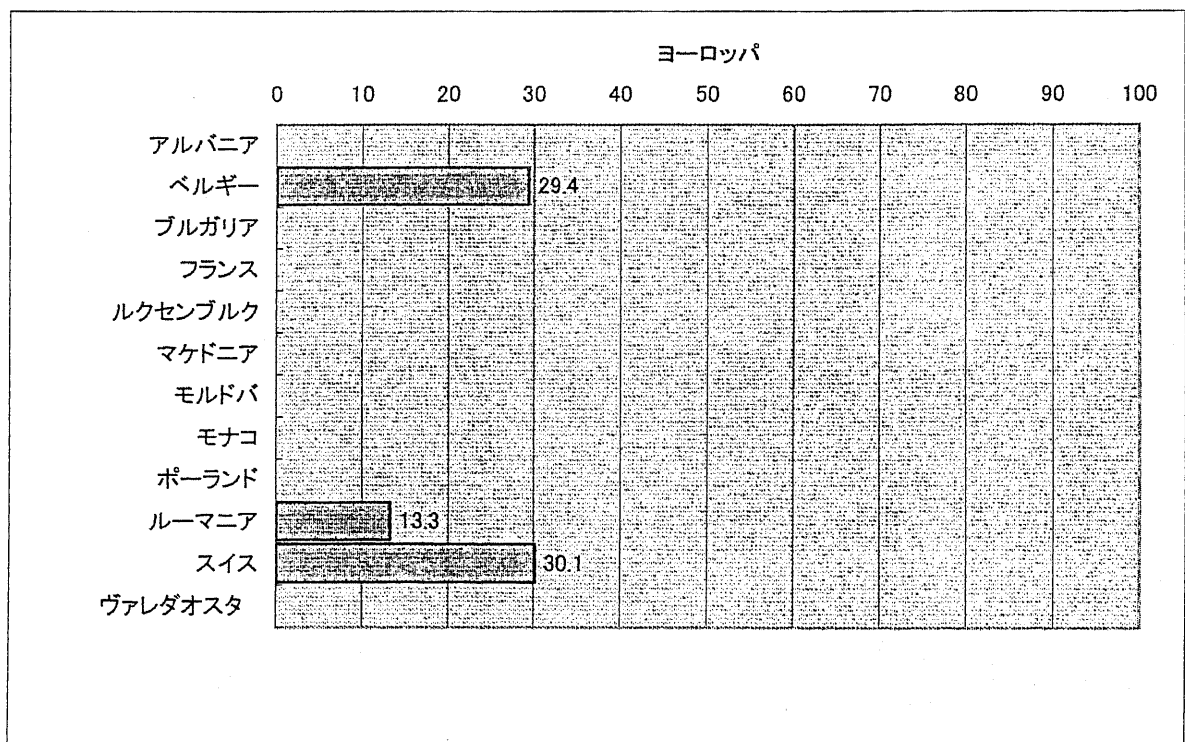
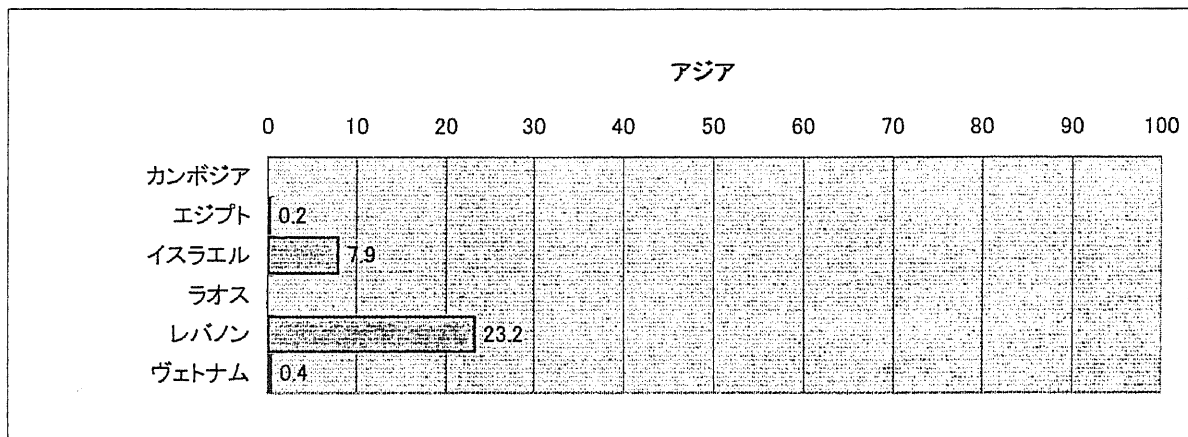
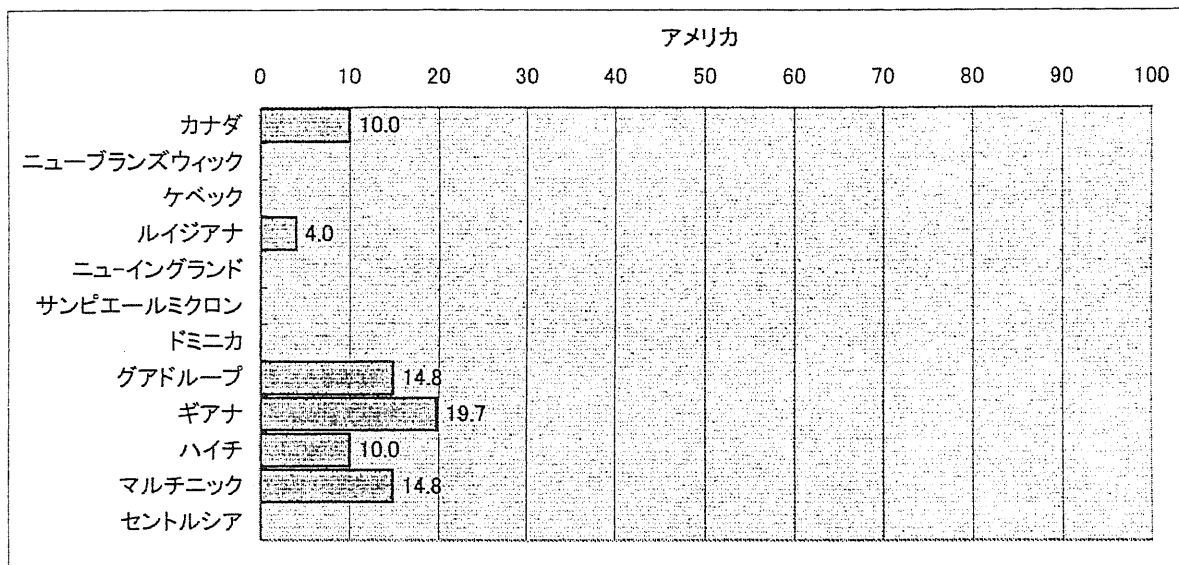


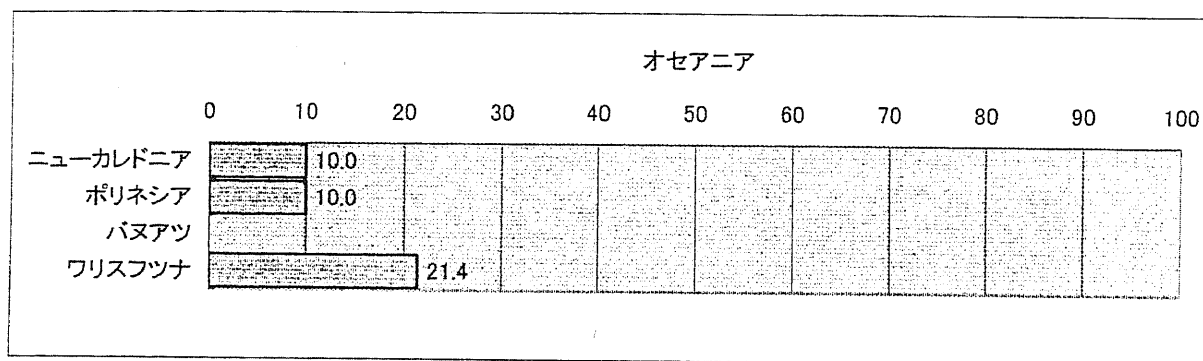


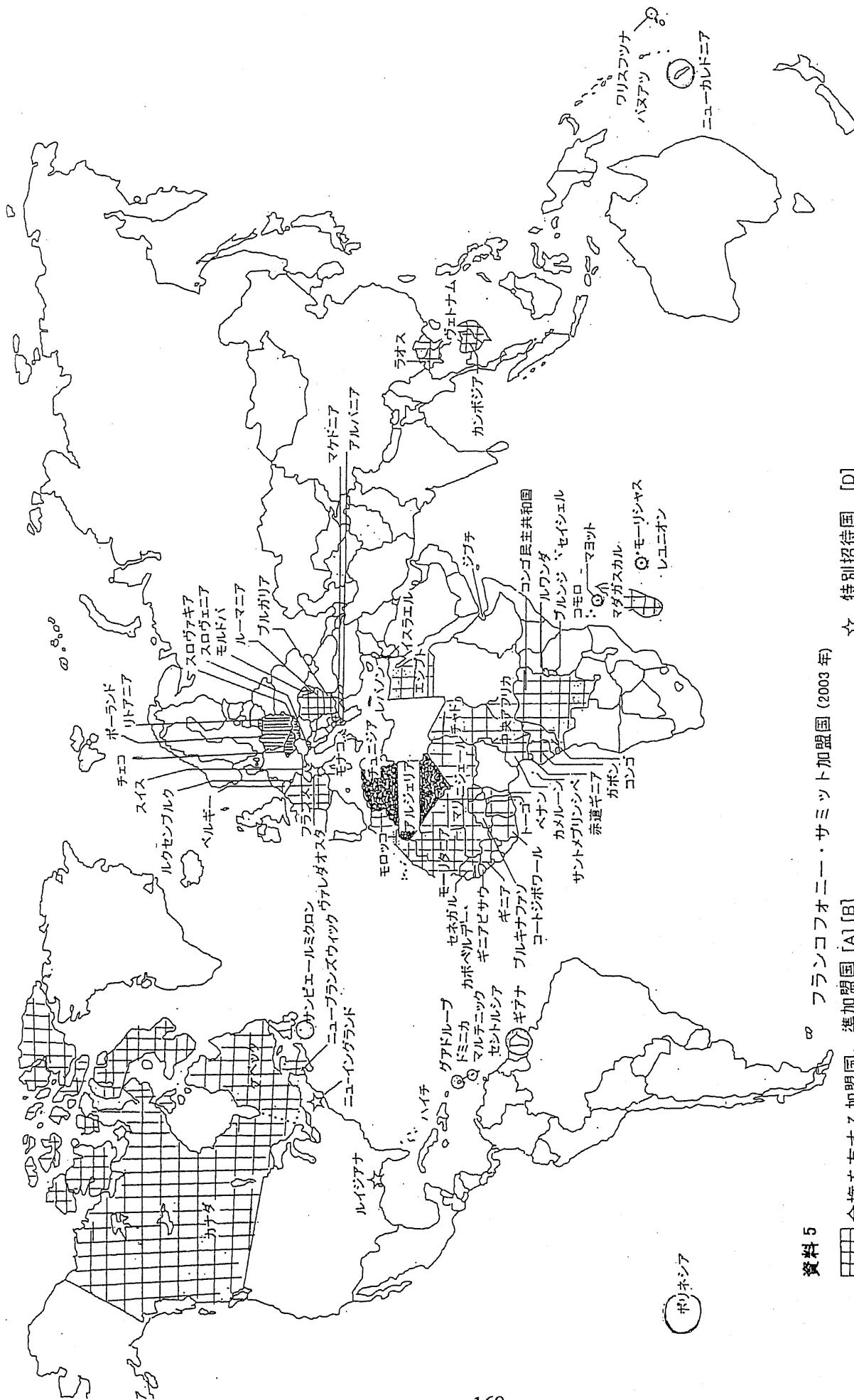


一時的フランス語人口比率(%) 1998年









資料 5

フランコフォニー・サミット加盟国 (2003 年)

全権を有する加盟国、準加盟国 [A] [B]

オブザーバー国 [C]

非加盟国だが、フランス語人口が多く加盟国と関係が深い国 △

☆ 特別招待国 [D]

○ フランス海外地域 *

(フランコフォニー国際組織ホームページ等を参照して筆者作成)

資料6 フランスの二国間ODA上位10ヶ国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	1970年		順位	国名	1980年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	アルジェリア	99	11.7	1	マルチニック*	564	16.82
2	レユニオン*	93	10.91	2	レユニオン*	487	14.52
3	マルチニック*	69	8.11	3	ニューカレドニア*	198	5.903
4	グアドループ*	54	6.35	4	ポリネシア*	159	4.76
5	コートジボワール	25	2.94	5	モロッコ	135	4.02
6	チュニジア	24	2.81	6	コートジボワール	118	3.53
7	マダガスカル	21	2.52	7	ギアナ*	109	3.2
8	ニューカレドニア*	21	2.51	8	セネガル	108	3.21
9	ギアナ*	21	2.45	9	カメルーン	95	2.82
10	セネガル	20	2.37	10	グアドループ*	85	2.54
10位の合計		447	52.66	10位の合計		2,057	61.38
二国間ODA合計		848	100	二国間ODA合計		3,351	100

順位	国名	1997年		順位	国名	2000年	
		ODA計	シェア			ODA計	シェア
1	ポリネシア*	364	7.63	1	ポリネシア*	410	9.99
2	ニューカレドニア*	335	7.02	2	ニューカレドニア*	340	8.28
3	マダガスカル	11	6.51	3	エジプト	244	5.94
4	エジプト	284	5.94	4	モロッコ	212	5.16
5	コンゴ民主共和国	242	5.08	5	ポーランド	197	4.80
6	ポーランド	220	4.61	6	コートジボワール	195	4.75
7	カメルーン	200	4.18	7	セネガル	160	3.90
8	モロッコ	154	3.23	8	カメルーン	125	3.05
9	セネガル	142	2.98	9	チュニジア	119	2.90
10	アルジェリア	137	2.86	10	マヨット*	112	2.73
10位の合計		2,390	50.05	10位の合計		2,114	51.50
二国間ODA合計		4,776	100	二国間ODA合計		4,105	100

注: * はフランス海外地域

出典: OECD